



令和元年度

事業報告書及び決算書

令和元年度

事業報告書
及び決算書



<http://www.ksj.or.jp/>



社会福祉法人京都府社会福祉事業団

〒604-0874

京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375番地

京都府立総合社会福祉会館（ハートピア京都）6階

TEL:075-222-2212 FAX:075-222-2236

社会福祉法人京都府社会福祉事業団

社会福祉法人京都府社会福祉事業団

目 次

(ページ)

1	総括	-1-
2	管理運営施設の概要	-5-
3	管理財産等の内容	-6-
4	組織	-7-
5	職員状況	-8-
6	社会福祉法人京都府社会福祉事業団役員名簿	-9-
7	理事会・評議員会開催状況	-10-
8	監事監査実施状況	-10-
9	指定管理施設運営状況	-11-
	(1) 本部事務局	-11-
	(2) 心身障害者福祉センター	-20-
	(3) 洛南寮	-40-
	(4) 東山母子生活支援施設	-57-
	(5) 視力障害者福祉センター	-66-
	(6) 桃山学園	-74-
	(7) こども発達支援センター	-90-
10	受託事業実施施設運営状況	-100-
	発達障害者支援センター	-100-
11	自主事業実施施設運営状況	-107-
	在宅福祉支援センター	-107-
12	職員研修実績	-110-
13	各施設外部派遣研修参加実績	-112-
14	各施設実習生受入実績	-113-
15	利用満足度アンケート調査結果について	-114-
16	苦情対応状況	-124-
17	ヒヤリハット・事故集計状況	-126-
18	関連資料	-127-
19	決算報告書(抜粋版)	-166-

1 総 括

令和元年度は、経営組織のガバナンス強化等の社会福祉法の趣旨に則って法人運営を行うとともに、京都府が設置する6つの社会福祉施設の指定管理者として第三期目（平成28年4月1日から令和3年3月31日まで）の後半期において、安心安全で質の高いサービスが提供できるよう、次のような取組を行った。

(1) 社会福祉法に則った法人運営等

社会福祉法を踏まえて改正した定款等に則り、理事会及び評議員会の運営を行った。

理事会については、年4回の通常理事会を開催し、就業規則、給与規程等の諸規定の制定・改廃や平成30年度決算・事業報告、令和2年度事業計画・当初予算などの議案について審議するとともに、理事長及び常務理事の職務執行状況などの報告を行った。

評議員会については、6月28日開催の評議員会では、平成30年度決算の審議及び平成30年度事業の報告等を行った。令和2年3月26日開催の評議員会等では、令和元年度補正予算、令和2年度事業計画・当初予算、理事及び監事の選任等の審議及び働き方改革関連法への対応、利用者満足度アンケート調査結果等の運営状況の報告を行った。

また、会計監査人については、当初は当事業団は平成31年度から導入対象となっていたが、その時期が延期されたため、引き続き内部体制の整備等の必要な準備を継続することとした。

また、各施設のあり方については、京都府と連携して府立施設としてのあり方について継続的に検討を進めることとした。

(2) 安心安全で質の高いサービスが提供できる施設づくり

地震等の自然災害や感染症などの危機事象に対応するリスクマネジメントについては、リスクマネジメントワーキンググループを中心に継続して取り組み、各種マニュアルの点検・修正、備蓄品の点検・補充、避難経路の点検・確保、電気、水道等のライフラインの被災時の課題抽出、各施設の地元自治体や近畿の社会福祉事業団との連携の確認・強化等を行った。

また、令和元年年末から発生した新型コロナウィルス感染症が急速に拡大する中、情報の収集と発信、感染の予防・拡大防止措置、勤務条件の整備、事業継続への対応等に、迅速・的確に取り組んでいる。

安心安全で質の高いサービスが提供できる施設づくりの観点から組織した、サービス向上推進本部を中心に、継続して利用者支援に係るマニュアルの点検と改善を進めた。平成30年度に引き続き、これまでに整備した緊急時の対応マニュアルや与薬等のマニュアルを現場に即して点検し、理事長による施設ヒアリングも行いながら更なる充実に努めた。事故については、昨年度と比較して発生件数は9件減となった。（H30：30件→R1：21件）

(3) 働き方改革関連法に対応する取組の推進

平成26年4月の給与制度改正後5年が経過し、人件費の増加傾向、専門職種の人材確保の難航等の新たな課題に対応するとともに、働き方改革関連法に基づく正規職員と非正規職員との間の不合理な待遇差の解消に対応するため、令和2年4月から、正規職員（総合職員）の給与制度を見直すとともに、契約職員と非常勤嘱託職員の職務内容等の見直しを行い、地域職員と嘱託職員に切り替え、

それぞれの給与・休暇制度を構築した。

また、年次有給休暇の確実な取得、長時間労働の解消、勤務時間の客観的な把握の取組みを推進した。

(4) 虐待防止策等の推進

平成27年度に法人内で発生した虐待事案を踏まえ、透明性のある開かれた組織運営、職員の意識改革と資質の向上、職員間の情報共有と明るく風通しのよい職場環境づくりを中心に、昨年度に引き続き法人を挙げて取り組んだ。透明性のある組織運営については、法人虐待防止委員会の外部委員に各施設で開催する虐待防止委員会（事故防止委員会と同時開催）に出席いただくこと等により実地調査を実施し、施設運営に係る助言・指導を得た。毎年開催している法人虐待防止委員会については、平成28年度以降の取組みを総括する機会として準備をしていたものの、新型コロナウィルス感染症の拡大等の理由により延期した。また、職員の意識改革や支援力の向上を図るため、虐待防止研修や専門研修等を本部及び施設において実施した。さらに、各施設において、日々の朝礼や引継ぎ等により職員間の情報共有に努めるとともに、施設外部委員の参画を得て施設虐待防止委員会を開催したり、利用者や保護者等の声を聞く機会を設け、風通しのよい施設運営に努めた。

(5) 収支バランスの取れた健全な財政運営

収支バランスの取れた健全な財政運営は、法人運営の基本であるため、毎月の管理会議で収入の増減分析等を行いながら予算執行管理に努めた。

収入については、利用料収入のうち障害福祉サービス等事業収益では、桃山学園障害児入所施設及びこども発達支援センターの地域支援・放課後等デイサービスの利用児数は、前年度を上回ったものの、心身障害者福祉センター障害者支援施設、視力障害者福祉センター及びこども発達支援センターの通園部門での利用者数減の影響の方が大きかったこと、加えて昨年度末に廃止した「ホームヘルプステーションゆう」の収入も減ったため、結果として前年度を7,930千円下回った。また、医療事業収益では、リハビリテーション病院については若干の増となったが、こども発達支援センター診療所の患者数減が影響し、前年度を3,849千円下回った。その他、介護保険事業収益では、洛南寮養護老人ホームにおける特定施設入居者生活介護は、概ね前年度並みの収入となり、また児童福祉事業収益では3,488千円の增收となったものの、これは、桃山学園児童養護施設入所児童の教育費負担に係る補助金収入によるものであり、支出も同様に増加するものである。

また、指定管理料等収益では、消費税率増（8%→10%）の影響があったものの、リハビリテーション病院における医師の減員（1名）により前年度比約11,051千円の減となった。その他、視力障害者福祉センターの給湯設備更新業務の委託料を含むその他事業収益で前年度比7,006千円、桃山学園への多額寄付を含む経常経費寄附金収益で前年度比6,264千円の増もあった。

以上、「サービス活動収益」は、前年度決算を6,245千円下回る2,347,757千円となった。

支出については、人件費では、上記のとおり医師の減員のほか、昨年度半年間臨時に直営で行っていた給食業務を委託に戻したこと等により前年度比67,386千円の減となった。

なお、賞与については、月次収支の動向を踏まえ執行することで、支給額は215,304千円とほぼ予算額（215,000千円）どおりの執行となった。

事業費については、消費税率増の影響のほか、桃山学園児童養護施設の児童に係る入学費用や授業料等の増により、教育指導費が前年度比3,965千円の増、リハビリテーション病院等における医薬材

料費が 2,294 千円の増となる一方、契約電力会社見直しの効果もあり水道光熱費が 3,843 千円の減等もあり、総額は前年度比 2,345 千円の増となった。

事務費についても、消費税率増の影響のほか、給食業務を委託に戻したこと等により、業務委託費が前年度比 49,930 千円増加し、前年度のこども発達支援センター新館整備に関する備品購入費等が減額となったものの、総額は前年度比 43,299 千円の増となった。その内、修繕については、心身障害者福祉センターの浴槽壁改修や洛南寮のトイレ改修、視力障害者福祉センターのボイラー設備更新など施設整備に努めたものである。

以上、「サービス活動費用」は、前年度決算を 22,225 千円下回る 2,357,121 千円となった。

この他、桃山学園児童養護施設への寄附金等（5,886 千円）について、次年度以降に執行することとし、備品等購入積立金に積み立てるとともに、最終予算から医療事業収益等利用料収入が更に増収となったほか、水道光熱費等が減額となったこと等から資金収支差額（16,000 千円）を事業安定化積立金へ積み立てることとした。この結果、今年度は収支バランスを保つことができ、当期活動増減差額はプラス（311 千円）という健全な財政運営を達成することができた。

(6) 人材育成の強化と広報活動の推進

かねてから取得に向けて取り組んできたきょうと福祉人材育成認証制度における上位認証について、事業団のキャリアパス等人材育成体系の構築や働きやすい職場づくりの取組み等が評価され、令和元年 11 月 1 日に上位認証の取得に至り、広報を通じて事業団の魅力を発信した。

また、平成 29 年度から運用してきた人事考課制度については、法人共通キャリアパスと連動させ、評価基準を従来の「求める人材像に対する自己評価」から「法人キャリアパス充足度自己評価」に変更し、上司とのコミュニケーションの活性化とともに、よりきめ細かく人材育成につながる制度として構築した。

さらに、福祉人材確保の環境は厳しさを増し、人材確保の取組は非常に重要となっているが、若手職員で構成する広報委員会で各種取組を検討し、就職説明会への参加・開催や大学・専門学校への訪問等を行うとともに、Facebook 等 SNS への各委員による生の声の発信や、ホームページブログの各施設におけるきめ細かな更新など、リクルートに係る積極的な広報活動を引き続き行った。一方で、人材定着を図るため、働きやすい職場づくりをめざし、毎年行う職員アンケートの声等を踏まえて、妊娠・出産・育児に係る制度の周知や年休取得、健康診断の受診の推進に改めて取り組んだ。

(7) 地域福祉への貢献、地域における公益的な取組の推進

社会福祉法の改正に伴い社会福祉法人に求められている「地域における公益的な取組み」として、職員の専門性を發揮し、各種の取組みを実施した。本部事務局では、京都府の「きょうと地域創生府民会議」協賛事業として在宅介護を行う方々や介護従事者を対象に介護講座（おうち DE 介護）を、心身障害者福祉センターでは高次脳機能障害に関する相談会や医師等による出前講座を、こども発達支援センターでは発達障害に関する公開講演会を開催したほか、各施設において、実習や職場体験を受け入れ、地域イベントへも積極的に参加した。また、今年度は洛南寮救護施設において、地域で就労が困難な方への訓練事業（認定就労訓練事業）を新たに開始し、受け入れた。

2 管理運営施設の概要

(1) 指定管理施設					
施設名称	所在地	施設種別	定員	受託年月日	設立年月日
京都府立心身障害者福祉センター (所長:久保 健一)	城陽市中芦原	障害者支援施設 ・生活介護 ・自立訓練(生活訓練) ・施設入所支援 ・短期入所(空床型) 附属リハビリテーション病院 体育館	50名 50名 10名 50名 1名 病床数25床 —	昭和52年8月2日 昭和53年4月1日	昭和53年4月1日
京都府立洛南寮 (寮長:伊藤 勝敏)	京田辺市大住仲ノ谷14-1	救護施設 養護老人ホーム	100名 100名	昭和57年8月1日 昭和22年2月28日	
京都府立東山母子生活支援施設 (施設長:森口 哲次)	京都市東山区清水四丁目185-1 (京都府立家庭支援総合センター内)	母子生活支援施設	20世帯	昭和58年4月1日	昭和22年1月15日
京都府立視力障害者福祉センター (所長:松本 耜)	京都市左京区下鴨森本町21	障害者支援施設 ・就労移行支援(養成 施設) ・施設入所支援	70名 70名 40名	昭和58年11月1日 昭和23年7月1日	昭和58年11月1日
京都府立伏見桃山学園 (園長:岩本 健也)	京都市伏見区桃山町遠山50	障害児入所施設 ・施設入所 ・短期入所 ・日中一時支援事業 ・相談支援事業 児童養護施設 ・子育て支援事業	30名 3名 30名 (短期利用事業含む)	昭和59年4月1日 昭和23年10月31日	昭和59年4月1日
京都府立こども発達支援センター (所長:平井 清)	京田辺市田辺茂ヶ谷186-1	児童発達支援センター ・福祉型 ・医療型 ・児童発達支援事業 ・保育所等訪問支援 ・障害児相談支援 ・放課後等デイサービス ・居宅訪問型児童発達支援	30名 30名 1日5名 — 1日10名 —	平成15年8月1日 平成15年10月1日	平成15年10月1日

※ 平成18年6月1日より全施設の管理代行者として、管理・運営を行う。

(2) 自主事業実施施設

施設名称	所在地	事業内容	定員	開始年月日
在宅福祉支援センター (所長:青木賀代子)	城陽市中芦原 (府立心身障害者福祉センター一体体育館内)	相談支援事業所TOMO ・特定相談支援 ・一般相談支援	—	平成25年4月1日

(3) 受託事業実施施設

施設名称	所在地	施設種別	定員	受託年月日	設立年月日
京都府発達障害者支援センター (センター長:長谷川 福美)	京都市伏見区竹田流池町120 (京都府精神保健福祉総合センター内)	—	—	平成19年4月1日	平成19年10月29日
こども相談室 (室長:長谷川 福美)	京田辺市田辺茂ヶ谷186-1 (こども発達支援センター内)	—	—	平成30年10月1日	平成30年10月1日

令和2年3月31日現在

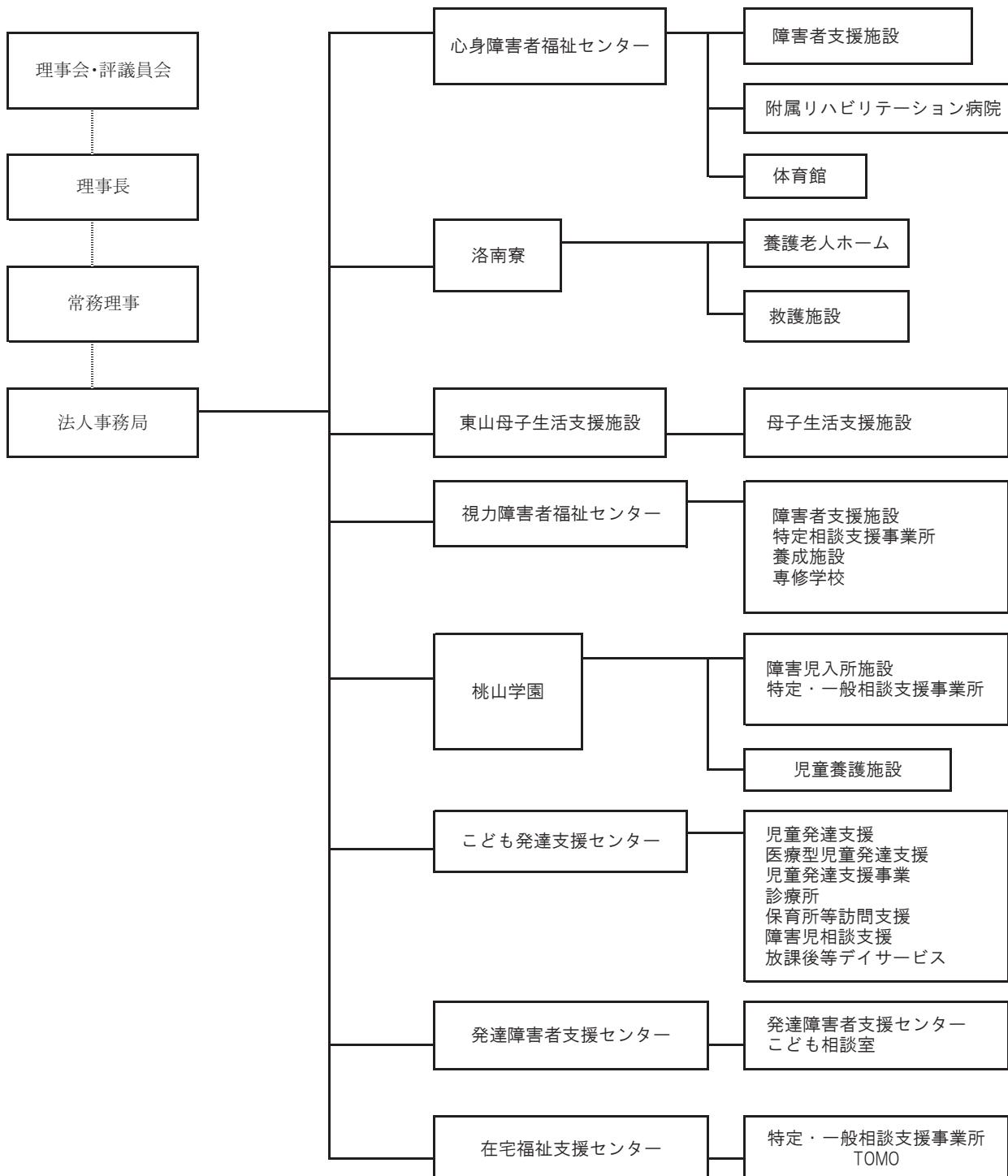
3 管理財産等の内容

(1) 指定管理施設

施設の名称	土地	建物	
		建物延べ面積	専有面積
京都府立心身障害者福祉センター	56,151.61m ²	11,059.87m ²	—
京都府立洛南寮	11,295.00m ²	6,316.84m ²	—
京都府立東山母子生活支援施設	—	—	1,305.63m ²
京都府立視力障害者福祉センター	3,888.12m ²	3,664.99m ²	—
京都府立桃山学園	12,709.27m ²	4,134.39m ²	—
京都府立こども発達支援センター	9,577.67m ²	2,077.63m ²	—

4 組織

法人名	社会福祉法人 京都府社会福祉事業団
代表者名	理事長 金谷 浩志
設置主体	京都府
基本金	10,000,000円
設立年月日	昭和52年8月2日
主たる事務所	京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375番地



令和2年3月31日現在

5 職員状況

(ア) 職員数

(単位:名)

区分 施設名	常勤職員					小計	非常勤職員		小計	合計
	プロパー	再雇用	府OB	府派遣	契約職員		再雇用	嘱託職員		
法人事務局	5	1	1		5	12	0.1		0.1	12.1
心身障害者 福祉センター	30	1	2		1	34	0.0	6.3	6.3	40.3
附属リハビリ テーション病院	32	3	1	1	1	38	0.0	6.3	6.3	44.3
洛南寮	34	2	1		8	45	0.8	5.9	6.7	51.7
東山母子 生活支援施設	6				2	8		0.8	0.8	8.8
視力障害者 福祉センター	14				2	16		2.8	2.8	18.8
桃山学園	21		1		11	33		2.7	2.7	35.7
こども発達 支援センター	43		1	1	12	57		6.6	6.6	63.6
発達障害者 支援センター	6					6	0.8	0.0	0.8	6.8
在宅福祉支援 センター	1				1	2			0.0	2.0
合計	192	7	7	2	43	251	1.7	31.3	33.0	284.0

※令和2年3月31日現在

※非常勤職員は、常勤換算で勘定

※理事長、常務理事は含めない。

※附属リハビリテーション病院については、宿直医は含めない。

(イ) 勤続年数別職員数

(単位:名)

3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上	平均 勤続 年数	合計
50	13	40	33	26	30	12.68年	192

※プロパー職員のみ勘定

(ウ) 年齢構成別職員数

(単位:名)

22歳以下	23歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳以上	均年	合計
2	24	40	64	57	5	43.26才	192

※プロパー職員のみ勘定

6 社会福祉法人京都府社会福祉事業団役員名簿

令和2年3月31日現在

職　名	氏　名	備　考
理　事　長	金　谷　浩　志	
常　務　理　事	森　本　幸　治	
理　事	磯　彰　格	(福)南山城学園理事長
〃	伊　藤　勝　敏	(福)京都府社会福祉事業団京都府立洛南寮長
〃	北　川　靖	京都府医師会副会長
〃	久　保　俊　一	京都府立医科大学特任教授
〃	余　田　正　典	(福)京都府社会福祉協議会常務理事
監　事	大　槻　明　司	京都府民間社会福祉施設職員共済会常務理事
〃	人　見　敏　之	公　認　会　計　士
評　議　員	有　賀　や　よ　い	精　神　科　医
〃	岩　井　光　男	(福)京都育成の会理事長
〃	岡　本　民　夫	同　志　社　大　学　名　譽　教　授
〃	杉　原　優　子	元京都府介護福祉士会会长
〃	徳　川　輝　尚	全国身体障害者施設協議会顧問
〃	戸　田　雄　一　郎	元京都府保健福祉部長
〃	中　島　す　ま　子	京都府看護協会会長
〃	藤　田　良　一	京都府老人福祉施設協議会副会長
〃	松　井　道　宣	京都府医師会会長

(各50音順に記載)

7 理事会・評議員会開催状況

(ア) 理事会

区分	開催年月日	開催場所	出席状況	議案
第98回理事会	令和元年6月11日(火)	京都府立総合社会福祉会館	出席理事 7名 欠席理事 0名 出席監事 2名 欠席監事 0名	第1号議案 平成30年度事業報告について 第2号議案 平成30年度決算について 第3号議案 理事及び監事の選任について 第4号議案 第32回評議員会の招集について 原案のとおり同意を得た
第99回理事会	令和元年6月28日(金)	京都府立総合社会福祉会館	出席理事 7名 欠席理事 0名 出席監事 1名 欠席監事 1名	第1号議案 理事長及び常務理事の選定について 第2号議案 評議員候補者の推薦について 原案のとおり同意を得た
第100回理事会	令和元年9月24日(火)	京都府立総合社会福祉会館	出席理事 7名 欠席理事 0名 出席監事 2名 欠席監事 0名	審議事項なし
第101回理事会	令和元年12月24日(火)	京都府立総合社会福祉会館	出席理事 7名 欠席理事 0名 出席監事 1名 欠席監事 1名	第1号議案 令和2年度に向けた給与制度等の見直しに関する諸規程の改正について 原案のとおり同意を得た
第102回理事会	令和2年3月19日(木)	京都府立総合社会福祉会館	出席理事 5名 欠席理事 2名 出席監事 2名 欠席監事 0名	第1号議案 令和元年度補正予算について 第2号議案 令和2年度事業計画及び当初予算について 第3号議案 組織規程・経理規程の改正について 第4号議案 監事の選任について 第5号議案 第33回評議員会の招集について 原案のとおり同意を得た
書面決議	令和2年3月26日(木)	—	—	第1号議案 理事の選任について 第2号議案 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準について 原案のとおり全員同意を得た

(イ) 評議員会

区分	開催年月日	開催場所	出席状況	議案
第32回評議員会	令和元年6月28日(金)	京都府立総合社会福祉会館	出席評議員 7名 欠席評議員 2名	第1号議案 平成30年度決算について 第2号議案 理事及び監事の選任について 原案のとおり同意を得た
第33回評議員会	令和2年3月26日(木)	京都府立総合社会福祉会館	出席評議員 7名 欠席評議員 2名	第1号議案 令和元年度補正予算について 第2号議案 令和2年度事業計画及び当初予算について 第3号議案 監事の選任について 原案のとおり同意を得た
書面決議	令和2年3月27日(金)	—	—	第1号議案 理事の選任について 第2号議案 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準について 原案のとおり全員同意を得た

8 監事監査実施状況

区分	開催年月日	開催場所	監査事項
監事監査	令和元年5月23日(木)	京都府立総合社会福祉会館	・令和元年度各事業及び各会計決算について ・事業は適正に実施され、各会計決算については、正確に処理されていることを認められた。

9 指定管理施設運営状況

(1) 本部事務局

【概況】

令和元年度は、昨年度に引き続き、社会福祉法に則り、理事会や評議員会等の適切な運営に努めるとともに、第三期指定管理期間の4年目として、受託した社会福祉施設の効率的・効果的な運営に取り組み、収支均衡した健全な運営を行った。また、福祉事業を取り巻く状況の変化や施設の老朽化などを踏まえ、京都府と連携して府立施設としてのあり方について、引き続き検討していくこととした。

施設における安心安全の確保については、地震対策マニュアルの点検・修正、地元の避難所等での受入体制、近畿の社会福祉事業団との連携の確認、備蓄品の点検・補充等を行った。加えて、新型コロナウィルス感染症への対応については、国等からの情報収集と発信に努めながら、法人の新型インフルエンザ等発生時対応マニュアルも踏まえ、施設の特性等に応じた感染予防・拡大防止に迅速・的確に取り組んだ。

また、安心安全で質の高いサービスの提供をめざし、引き続き、理事長をトップとするサービス向上推進本部において施設ヒアリングを行いながら、緊急時の対応マニュアルや与薬等の特定業務マニュアルの点検・整備を行った。

虐待防止については、法人虐待防止委員会の外部委員による施設実地調査や各施設の事故・虐待防止委員会への本部事故防止推進員の参画等による点検を進めるとともに、職員セルフチェック等の取組による風通しのよい職場づくりや、虐待防止研修等による職員意識の向上を図り、虐待が発生しない環境づくりに取り組んだ。

人材育成については、人事考課制度と法人共通キャリアパスとの連動や施設別キャリアパスの完成などの充実を図り、11月には人材育成・定着に積極的に取り組む事業所として評価される「きょうと福祉人材育成認証制度」の上位認証を取得した。また、安定的な人材確保に向けて、上位認証を取得したこと等広報し、事業団や福祉職場の魅力を発信した。

働き方改革関連法への対応については、ワーキンググループを組織し、職務内容・分担の在り方を見直し、新たに総合職員・地域職員・嘱託職員に区分し、それぞれの職員区分に応じた給与制度及び休暇制度を構築するとともに、職員の有休休暇取得促進、時間外労働の縮減、適切な勤務時間管理の推進に取り組んだ。

【事業計画とその取組結果】

1. 虐待防止の徹底、危機管理体制の強化

(1) 虐待防止の徹底

- ア 外部委員主体で構成される法人虐待防止委員会の継続開催や委員の実地調査による法人内各種取組の点検・進行管理
 - ・ 法人虐待防止委員会の6名の外部委員が、6施設・延べ26回の実地調査を実施し、

各施設における虐待防止の取組みについて助言・指導を実施（委員会は次年度に開催を延期）

- ・本部事故防止推進員が、各施設の事故・虐待防止委員会に参画(延べ 58 回)し、事故・ヒヤリハット事例や利用者からの苦情・要望等を検証し、予防対策等について助言

イ 施設職員チームでの施設間相互チェックや職員セルフチェックの実施による風通しのよい職場づくりの推進

- ・中堅層～熟達層の職員を、施設横断的に 6 チームに編成し、全ての施設を訪問の上、施設の雰囲気や環境をチェックし、改善策等を提案
- ・「虐待防止に係る職員セルフチェックシート」を活用して、職員自身が虐待の危険性について毎月点検し、その集計結果を施設間で点検・共有する他、職員にフィードバックし、必要に応じて管理職が個別面談の上、助言等実施



施設間チェックの様子(心障)

ウ 利用者、ご家族等からの意見や苦情を活かせる施設運営の推進と、法人全体における苦情解決システム(第三者委員との連携・情報公開等)の推進

- ・利用者等の意見や苦情を活かす施設運営をめざし、施設ごとの第三者委員（外部専門家）と施設の苦情受付担当者とで意見交換会を実施し、各施設の苦情、要望等について指導、助言を受け、その結果を職員へフィードバック。苦情解決状況は、事業報告書等を通じて外部にも公表。

エ 虐待防止研修や各種技術研修実施による職員の意識改革と専門性向上の推進

- ・福祉施設の虐待事案に精通する弁護士を講師に迎え、一般職員を対象に虐待防止に係る基礎的な法令を理解することをテーマに虐待防止研修を実施
- ・成人の利用者や保護者等を対象とした接遇について、ロールプレイの手法により学ぶ接遇研修を実施



接遇研修:ロールプレイを交えての講義

オ 児童虐待の防止をめざしたオレンジリボン運動への参加継続

- ・オレンジリボンバッジの貸与制度（H28 整備）により職員の携帯を推進

(2) 施設管理責任・危機管理体制の強化

**ア リスクマネジメントに係るワーキンググループを中心に、地震災害や感染症など危機事象に対する課題を点検し、実効性を高める取組を推進
(地震対策)**

- ・利用者の施設外への避難対策を踏まえた地震対策マニュアルの整備・充実とマニュアルに基づく訓練の実施、地震防災に係る職員研修の実施
- ・令和元年度第 1 回リスクマネジメントワーキング会議（令和元年 5 月 31 日）において、「地震発生時対応マニュアル（平成 30 年 9 月）」の点検・修正

- ・地震による各施設の建物被災時の施設外への避難を想定し、有事の際の行動の判断材料とするため、利用者の避難収容に関する地元市町の対応計画を把握（全施設）
- ・施設内の避難経路の確認を行い、経路上の障害物等を除去
- ・令和元年度の全国社会福祉事業団協議会近畿ブロック事業団ワーキングチーム会議の幹事として、防災研修を開催（令和2年2月19日）し、講師の現地での体験に基づく実際的な行動指針、対処法等について共有。事業団の地震防災に係る職員研修にも位置付けて施設職員も参加

- ・災害時必要物品（通信機器等）について、引き続き検討・整備
 - ・災害時のライフライン（電気・飲料水・生活用水・ガス・通信設備）の被災想定、被災時の代替措置等について調査し課題を抽出
 - ・各施設の共通備蓄品リスト（必要な品目・数量、配備実態、配備優先度）を策定し、今後の管理に活用

(新型インフルエンザ等対策)

- ・新型インフルエンザ等の発生時に適切に対応できるよう、職員研修の実施や必要な備蓄品の点検・整備等
 - ・感染症対策用備蓄品（マスク、消毒液、体温計、防護用品等）の点検・整備を実施。新型コロナウィルス感染症が長期化する中で、適宜点検・補充を実施
 - ・インフルエンザ発生期から新型コロナウィルス感染症の海外発生期の間において、これらの感染拡大を想定して、事務局における情報収集と感染拡大防止対策（手洗い・消毒の励行等）を研修に位置付けて実施
 - ・新型コロナウィルス感染症への対応については、「新型インフルエンザ等発生時対応マニュアル（平成30年9月）」を踏まえ、感染拡大の状況・施設の特性等に応じて、情報の収集と発信、職員・利用者・関係事業者等に対する感染予防・拡大防止措置、事務事業の見直し、職員の勤務条件の整備、事業継続への対応等を迅速・的確に実施

(その他安全・防犯対策)

- ・火災発生、不審者侵入等突発的事故・事案発生を想定した対応体制の整備と訓練（AED取扱含む）の実施
- ・火災や地震・大雨等の自然災害又は救急事象を想定した京都府立総合社会福祉会館内にて開催の訓練・研修に参加

- イ 京都府災害派遣福祉チームへの参画や全国社会福祉事業団近畿ブロック事業団の災害発生における相互応援協定（平成26年7月締結）に基づくシミュレーション訓練の実施など、関係機関と連携した非常災害時対応の強化
- ・全国社会福祉事業団協議会近畿ブロック事業団の相互応援協定に基づくシミュレーション訓練及びワーキング会議（2回）を通じて、各事業団との連携した対応について確認・強化。特に今年度は、幹事事業団として具体的な応援要請依頼方法を見直し、それに基づく内容で訓練を実施するとともに、終了後のアンケート結果を踏まえた見直しを行うことで、より実践に備えた体制づくりを推進

- ウ 利用者支援に係るマニュアル整備による転倒、誤薬、誤嚥等の事故防止や利用者急変時における的確な対応と事故防止委員会での検証・改善の推進
- ・与薬マニュアルについて、昨年度に引き続き主に3つの入所施設（心身障害者福祉センター、洛南寮、桃山学園）のヒヤリハット結果と現場での検証を行い、より分かりやすく改善。残り3施設については日常業務マニュアルを中心に点検
 - ・毎月の事故防止委員会では、事故やヒヤリハット報告を分析し、今後の対策を確認

2. 自立運営をめざした体制の強化

(1) 経営組織のガバナンス強化

- ア 四半期毎の理事会開催による法人経営責任の明確化や、社会福祉法改正に沿った適正な計算書類等の調製と評議員会の円滑な運営による法人運営の透明性の向上
- ・理事会（6月、9月、12月、3月）において、働き方改革関連法を踏まえた就業規則、給与規程等の諸規程の制定改廃、法令に沿った計算書類等に基づく平成30年度決算・事業報告、令和2年度事業計画・当初予算などの議案について審議するとともに、四半期毎に理事長及び常務理事の職務執行状況等の報告を行い、法人運営について意見交換。開催後は、その内容をホームページ等で公表
- イ 会計監査人導入に備え、諸規程の整備や業務推進体制等内部管理体制強化の推進
- ・会計監査人の導入時期が延期されていることから、予備調査の実施は見送ったものの、課題であった備品リストの整備等を実施。
- ウ 次期指定管理（令和3年度以降）を展望し、京都府と連携しながら各施設をとりまく状況の変化や施設の老朽化などを踏まえ、京都府立施設としてのあり方議論を推進
- ・8月に開催した施設ごとの京都府との定期協議において、施設運営上の課題や大規模修繕の必要な箇所等の情報を共有。京都府立施設としてのあり方については、福祉事業・施設を取り巻く諸情勢の変化や施設の老朽化の状況等を踏まえ、引き続き検討を継続
- エ 法人内の課題に応じた「委員会」や「チーム」等の柔軟な編成・運営等による迅速な改善策の推進
- ・研修委員会・広報委員会、リスクマネジメントに係るワーキンググループ、サービス向上推進本部などの課題に応じた組織を編成し、迅速・的確な取組を推進

(2) 働き方改革関連法に対応する取組の推進（新規）

- ア 正規・非正規職員間の業務分担の点検・整備等を通じた給与体系等の見直し
- ・近年の人工費における月額給与部分への配分額の増加に伴う賞与の遞減傾向、夜勤等変則勤務職場や医療系等職種の人材確保・定着、働き方改革関連法で求められている正規職員と非正規職員との間の不合理な待遇差の解消に対応するため、働き方改革ワーキンググループにおいて検討を深め、正規職員（「総合職員」と改称）の給与制度を令和2年4月から改定

- 改定内容：基本給の昇給幅の見直し・初任給基準の改善、職務手当の廃止・業務手当の新設、夜勤・宿日直勤務に対する手当の改善、初任給調整手当を基本給調整手当として見直し、住居手当の廃止・定着支援手当の新設
- ・契約職員・非常勤嘱託職員について、職務内容・分担の在り方を見直し、総合職員と同等の職務・職責を担う「地域職員」を創設するとともに、その他の職員については「嘱託職員」に切り替え、併せて給与（退職金を含む。）・休暇制度を改定

イ 年次有給休暇の確実な取得と時間外労働上限規制の遵守の推進

- ・労働基準法の改正に対応し、時間外労働の上限規制の設定（36協定の締結）、年5日の年次有給休暇の時季指定の導入等により、長時間労働を無くし、年次有給休暇等を取得しやすい職場環境の整備を推進

ウ 勤務時間の把握をサポートするツールの活用も含めた職員の適切な勤務時間管理の推進

- ・働き方改革関連法を踏まえ、長時間労働者に対する医師の面接指導等の労働者の健康管理措置を適切に実施する観点から、タイムレコーダーによる出退勤時刻の記録について、試行実施による改善策を講じた上で、令和2年4月から本格導入し、適切な健康管理等に繋がる確実な勤務時間把握ができる環境を整備

(3) 定員充足及び利用料収入の確保と経費の効率的執行

- ア 施設長等で構成する管理会議における各施設の定員充足や利用料収入確保状況の進捗管理の推進と定期的な執行状況分析の実施による予算管理の徹底**
- ・各施設の毎月の利用者数や収入額等について、予算・目標数値と比較分析し、施設長等で構成する管理会議において、収支分析の上、計画的な業務執行等について確認

イ 月次決算ごとのシミュレーションによる収支バランスを考慮した人件費の執行

- ・人件費執行で影響の大きい賞与について、月次収支の動向を踏まえ執行

ウ 電力会社等検討による光熱費の見直し等経費削減の取組の推進

- ・桃山学園での契約電力会社の変更による経費削減効果を踏まえ、令和元年度中に他の施設においても契約電力会社を変更。暖冬の影響もあるが、光熱費は前年度と比較して約5.7%の減少

(4) 人材育成の強化と安定的な人材確保

ア 人事考課制度を通じた組織内コミュニケーションの活性化と人材の育成

- ・人事考課に係るスケジュール管理や進捗状況確認を本部事務局が行い、考課者面談等を確実に進めることで、上司と部下とのコミュニケーションの活性化を推進。また、今年度は人事考課シート内の自己評価項目を、法人共通キャリアパスで示す階層ごとの「法人キャリアパス充足度自己評価」に変更し、研修体系と連動させて人材育成としての役割を強化

イ 法人共通のキャリアパスに基づく階層別研修等の実施や、施設ごとの専門性向上をめざした施設別キャリアパスの構築による研修の推進等人材育成の強化

- ・可能な限り職員が講師をつとめ、構築した法人共通キャリアパスに基づく階層別研修を計画的に実施
※開催状況は、関連資料 111 ページを参照
- ・研修委員会を中心に前年度から作成してきた、施設別の専門業務習得過程（1～5ステップ）を示した施設別キャリアパスが概ね完成



初期中堅層研修：グループ発表の様子

ウ 契約職員を含めた新規採用職員対象のエルダー制度及び各種研修の実施

- ・エルダー制度の対象に契約職員を含め、新たに採用された職員全てに対する入職後の個別サポートを実施。加えて、エルダー職員にはOJT研修の受講を必須としていることから、必要に応じて迅速にエルダー職員へのフォローを実施

エ 資格取得に係る勉強会開催へのサポート等による資格取得の推進（新規）

- ・利用状況を踏まえて廃止した資格取得奨励制度に代えて、資格取得をめざす勉強会等サポートするシステムを検討したが、各施設職員の勤務時間が一律ではなく、集合型勉強会への参加が難しいことなどから未実施

オ 施設における利用者支援に関する実践・研究への年間を通じたサポートの実施（新規）

- ・職員の専門性向上と事業団の外部へのアピールを目指し、法人内で開催している実践・研究発表会については、外部からも参加者を招くこととしたが、新型コロナウィルス感染症拡大防止の観点から中止。発表予定であった実践・研究発表については、次年度の全国社会福祉事業団協議会主催の実践・研究論文への応募を推進

カ 就職説明会や施設見学会の効果的な開催をめざすとともに、内定者フォロー等人材確保の取組強化

- ・広報委員会が中心となり、法人独自の就職説明会の開催やSNS等で職場の魅力や働きがいを伝えるとともに、求職者からの要望に基づく施設見学など隨時実施。また、内定者に対するフォロープログラムとしてメールマガジンの配信やボランティア参加、内定者同士や先輩職員とのコミュニケーションの場の設定等、安心して入職できるようサポートを実施



見学ツアーの様子（視力センター）

（5）活気溢れる職場づくり

ア 人材の育成・定着に係るこれまでの取組を通じて「きょうと福祉人材育成認証制度」の上位認証の取得を図るとともに、職員アンケートの継続実施により職場環境の改善取組を推進

- ・昨年度に引き続き、インターネット上で職員アンケートを実施（回答率 98.5%）
し、働きやすさや職場内のコミュニケーション、入職前後のサポートのあり方に関する職員の声を聞き、分析結果を集約。また、昨年度の結果も踏まえて、人事考課制度結果の給与等の処遇への反映の検討や、非正規職員をエルダー制度の対象に追

加、ホームページに「職員専用ページ」を設置して必要な情報や規程等を自由に閲覧できる環境に整備

イ ストレスチェック集団解析に基づく課題分析と対策の推進

- ・8月に職員のストレスチェックを実施。集団解析結果は、施設ごとに差があるものの、総合的な職場タイプとしては、心理的な健康状態が保たれており、モチベーションも高い状態（A(+)
- ・実施後には、全ての職員を対象としたメンタルヘルス研修を実施（役職者を対象としたストレスチェック結果活用研修は新型コロナウィルス感染症拡大防止の観点から中止）するなど、心身ともに健康で安心して働くことのできる職場づくりを推進

ウ KSJふれあいの会（事業団OB会）との連携を深め、災害等の緊急時や施設行事等へのOB職員の参加等を促進（充実）

- ・第27回KSJふれあいの会を令和元年10月19日に開催（37名参加）。OB世話人と本部事務局職員が事務局機能を担い、職員とOB職員との親交・連携を深めることにより、退職（予定）者の入会を促進するとともに、施設行事等への参加・協力や不測の事態への応援・協力を要請

エ 「笑顔で対応」・「あいさつの励行」の徹底と朝礼での1分間スピーチ実施による明るい職場づくりの推進

- ・本部事務局において、あいさつの励行と併せて、毎日の朝礼・終礼によって業務の取組状況や情報を共有するとともに、1分間スピーチの実施により風通しの良い連携できる明るい職場づくりを通年の取組として実施

オ クリーンタイムや片付けタイム（週1回・15分程度）等職場の整理整頓・安全清潔の徹底

- ・毎週火曜日に執務室清掃や片付けなどを行い、清潔な職場環境づくりを推進

3. 安心安全な福祉サービスの提供

(1) 利用者支援の充実とサービス内容の改善・見直しの推進

ア 本部に設置の「サービス向上推進本部」の主導による施設利用者を適切に支援するためのマニュアルの点検・整備や研修等の実施、業務効率化につながる機器やシステムの導入検討等安心安全で質の高いサービスを提供する施設づくりの推進

- ・事故・ヒヤリハット報告の状況を踏まえ、緊急時対応マニュアルや日常支援マニュアル、与薬等の特定業務マニュアルの整備を推進。また、昨年度の利用者満足度アンケート結果を踏まえ、成人の利用者や保護者等を対象とした接遇について、ロールプレイの手法により学ぶ接遇研修を実施（一部再掲）
- ・機器等の導入については、心身障害者福祉センター・障害者支援施設にて、入浴支援に係る走行リフトを追加設置

イ 介護・福祉サービス第三者評価を活かした施設運営ができるよう、同制度に関する研修や自己評価を実施するとともに、定期的な受診を推進（心身障害者福祉センター・こども発達支援センター）

- ・受診予定の施設に対し、本部事務局職員とともに、各評価項目の内容確認を行い、スムーズな受診となるよう支援
- ・予定どおり 2 施設が年度内に受診し、どちらも前回の受診時より評価結果は向上。また、その受診の過程で、運営上の課題を整理

(2) 地域福祉への貢献、地域における公益的な取組みの推進

ア 事業団が有する専門性を活かし、地域のニーズに応える公益的な取組の検討推進

- ・洛南寮救護施設において生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業を新たに開始し、就労先への通勤のルーティン化や作業訓練などサポートが必要な方を、地域から受け入れ（京田辺市から 1 名利用）

イ 地域の介護者支援の一環として介護技術等講座の充実実施

- ・介護技術の基礎的な知識や技術の習得をめざす府民を対象とした介護講座（おうちDE介護）を実施

※関連資料 131 ページ参照



府民等を対象とした介護技術講座

ウ 各施設の特長を活かした各種講座や相談サービスの提供等による地域福祉への貢献

- ・各施設において継続実施している出前講座や介護相談、健康講座、各種講演会等の取組の他に、施設や地元自治体が開催するイベント時に「福祉なんでも相談」として専門性を活かした相談コーナーを設置（個別の取組みは各施設の報告を参照）

(3) 施設の保守管理と計画的修繕の実施

ア 建築基準法に基づく定期検査結果や、老朽化の進展による要改修箇所について、京都府と連携した計画的な設備改修、修繕の実施

- ・建築・消防等の基準を踏まえた点検を実施し、早期改善を基本として整備を推進
- ・利用者や来訪者からの意見、他の施設の職員による施設間チェック等を踏まえ、必要な設備の改修等を計画的に実施。また、視力障害者福祉センターの給湯器更新工事等の大規模改修も順次実施

イ 更新を要するパソコン等の計画的更新や台帳整備による備品管理の徹底

- ・Windows 7 のサポート終了期限（令和 2 年 1 月 13 日）到来が課題となっていたパソコンの一斉更新については、リース契約により全て完了。緊急対応が求められる備品更新を優先しつつ、心身障害者福祉センター障害者支援施設の浴槽リフトや、リハビリテーション病院の内視鏡カメラシステム、洛南寮救護施設のガス乾燥機なども順次更新。また、固定資産台帳や京都府からの貸与備品台帳に基づく棚卸し等を実施し、備品管理を徹底

4. 広報活動の強化

ア 「きょうと福祉人材育成認証制度」の上位認証取得による効果的な職場の魅力に関する情報発信

- ・書類審査やプレゼンテーションによる審査等を経て、11月にきょうと福祉人材育成認証制度の上位認証を取得。これまでの取組みについて発表機会を得ることや京都府が学生向けに配布する福祉の仕事の魅力発信をテーマとしたフリーペーパー（「BRIDGE」）への掲載など、新たな広報の機会を創出。加えて社会福祉法人が共同して福祉の仕事の魅力を発信する組織（京都ジョブネット）に所属し、大学低回生を対象としたイベント主催への参画やイベントへの職員派遣等の新たな活動へも積極的に参加



「きょうと福祉人材育成認証制度」の上位認証取得

イ SNS の活用による施設情報のきめ細かな発信及びインターネット上における積極的な動画配信や、広報用パンフレットの刷新等による広報活動の強化

- ・求人に特化した情報発信ツール（Facebook、インスタグラム）に Twitter を加え、ホームページ内の施設ブログ等情報を拡散させるとともに、Facebook 記事をホームページ内に組み込み、閲覧頻度をあげる等、ツールの特長を活かしながら、働く職員目線での声や写真を発信



Twitter (SNS) の開設

ウ 実習生の積極的な受入等を通じた大学等との連携強化や母校等への積極的な出講等による情報発信の強化

- ・各施設では、大学等からの実習生やインターンシッププログラム、個人的な希望による見学者等を積極的に受け入れ、施設の仕事への理解を促すとともに採用情報を発信。また、出身大学の講義や福祉団体主催のイベントでの発表・コメントーター参加等にも積極的に参画し、事業団の魅力を発信

(2) 心身障害者福祉センター (障害者支援施設)

【概況】

利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、虐待防止についての取組みや与薬・食事に係るマニュアルの見直しや更新を随時行い、入浴・排泄・食事等の生活介助や生活能力の維持・向上につながる支援を適切に行うとともに、自立心を尊重し、基本的人権・尊厳に配慮した支援を行った。

特に、施設内外の活動を通じて、ボランティアの受入を進めるなど地域との繋がりを強化しながら、日中活動と夜の生活を区分し、利用者の自立と生活の充実に努めた。また、新たに「環境改善プロジェクト」を立ち上げ、浴室の壁、天井の塗り替えやデイルームの壁紙の貼り替えなど、利用者の住環境を改善するとともに、職員室の壁の塗り替え、事務機器の更新など、職員にとっても魅力ある働きやすい職場環境への整備に取り組んだ。

更に、風通しの良い職場づくりを推進していくために、セルフチェック等を継続して活用し、職場内のコミュニケーション、意思疎通を積極的に図った。

また、関係機関との連携により、在宅の重度身体障害者の通所利用を引き続き3名受け入れるとともに、生活訓練事業所ひまわり終了者2名を新たな生活訓練事業枠として週1回受け入れた。成年後見制度等の活用については、新たに1名の保佐人が選任され連携を進めた。

なお、生活訓練事業所ひまわりについては、附属リハビリテーション病院の高次脳機能障害専門外来と連携し、6名の利用者を受入、5名の利用者が就業する等社会復帰した。個別相談会については、電話や事業所来所等で14件の相談に対応した。

【事業計画とその取組結果】

1. 虐待防止の徹底、危機管理体制の強化

(1) 虐待防止の徹底

ア 「利用者の声を聞く会」の開催（月1回 そのうち2カ月に1回は外部委員が参加の全体会とする）による苦情・要望意見の把握と対応

- ・「利用者の声を聞く会」は、外部委員参加の全体会を含めて毎月開催し、苦情や要望、意見を把握。要望にあがつた、共同備品使用に関する説明書の設置や映画会の開催希望等への対応については速やかに実施
- ・昨年に引き続き、“夏のタベ”（納涼行事 8/24 実施）終了後に「家族交流会」を開催し、ご家族と交流

イ 風通しの良い職場づくりのための「虐待防止に係る職員セルフチェックリスト」（月1回）を継続的に活用し、職場内のコミュニケーションを図るとともに、虐待防止委員会の開催（月1回）による課題抽出と改善策の実行

- ・毎月虐待防止委員会を開催の上、職員による「虐待防止に係る職員セルフチェックリスト」（毎月実施）の分析結果や、利用者からの苦情、要望・意見などについて意見交換。主な内容は、職員の対応や施設設備に関する要望、利用者間トラブル等であり適宜説明し、改善策を実施

- ウ 外部講師による虐待防止研修の開催（年2回）及び法人内外で開催の虐待防止研修への派遣
- ・外部講師に依頼することはできなかったものの、虐待防止をテーマとした所内研修を実施（1回）。また、法人主催の虐待防止研修へ職員を派遣。
- ※関連資料 136・137 ページ参照

(2) 危機管理体制の強化

- ア リスクマネジメントに係るワーキンググループと連携し、心身障害者福祉センターにおける地震災害や感染症など危機事象に対する実効性を高める取組を推進
- （地震対策）

- ・利用者の施設外への避難対策を踏まえた地震対策マニュアルの充実とマニュアルに基づく訓練の実施、地震防災に係る職員研修の実施
 - ・地震発生時対応マニュアルの改訂を行うとともに災害時に備えたライフライン等の点検を6月に実施
 - ・近畿ブロック事業団内のシミュレーション訓練に参加するとともに、法人主催の防災研修へリスク管理担当者が参加
- ・災害時備蓄品の点検・補充、災害時必要物品（通信機器等）検討・整備
 - ・非常時用ポータブル電源（蓄電池）3機を9月に整備
 - ・災害時備蓄品の点検を1月に実施

（新型インフルエンザ対策）

- ・新型インフルエンザ等発生時に適切に対応できるよう、職員研修の実施や必要備蓄品の点検・整備等
 - ・職員研修は実施できなかったものの、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、新型インフルエンザ対策マニュアルをもとに、職員及び利用者への注意喚起の徹底及び防止策の実施や、発生時必要備蓄品（マスク・消毒液等）を補充
 - ・職員へのマニュアル周知と発生時の対応を確認

（その他安全・防犯対策）

- ・火災発生、不審者侵入等突発的事故・事案発生を想定した対応体制の整備と訓練（AED取扱含む）の実施
 - ・施設内緊急連絡網「センターライン」（SNSのLINEを活用）の運用を継続
 - ・救急蘇生訓練（AED操作含む）や、城陽市消防署の協力のもと地震及び防火避難訓練を実施



救急救命講習



消防避難訓練

- イ 利用者支援に係るマニュアル整備による与薬・食事・入浴等での事故防止や利用者異変時における的確な対応と事故・ヒヤリハット等に係る事故防止委員会での検証・改善の推進
- ・各種支援マニュアルの作成・見直しと職員の理解・活用の推進
 - ・「食事、喉詰め事故対応マニュアル」策定（10月）、「与薬マニュアル」の更新（10月）、「感染症対応フロー図」の更新（12月）を実施の上、職員内周知徹底
 - ・事故・ヒヤリハットや苦情等に対する「報告・連絡・相談」の徹底による迅速な対応
 - ・発生した事案について、記録ソフト（「福祉見聞録」）への記載と翌朝の朝礼等で速やかに共有の上、対応
 - ・事故防止委員会の開催（月1回）による事故・ヒヤリハットの検証と改善策の実行
 - ・毎月開催する事故防止委員会にて、発生した事故・ヒヤリハットの検証及び改善策を確認。与薬のヒヤリハットでは、服薬介助の際に錠剤が口元からこぼれ落ちる「飲みこぼし」が多数あることに着目し、スプーンを利用するなど工夫したことにより発生件数は減少（前期7件→後期4件）
 - ・移乗用リフター、簡易移乗機の使用推進による利用者の安全確保及び職員の腰痛負担等の軽減
 - ・外部で開催された研修へ職員を派遣し、リフター使用方法の更なる理解を深めることで使用を推進
 - ・施設内設備（ベッドブレーキ等）の定期的な安全点検と危険箇所の点検（年3回）
 - ・居室のベッドブレーキは点検（毎日）に加え、施設内の配線やナースコールの動作確認や、物品、外周等の危険箇所の点検を年3回実施。また、居室コンセント、テレビ、たんすの転倒防止パッドの設置等の改善を実施（4月、8月、12月）

2. 自立運営をめざした体制の強化

（1）定員充足及び利用料収入の確保と経費の効率的執行

ア 利用料収入等の確保

- ・入所希望者待機リスト等を活用し、迅速な選考会議の開催による入所定員の確保
 - ・6月に利用者募集の公募を行い、2名の新規入所を受入れたものの、退所や死去による減少や、途中退職等による職員体制が整わなかった等の要因により、定員充足には至らず。年度末現在の在籍者数は、定員50名に対し47名（ロングショートステイ含む）。
 - ・高次脳機能障害専門外来との連携による生活訓練事業所ひまわりの登録者増（目標：10人）
 - ・年度末の登録者数は13名で目標達成（新規利用者6名のうち、高次脳専門外来からの紹介が5名）

入・退所者の状況

（単位：名）

年度	区分	年度当初	入所	退所	退所の理由					年度末
					家庭復帰	自立生活	他施設	医療機関	死亡	
平成29年度		49	2	4	0	0	1	2	1	47
平成30年度		47	3	1	0	0	0	1	0	49
令和元年度		49	2	5	0	0	1	1	3	46

- イ 定期的な執行状況分析による予算管理の徹底
 - ・施設長参加の管理会議（毎月）にて収支状況分析と課題の共有を行いながら、予算管理を徹底
 - ウ 分担業務の見直しや業務内容の整理による業務スリム化の継続実施
 - ・オムツ、尿取りパット装着時の利用者の快適度やコストを勘案し、他社製品の使用を試行することで、オムツ交換の回数減による睡眠時間の確保など、業務の軽減及び利用者の快適度向上を実現
- (2) 働き方改革関連法に対応する取組の推進（新規）
- ア 正規・非正規職員間の業務分担の点検・整理等の推進
 - ・正規職員・非正規職員の役割を明確化し、業務分担の点検・整理を推進
 - イ 年次有給休暇の確実な取得と時間外労働上限規制の遵守の推進
 - ・適時、年次有給休暇取得状況の集計を確認しながら、取得の少ない職員へ取得を促し、確実な休暇取得を推進。また、時間外勤務の事前命令を徹底することで時間外労働上限規制を遵守
 - ウ 勤務時間の把握をサポートするツールの活用を含めた職員の適切な勤務時間管理の推進
 - ・出退勤システム（タイムレコーダー）を導入し、職員の労働時間管理体制を構築
- (3) 人材育成の強化と安定的な人材確保
- ア 職員講師による介護技術等の所内研修の実施（目標：年6回）
 - ・オムツの知識やケアマニュアルなどをテーマに計画どおり職員講師による所内研修を年6回実施 ※関連資料136ページ参照
 - イ 外部研修への計画的派遣と復命の徹底（目標：年2回）
 - ・「近畿地区身体障害者施設協議会研修会」（11/29～30）に4名を派遣、また京都府高次脳機能障害者支援講座に職員を派遣（2名）し、それぞれ所内復命研修を実施
 - ウ 実習生の積極的受入れや実習後のフォローの実施
 - ・2名の実習生（社会福祉士実習）を受入れ、実習期間終了後に、施設行事へのボランティア参加を促すなどフォローを実施 ※関連資料113ページ参照
 - エ 働きやすく、魅力ある職場づくり（業務改善の推進、業務の見直し、省力化、毎月施設長を囲んだわいわいランチミーティング）
 - ・職員間のコミュニケーション充実をめざし、施設長を囲んだ昼食（「わいわいランチミーティング」）を毎月実施
 - ・職員の福利厚生の一環として、食品等の出張販売を導入（オフィスグリコの設置（9月～）食品の出張販売の開始（10月～隔週実施））
 - オ 「環境改善プロジェクト」による職場環境の整備（新規）
 - ・プロジェクト会議（3回 5月、11月、2月）で策定した計画に基づき、職員室、寮棟詰所のデスク、書棚を更新及び南寮職員詰所の壁・ドアを塗装

(4) 活気溢れる職場づくり

- ア 挨拶の励行による明るい職場づくり
 - ・挨拶の励行を継続実施

イ 職場の活性化を目的とした取組みの実施

- ・基本理念の唱和（毎日 朝礼時）と職員倫理綱領の唱和（毎月 職員会議時）
 - ・朝の引継時の基本理念唱和と、職員会議時の倫理綱領確認を継続
- ・5S運動（整理・整頓・清掃・清潔・整容）の継続実施
 - ・職員詰所の整理整頓を日々実施するとともに、環境整備係を中心に、施設内大掃除を実施

ウ 法人内外での研究発表大会への積極的参加

- ・近畿地区身体障害者施設協議会研修会 実践発表：倉橋支援員
- ・兵庫県社会福祉事業団実践発表会 実践発表：木下支援員

3. 安心安全な福祉サービスの提供

(1) 利用者支援の充実とサービス内容の改善・見直しの推進

- ア サービス向上推進本部と連携したマニュアル整備等の推進による安心安全で質の高いサービスの提供
 - ・「食事、喉詰め事故対応マニュアル」策定（10月）、「与薬マニュアル」の更新（10月）、「感染症対応フロー図」の更新（12月）【再掲】

イ 利用者の意向に基づくケアプランの作成と定期的な見直し（6か月に1回）

- ・ケアプラン会議（毎週水曜日）前には利用者の意向を充分にヒアリングし、ケアプランを作成。その後6か月に1回見直しを実施

ウ 「環境改善プロジェクト」による施設住環境の整備（新規）

- ・共用スペース（デイルーム、食堂、風呂場）の美化、整備
 - ・南寮デイルームの壁紙張り替え（7月） 北寮デイルームに温水設備増設（11月）
 - ・特殊浴室の壁、天井の塗り替え工事（12月）

・施設の照明のLED化推進

- ・LED化できていない照明機器の使用状況調査を実施

・居室の網戸の設置、洗面所まわりの美化、整備

- ・5つの居室について網戸を設置

エ 相談支援事業所TOMOと連携した利用者の地域生活移行の推進（目標：1名）

- ・連休やお盆、正月に自宅への帰省外泊を実施するなど、家庭復帰に向けた支援を実施するも移行には至らず

オ 「まいにち体操」や健口体操、ゲームなど健康のための運動や楽しみのためのグループワークを行い、昼と夜の生活を区分した日中活動の充実

- ・日中活動として、平日午前には身体を動かす「まいにち体操」や、作業療法士による集団リハビリ、合唱を実施

- 午後の活動として、音楽療法やビデオ上映会などのお楽しみ企画や、フラワーアレンジメントやクッキング（料理）などの創作活動を実施
- 公認心理師による高次脳機能障害利用者を対象とする「脳リハビリ」を実施
- 体育館職員により転倒予防の下肢筋力トレーニングや卓球バレーを体育館にて実施



クッキング（料理）



音楽療法

カ 近隣の生活介護事業所、就労継続支援B型事業所への通所の継続推進

（目標：生活介護事業所6名 就労継続B型事業所2名）

- 生活介護事業所に6名、就労継続B型事業所に2名の利用者が通所

キ 成年後見制度（保佐人等）の利用申立の推進（目標：1名）

- 利用申し立てを準備してきた1名については、8月に保佐人を選出
- 年度末現在：後見人利用6名 保佐人利用2名

ク 生活訓練事業所ひまわりの円滑な運営

・関係機関との連携による社会復帰（目標：4名）

- 退所者5名の内、職場復帰が3名、障害者枠でのパート雇用が1名、就労継続B型への移行が1名。

ケ 生活訓練事業所ひまわり利用者の家族の悩みを分かち合い、支援する場としての家族教室の開催（目標：年3回）

- 計画に基づき家族教室を2回開催（7/3、12/20）できたが、3月の実施は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止



コ 浴室への天井走行リフトの追加設置

- 京都府「地域共生社会実現サポート事業」補助金を活用し、特殊浴室に2台目の天井走行リフトを設置（3月）

- サ 利用者支援の充実をめざした福祉サービス第三者評価の受診
- ・12月26日 受診 評価機関：一般社団法人京都社会福祉士会
 - ・受診結果は前回より大きく向上。C評価はなくなり、A評価の占める割合が56%から84%に増（予定）

(2) 地域福祉への貢献、地域における公益的な取組の推進

- ア ボランティアの開拓及び受入の推進（目標：新たに2グループ）活動の推進
- ・積極的に広報活動（募集チラシの配布や新聞掲載）を実施した結果、グループ単位での受入れには至らなかったものの、学生2名を新規ボランティアとして受入開始
- イ 主に、生活訓練事業所ひまわりの通所終了後の利用者を対象とした、日中の生活介護事業の推進
- ・2名について、8月より週1回の日中生活介護を利用
- ウ 送迎機能の充実（通所利用者、ボランティア、生活訓練事業所ひまわり利用者の送迎等）（新規）
- ・生活訓練事業所ひまわり利用者3名が公用車運行代行業者の送迎サービスを利用（山城多賀駅 ⇄ センター）
- エ 高次脳機能障害に係る個別相談会の定期的な実施（毎月）
- ・予定していた定期相談会は開催に至らなかったものの、地域からの相談に隨時対応（年間相談件数14件、電話のみの相談4件、リハ病院と連携した相談8件、来所1件、府リハからの紹介1件）
- オ 府卓球バレー大会その他障害者スポーツ大会への積極的参加による障害者スポーツ活動の推進
※関連資料135ページ参照
- カ 地域の小学校・中学校・高校生の体験実習の積極的受入れ（目標：3回）
※関連資料135・136ページ参照
- キ 在宅障害者の日中生活介護受入れの促進（目標：4名）
- ・新規の受入れはなく、引き続き3名を毎週1～2回の通所で受入
- ク 市町の社会福祉協議会等と連携し、職員の障害者支援のノウハウを出前講座等により地域に還元する取組を進める。
- ・城陽市社会福祉協議会と共に開催を予定していた「ボランティア講座」（3月）は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止

(3) 施設・設備の保守管理と計画的修繕等の実施

- ア 破損箇所及び危険箇所の毎月点検と必要に応じた小修繕の迅速な実施
- ・危険箇所等の定期点検を毎月実施するとともに、必要に応じた修繕を迅速に実施
- イ 更新を要するパソコンやLED照明器具等の計画的更新や台帳整備による備品管理の徹底
- ・パソコンを更新するとともに、備品台帳の点検（取得備品、廃棄備品の確認）を実施

4. 広報活動の強化

- (1) 広報紙「あしはら」(年3回発行)や、ブログによる最新情報の発信
 - ・広報紙「あしはら」 3回発行 (5月、1月、2月)
 - ・ホームページ内のブログにて施設の様子等情報を発信 計18回
- (2) あしはらフェスタの開催並びに地域の「福祉ふれあいまつり」等への積極的参加
 - ・10月には、施設内で「あしはらフェスタ」を開催するとともに、城陽市心身障害児者スポーツ大会実行委員会、城陽市の福祉ふれあいまつりの実行委員会へ参画するなど積極的に職員を派遣し、イベントをサポート

(附属リハビリテーション病院)

【概況】

京都府南部における地域医療への積極的な貢献をめざし、附属リハビリテーション病院の特色を生かした多様な医療サービスを提供することで、地域の皆様の健康と快適な暮らしを支え、地域の皆様からの信頼に応え得る病院運営に努めた。

そのため、京都府立医科大学附属病院と連携し、先進的医療機器や高度な技術を活用した運動器疾患患者に対する一貫した治療・リハビリテーションに取り組み、加えて業務や職員体制の見直しを行うことによって、職員一丸となって病院の稼働率向上に向けて取り組んだ。

また、地域に根ざした活動に重点を置き、従来から実施している出前講座に加え、当病院に隣接する城陽市青谷地区住民への医療・健康講座や医療相談を実施するなど積極的に地域貢献に努めた。

さらに、京都府南部の「高次脳機能障害対応医療機関」の中核医療機関として、生活訓練事業所ひまわりと連携し、高次脳機能障害患者の社会復帰を支援する役割を果たしてきた。

また、スポーツを通した障害者支援活動として、引き続きパラリンピック・パワーリフティングの選手へ医科学的サポートを行い、日本初のメダリスト誕生に向けて全力で支援した。

【事業計画とその取組結果】

1. 虐待防止の徹底、危機管理体制の強化

(1) 虐待防止の徹底

ア 倫理の遵守と患者の人権擁護、尊厳の尊重を徹底するとともに虐待防止に向けた「医療安全管理マニュアル及び虐待防止・対応マニュアル」に基づく取組みの継続

・毎月第1金曜日の病院会議時に、院長から倫理・人権尊重の徹底、医療安全管理に対する心構え及び当院の基本理念を遵守するよう訓示　：　12回/年

イ 患者情報の共有徹底（入院患者：週1回、外来患者：月1回）

・全職種参加による入院患者の症例検討会の実施　：　48回/年
・全職種参加による外来患者の症例検討会の実施　：　12回/年

ウ 法人主催の虐待防止研修への積極的参加

・法人本部主催の虐待防止研修に3名が参加

エ 事故の予防や資質向上に向けた、職員によるセルフチェックの実施（月1回）

- ・「虐待防止に係る職員セルフチェックリスト」の毎月提出を義務づけ、自己を振り返る機会としてより良い職場づくりに活用：12回/年

(2) 危機管理体制の強化

- ア 障害者支援施設や体育館と一体となって地震災害や感染症など危機事象に対する実効性を高める取組を推進

- ・城陽市消防署の協力のもと、地震及び防火避難訓練を実施



避難誘導(患者搬送)



訓練後講評

- ・患者急変、暴力・不当要求者への緊急時対応のため、エマージェンシーコール（コードブルー、コードホワイト）の運用
- ・施設内緊急連絡網「センターライン」（SNSのLINEを活用）の運用実施
- ・医療安全管理マニュアル、院内感染防止対策マニュアル等の改訂実施
- ・救急蘇生訓練（AED操作含む）の実施
- ・城陽市防火危険物安全協会訓練大会へ出場



城陽市防火危険物安全協会訓練



救急蘇生訓練

- イ 事故・ヒヤリハットや苦情等に対する「報告・連絡・相談」の徹底による迅速な対応及び事象検証・改善策検討とフィードバックの継続（週1回）

- ・週1回開催の医療安全管理委員会において事象検証及び改善策を検討
- ・発生した事故・ヒヤリハットに関しては、速やかに情報共有の上、医療安全管理委

員会で策定した改善策を指示

【事故・ヒヤリハットの状況】

- 事故報告 2 件（転倒・点滴） (平成 30 年度 4 件)
- ・転倒による臀部打撲。改善策として、監視カメラとセンサーマットを用いて離床状況を把握
 - ・点滴の過誤投与改善策として、ダブルチェック体制を確立し、薬液管理の研修を実施
- ヒヤリハット 36 件 (平成 30 年度 21 件)
- ・(転倒 20 件 (56%)、調剤 9 件 (25%)、処置 2 件、他 5 件)

ウ 医療安全管理委員会（週 1 回）及び院内感染防止対策委員会（月 1 回）の開催

- ・医療安全管理委員会及び院内感染防止対策委員会を計画通り開催

エ 院内ラウンドによる医療安全管理対策、院内感染防止対策の実施（週 1 回）

- ・医療安全管理者及び院内感染防止対策チームにより、週一回安全対策及び院内感染につながる環境上の課題の点検等行う院内ラウンドを実施

オ 医療安全管理対策研修（年 2 回）、院内感染防止対策研修（年 2 回）の実施

- ・ラテックス過敏症、救命救急、スキンケア、新型コロナウィルス感染症の医療安全対策研修を年 4 回実施
- ・食中毒、ノロウィルス・インフルエンザウィルス対策の院内感染防止対策研修を年 2 回実施

カ 医薬品取扱い研修（年 2 回）、医療機器取扱い研修（年 2 回）の実施

- ・リウマチ治療薬自己注射注意点、薬液管理の医薬品取扱研修を年 2 回実施
- ・緩和ケアの為の PCA ポンプ、シリンジポンプの医療機器取扱研修を年 2 回実施

2. 自立運営をめざした体制の強化

(1) 定員充足及び利用料収入の確保と経費の効率的執行

目標：1 日あたりの外来患者数 80 名

1 日あたりの入院患者数 16 名

外来・入院患者数の推移

() 内は病床利用率

区分 年度	外 来		入 院			医業収入 (千円)
	延患者数	1 日平均	延患者数	1 日平均	平均在院日 数	
平成 29 年度	19,366	79.4	5,724	15.7 (63.0)	31.3 日	334,349
平成 30 年度	18,542	76.0	5,628	15.4 (62.0)	34.5 日	342,617
令和元年度	16,462	68.6	5,308	14.5 (58.0)	34.8 日	330,855

- ・令和元年度は、常勤医師が1名欠員であったこと等により医業収入は前年度に比べて11,762千円減

ア 脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅰの施設基準取得による大幅増収への取組みの継続

- ・必要な職員(PT1名)を採用できなかつたため、脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅰの施設基準は未取得。引き続き、人員確保に向け求人活動を継続

イ 導入した電子リハビリ予約システムの円滑な運用や、リハビリ業務における職員体制の効率的運用による増収対策の継続(年24,000単位以上)

(リハビリテーション実施状況) (単位数)

区分 年度	運動器 リハビリテーションⅠ	脳血管疾患等 リハビリテーションⅡ	合計
平成29年度	14,857	9,479	24,336
平成30年度	13,458	11,195	24,653
令和元年度	13,224	9,837	23,061

- ・令和元年度は、各療法士1人あたり18単位(1単位:20分の訓練)を目標に訓練を実施したが、療法士1名の長期介護休業の取得や、新型コロナウィルス感染症院内感染防止対策のため、2月から急性期以外の患者のリハビリを抑制したため、昨年度と比べ1,592単位の訓練数は減少

ウ 京都府立医大の整形外科教室、リウマチセンター、リハビリテーション医学教室や他院との連携拡充による患者の積極的受入れ(手術適応患者:年50名、新規リハビリ患者:年40名)

- ・手術患者 53名 (目標達成率: 106%)
- ・新規リハビリ患者 387名 (目標達成率: 968%)

エ 三次元画像解析装置、骨塩定量測定装置、高精度超音波装置の有効活用や、ボトックス治療の実施(年50名)

- ・三次元画像解析装置(Mimics)を18名、骨塩定量測定装置(DEXA)を341名、高精度超音波装置を103名、ボトックス治療を93名(目標達成率:186%)実施

オ 高次脳機能障害専門外来の利用促進及び新規患者の受け入れ(年20名)

(単位:名)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
新規患者数	31	15	23

- カ 高次脳機能障害専門外来患者の生活訓練事業所ひまわりへの紹介（年5名）**
- ・生活訓練事業所ひまわりへ10名を紹介（目標達成率：200%）
- キ 新規障害児（者）歯科患者（年15名）及び術前口腔ケア患者（年30名）の積極的受入れ**
- ・障害児（者）歯科患者 8名（目標達成率：53%）
 - ・術前口腔ケア患者 29名（目標達成率：97%）
- ク 院内薬事委員会で新規医薬品の採用審査、適正購入を図るとともに、使用頻度が低下した医薬品在庫調整の実施**
- ・院内薬事委員会を開催して、新規医薬品の採用や既に採用済みに医薬品の見直し等について、効果や管理状況等踏まえて検討。類似する名称で効能の異なる医薬品が複数ある採用済みの医薬品を、別の医薬品に変更する等適正な購入と在庫調整を実施。
- ケ 定期的な執行状況分析による予算管理の徹底**
- ・四半期ごとの予算執行計画を作成の上、毎月の資金収支状況を施設内で共有化し、収入確保及び経費の削減等予算管理を徹底

(2) 働き方改革関連法に対応する取組の推進（新規）

- ア 正規・非正規職員間の業務分担の点検・整理等の推進**
- ・正規職員・非正規職員の役割を明確化し、業務分担の点検・整理を推進
- イ 年次有給休暇の確実な取得と時間外労働上限規制の遵守の推進**
- ・適時、年次有給休暇取得状況の集計を確認しながら、取得の少ない職員へ取得を促し、確実な休暇取得を推進。また、時間外勤務の事前命令を徹底することで時間外労働上限規制を遵守
- ウ 勤務時間の把握をサポートするツールの活用も含めた職員の適切な勤務時間管理の推進**
- ・出退勤システム（タイムレコーダー）を導入し、職員の労働時間管理体制を構築

(3) 人材育成の強化と安定的な人材確保

- ア 専門性の向上**
- 学会・研修会等への積極的な参加や研究発表及び論文発表によるスキルアップの実施
- ・第56回日本リハビリテーション医学会、第6回京都リハビリテーション医学会、院内感染防止対策研修等、年46回学会・研究会に参加及び発表
- イ 医療チームとして向上心、探求心を追求する最新医療に関する院内研修の実施（年8回）**
- ・骨折治療、リウマチ治療、骨粗鬆症等の治療法やリハビリテーション治療機器等の院内研修を17回実施（目標達成率：213%）

ウ 全職員が参加する病院内症例検討会における症例発表（週1回）

- ・毎週金曜日に実施、48回／年実施

エ 多職種間連携による患者ニーズに則した研究発表会の開催（年2回）（新規）

- ・関節注射、認知症原因疾患等に関する研究発表会を実施（3回／年）

(4) 活気溢れる職場づくり

挨拶の励行及びクリーンタイムの継続（毎日）

- ・挨拶の励行及び就業前のクリーンタイム（患者訓練に使用する廊下の手摺りや各部屋のドアノブ、訓練室内の机、ベッドの除菌シートを用いた清拭）を継続的に実施

3. 安心安全な医療サービスの提供

(1) 患者支援の充実とサービス内容の改善・見直しの推進

ア 患者アンケート調査、意見箱によるニーズの把握及び改善策の継続（年12回）

- ・アンケートや意見箱にあがる設備、清掃及び食事内容に関する意見への改善策の検討（年12回）と対応を実施

イ 敷地内禁煙の継続

- ・ポスター掲示等による利用者への周知及び理解・協力を求め、敷地内全面禁煙を継続

(2) 地域福祉への貢献、地域における公益的な取組の推進

ア 近隣市町村社会福祉協議会を通して、高齢者を対象とした「出前講座」及び「骨密度測定」の充実（年7回）

- ・「骨の話」や「骨粗鬆症の予防」等の出前講座や「骨密度測定」を年7回の開催を予定していたものの、4回実施



於：全日空ホテル

イ 城陽市青谷地区住民を対象とした医療・健康講座の実施（年4回）

- ・「口コモってなあに？」や「健康長寿のための口腔ケア」等の医療講座、高齢者向けの「健康体操」や嚥下機能回復を目的とした「カタパラ体操」などの機能回復訓練を取り入れた健康講座及び「骨密度測定」について、年4回の実施を予定していたものの、2回実施



青谷地区 医療・健康講座

※新型コロナウィルス感染症防止対策のため、2月からは、上記ア、イの出前講座・骨密度測定、医療・健康講座はいずれも開催を延期

ウ 城陽福祉ふれあいまつりにブースを設置し、市民を対象とした骨密度測定の実施（年1回）

- ・9/29 文化パルク城陽において、開催された第29回城陽福祉ふれあいまつりに出展し、城陽市民を対象に「骨密度測定」を実施



城陽福祉ふれあいまつり

エ 日本パラ・パワーリフティング連盟と協力し、パワーリフティング選手への科学的根拠に基づいた医科学的サポートの継続

- ・毎月の合宿時に医学的サポート（健康診断、メディカルチェック、3次元解析診断（動作の解析と数値化））を実施

(3) 施設・設備の保守管理と計画的修繕等の実施

ア 破損箇所及び危険箇所の毎月点検と必要に応じた小修繕の迅速な実施

- ・毎月実施する院内ラウンドにより、破損箇所及び危険箇所を点検の上、防犯対策のためカメラを設置等必要な修繕を実施



2階医局職員室前

3階エレベーター前

- イ 更新を要するパソコン等の計画的更新や台帳整備による備品管理の徹底
 - ・パソコンを更新するとともに、備品台帳の点検（取得備品、廃棄備品の確認）を実施

- ウ 施設内の樹木剪定、花壇整備等による利用者へのアメニティーの確保（年2回）
 - ・計画的な樹木剪定や草刈り、花壇整備等を行い、利用者のアメニティーを確保

4. 広報活動の強化

- (1) ホームページやブログ及びパンフレットの内容を隨時更新し最新情報を提供
 - ・診療体制変更時におけるホームページ掲載情報の変更やブログ更新による情報の発信
 - ・病院パンフレットを年2回更新

- (2) 近隣市・町の広報紙への病院広告掲載や京阪バスの車内放送による病院案内の継続
 - ・城陽市の「広報じょうよう」への病院広告： 4月、10月 掲載
 - ・宇治田原町の「町民の窓」への病院広告： 4月、10月 掲載
 - ・京都京阪バスの車内放送による病院案内： 通年

(体育館)

【概況】

障害者スポーツ教室や障害者スポーツのつどい等の開催により、京都府南部地域における障害者等のスポーツ・レクリエーションの活動拠点・地域交流施設としての役割を果たすとともに、心身障害者福祉センターの体育施設として、利用者の身体運動や日中活動での運動指導を継続して行った。

また、日本パラ・パワーリフティング連盟の強化合宿等（年間37日）の準備・設営に對して積極的に協力し、東京パラリンピック出場に向けた記録会でもある、「第2回チャレンジカップ京都」（当体育館で4月に開催）に開催地として協力し、メダリスト誕生に向けての支援を継続した。

併せて、2月にパラ・パワーリフティング競技の地域住民に向けた体験交流会の開催に對して協力をした。

【事業計画とその取組結果】

1. 虐待防止の徹底、危機管理体制の強化

(1) 虐待防止の徹底

- ・法人主催の「虐待防止研修」への積極的参加
- ・未受講者対象の内容で開催されたため参加該当者なし

(2) 危機管理体制の強化

ア 障害者支援施設や附属リハビリテーション病院と一体となって地震災害や感染症など危機事象に対する実効性を高める取組を推進（充実）

- ・施設内緊急連絡網「センターライン」（SNSのLINEを活用）の運用を継続
- ・救急蘇生訓練（AED操作含む）、城陽市消防署の協力のもと、地震及び防火避難訓練を実施

イ 事故・ヒヤリハットや苦情等に対する「報告・連絡・相談」の徹底による迅速な対応

- ・体育館定例会議（月1回）で事故防止を周知徹底。ヒヤリハット報告なし

2. 自立運営をめざした体制の強化

(1) 京都府南部地域の障害者スポーツ事業の継続実施

ア 障害者スポーツ教室（アーチェリー、バドミントン、卓球、テニス等）の開催（年17回）と教室後のクラブ組織づくりによるスポーツの継続

- ・スポーツ教室を計画通り年17回（アーチェリー6、バドミントン3、テニス4、卓球教室4）開催するとともに、教室終了後の組織作りや練習場所提供などでサポート

イ 障害者スポーツのつどい（年12回）

- ・毎月第4日曜（12月は第3日曜）を基本に年間を通して年12回実施し、延べ502名参加

ウ 定期的な執行状況分析による予算管理の徹底

- ・四半期ごとの予算執行計画を作成の上、毎月の資金収支状況を施設内で共有化し、収入確保及び経費の削減等予算管理を徹底

(利用者数)

(単位：名)

区分 年度	身体障害者	一般	合計
平成29年度	60,497	9,173	69,670
平成30年度	51,339	11,100	62,439
令和元年度	52,534	8,918	61,452

(2) 働き方改革関連法に対応する取組の推進（新規）

ア 正規・非正規職員間の業務分担の点検・整理等の推進

- ・正規職員・非正規職員の役割を明確化し、業務分担の点検・整理を推進

イ 年次有給休暇の確実な取得と時間外労働上限規制の遵守の推進

- ・適時、年次有給休暇取得状況の集計を確認しながら、取得の少ない職員へ取得を促し、確実な休暇取得を推進。また、時間外勤務の事前命令を徹底することで時間外労働上限規制を遵守

ウ 勤務時間の把握をサポートするツールの活用も含めた職員の適切な勤務時間管理の推進

- ・出退勤システム（タイムレコーダー）を導入し、職員の労働時間管理体制を構築

(3) 活気溢れる職場づくり

ア 「笑顔で対応」・「あいさつの励行」による明るい職場づくりの推進

- ・来館される方々に対して、事務所から出て率先してあいさつを励行

イ 基本理念の唱和（毎日 朝の連絡会時）

- ・毎日、障害者支援施設での朝の連絡会時に一緒に唱和

3. 安心安全な福祉サービスの提供

(1) 利用者支援の充実とサービス内容の改善・見直しの推進

ア 障害者支援施設の入所者への身体的機能の維持・向上や日中活動の充実に向けた活動への支援の実施

- ・個別筋トレ（週 5 回、月延べ 344 名）、集団対応ボッチャ（週 2 回、月延べ 31 名）、卓球バレー（週 3 回、月延べ 74 名）、その他車いす操作（週 1 回、月延べ 13 名）の実施

イ 高次脳機能障害者支援（生活訓練）の一つとしてのスポーツ・レクリエーションサービスの実施

- ・生活訓練事業所ひまわり利用者に対して週 3 回、卓球バレーの指導を実施

ウ 施設利用促進につなげる利用調整会議の定期開催（月 1 回）

- ・計画どおり月 1 回（第 1 水曜日午前）開催、延べ 296 名参加

(2) 地域福祉への貢献、地域における公益的な取組の推進

ア 第 2 回チャレンジカップ京都開催への協力（新規）

- ・4 月開催の「第 2 回パラ・パワーリフティングチャレンジカップ京都」会場設営等に協力

イ 体育館利用者の身体機能を回復するための訓練及び障害者スポーツ指導の実施（各福祉施設週 1 回）

- ・定期的に利用される地域の 6 つの福祉施設等（あんびしゃ、宇治作業所、みんな仲間、城陽作業所、京都ライフサポート協会、城陽市身体障害者協会会員）に対してスポーツ指導を週 1 回実施

ウ 日本パラ・パワーリフティング連盟と連携し、地域住民を対象に開催するパラ・パワーリフティング競技の体験会、交流会等への協力

- ・6 月に世界選手権に向けた NPO 主催の壮行会開催に協力（参加者約 40 名）
- ・2 月に開催された NPO 主催の体験交流会に協力（参加者 60 名）
- ・年間を通して開催された強化合宿等（10 回）に協力



体験交流会の様子

エ パラリンピックの各種競技（バドミントン、ウィルチェアーラグビー、ゴールボール、アーチェリー、車いすバスケット、テニス）に出場をめざす利用者に対し、スポーツ用車椅子の移乗介助や練習場所の準備・提供等（各競技月1回）

・6種目の競技練習に対して協力（年間122回）

バドミントン（年間29回）、ウィルチェアーラグビー（年間20回）、ゴールボール（年間6回）、アーチェリー（年間35回）、車いすバスケット（年間14回）、テニス（年間18回）

オ アーチェリー大会の開催（年2回）

・障害者、健常者と同じルールで競技できるアーチェリー大会を開催（年2回196名参加）

(3) 施設・設備の保守管理と計画的修繕等の実施

ア 破損箇所及び危険箇所の安全点検（毎日）と必要に応じた小修繕の迅速な実施

・毎日朝、出勤時と夕方退所時の点検を実施するとともにトイレや共用備品等小修繕を迅速に実施

イ 更新を要するパソコン等の計画的更新や台帳整備による備品管理の徹底

・パソコンを更新するとともに、備品台帳の点検（取得備品、廃棄備品の確認）を実施

4. 広報活動の強化

ホームページのブログ等を活用したタイムリーな情報提供

・各教室への参加募集や、開催した教室の様子、パラ・パワーリフティングの合宿の様子などをホームページブログに掲載（7回）
・京都府広報誌「府民だより」を通して毎月広報依頼（年9回掲載）
・各新聞社に教室等の募集記事掲載依頼（年23回掲載）

(3) 洛南寮 (養護老人ホーム)

【概況】

地域で生活する上で様々な困難を抱える高齢者を受け入れ、一人ひとりの人権を尊重し、心身ともに健康で安心できる暮らしと、自立した日常生活が営めるように支援し、社会復帰を促進した。

一般型特定施設入居者生活介護の契約利用者を対象に個別計画に基づいた機能訓練を行い身体機能向上・維持に取り組むとともに、介護が必要な利用者が安全で快適な生活ができるよう、介護ベッドやリクライニング型車イス等の福祉用具を整備した。また一般利用者に対しては介護予防体操やクラブ等余暇活動を提供し、利用者が自立した生活ができるよう支援した。

事故・虐待防止については、利用者の安心安全な生活を第一に、日常業務マニュアル、服薬マニュアルの見直しや利用者のリスク一覧の更新を行った。特に嚥下機能低下による喉詰め事故に係るリスクを想定し、食事場面での緊急対応について研修を実施。その結果、誤嚥や喉詰め事故件数はなくなり、ヒヤリハットの件数も減少した。

さらに、利用者に寄り添った支援ができるよう人権研修や発達障害・統合失調症等に関する専門研修を実施し、職員の知識の向上に努めた。

そして、家族等からDVや虐待を受けた方の緊急入所やシェルターとしての受入れ（計5件）、退所された方への支援として電話相談を行うなど地域で暮らす高齢者を支援するとともに、地域の諸行事への参加やボランティア等の受入れなど、開かれた施設、地域から信頼され選ばれる施設作りに努めた。



レクリエーション



おでかけして外食



春のお花見散歩

【事業計画とその取組結果】

1. 虐待防止の徹底、危機管理体制の強化

(1) 虐待防止の徹底

ア 「虐待防止委員会」（月1回）による検証と改善策の実行

- ・法人の事故防止推進員出席のもと虐待防止委員会を毎月開催し、うち3回は外部委員も出席。委員会では利用者からの意見や事故・ヒヤリハット事案、苦情、利用者身体拘束の状況等を検証し、不適切と思われる支援等があれば、職員への個別対応やミーティング等で改善。

- ・日々の支援記録から利用者の訴えを抽出し、苦情の可能性がないか毎月検証
 - ・「身体拘束適正化対策委員会」を毎月開催し、身体拘束となり得るセンサーマットや門センサー等の適正な使用方法や留意点等検討
- イ 外部委員による聞き取り、施設内での座談会（月1回）、意見箱の設置、家族やボランティアとの懇談会など利用者からの声を反映するための取組み実施
- ・全利用者対象の座談会を毎月開催。加えて、京田辺市人権擁護委員による利用者面談（2名）、職員や外部委員（地域の小学校長、地域の民生児童委員、嘱託医 計3名）による利用者からの聞き取り（職員年4回、外部委員年1回）を実施。座談会や意見箱であがった利用者からの意見・要望には、ショッピング等外出頻度・時間の増や喫茶メニューの充実などの要望等があり、可能な内容へは速やかに対応。加えて、意見に対する回答を座談会で説明するとともに「ご意見ありがとうございます」と称して施設内に掲示
 - ・ゲームや喫茶を楽しむ「年忘れ会」に4家族が参加。
その後の職員との懇談会には3家族が参加
 - ・ボランティア交流会を2月に実施予定であったが新型コロナウイルス感染症拡大防止委のため中止



外部委員と利用者の懇談会

- ウ 利用者の特性を理解し、専門知識と技術に基づく支援を行うための所内研修の実施（年3回）と外部機関が主催する人権擁護研修や虐待防止研修への積極的参加
- ・職員講師による「虐待防止」、「身体拘束」等、また、外部の講師を迎えて、「発達障害の理解と支援」、「統合失調症に対する効果的な支援・事例検討」等をテーマとした所内研修を実施 ※関連資料143・144ページ参照
 - ・外部機関主催の研修としては、京都府老人福祉施設協議会が主催する「身体拘束・虐待防止研修」へ参加
- エ 「虐待防止に係る職員セルフチェックリスト」の実施（月1回）による課題抽出と改善サイクルの徹底
- ・「虐待防止に係る職員セルフチェックリスト」による振り返りと意見収集を毎月実施し、抽出した「不適切な支援」等を全職員で共有し、管理職による個別対応等で改善。虐待防止意識をさらに醸成することを目的に、課内の月間目標に対する自己評価を別途記載させるよう取組みを強化

(2) 危機管理体制の強化

- ア リスクマネジメントに係るワーキンググループと連携し、洛南寮における地震災害や感染症など危機事象に対する実効性を高める取組を推進
(地震対策)
- ・利用者の施設外への避難対策を踏まえた地震対策マニュアルの充実とマニュアルに基づく訓練の実施、地震防災に係る職員研修の実施
 - ・地震発生時対応マニュアルの改訂を行うとともに災害時に備えたライフライン等の点検を6月に実施
 - ・近畿ブロック事業団内のシミュレーション訓練に参加するとともに、法人主催の防災研修ヘリスクリ管理担当者が参加

- ・消防訓練では京田辺市消防署北部分署と連携し、職員、利用者、地域住民を対象とした起震車揺れ体験を企画するも新型コロナウイルス感染症対応のため中止
- ・災害時備蓄品の点検・補充、災害時必要物品（通信機器等）の検討・整備
 - ・食料、医薬品、情報機器、移送用具、作業機材、避難用具等の備蓄品の在庫状況を点検し、必要に応じて補充

(新型インフルエンザ等対策)

- ・新型インフルエンザ等発生時に適切に対応できるよう、職員研修の実施や必要備蓄品の点検・整備等
 - ・職員研修は実施できなかったものの、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、新型インフルエンザ対策マニュアルをもとに、職員及び利用者への注意喚起の徹底及び防止策の実施や、発生時必要備蓄品（マスク・消毒液等）を補充
 - ・職員へのマニュアル周知と発生時対応を確認

(その他安全・防犯対策)

- ・火災発生、不審者侵入等突発的事故・事案発生を想定した対応体制の整備と訓練（AED 取扱含む）の実施
 - ・京田辺市消防署北部分署の協力のもと、総合消防訓練を実施。利用者も参加した消火器操作法の訓練やAED講習を受け（救護施設と合同）、職員の危機意識を醸成



消火器操作法の講習

- イ 利用者支援に係るマニュアル整備による与薬・食事・入浴等での事故防止や利用者異変時における的確な対応と事故・ヒヤリハット等に係る事故防止委員会での検証・改善の推進
 - ・事故・ヒヤリハット報告を事故防止委員会等で分析の上、日常業務マニュアル、服薬介助マニュアル、食事対応表等について随時更新
 - ・特に発生件数の多い「転倒」については、利用者個別リスク一覧表をもとに、センサーマットや腰ベルト、保護帽等を利用して転倒防止を推進。また、「所在不明」への防止策としては、定期的な所在確認とともに、門センサー及びGPSセンサーを活用
- ウ 京田辺市消防署が行う普通救命講習・上級救命講習への積極的参加
 - ・新規採用職員を含めた3名を京田辺市消防署で行われた普通・上級救命講習に派遣

2. 自立運営をめざした体制の強化

(1) 定員充足及び利用者収入の確保と経費の効率的執行

入・退所の状況

(単位:名)

年度	区分 年度	年度当初	入所	退所	退所後の状況						年度末
					社会復帰	家庭復帰	医療機関	他施設	死亡	その他	
平成29年度	93	20	20	0	4	3	2	11	0	93	
平成30年度	93	11	13	1	0	1	3	8	0	91	
令和元年度	91	13	18	2	2	3	1	10	0	86	

ア 一般型特定施設入居者生活介護の適切な運用による利用料収入の確保

- ・介護報酬增收対策会議を月1回開催し、新規の契約受け入れ可否及び要介護者に係る区分変更申請の必要性を検討の上、変更申請等実施

イ 福祉事務所や居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、精神科病院等に対する積極的な情報提供

- ・広報紙「洛楽」の配布（年3回）や、空き状況を発信する「洛南寮だより」の発送（年5回）により福祉事務所をはじめとする関係機関へ情報発信
- ・過去に入所の問い合わせがあったケースに関するその後の状況確認等適宜実施

ウ 月単位の消耗品費・光熱費の周知（見える化）による経費支出のコントロール

- ・年度当初に昨年度決算報告と今年度目標数値を確認し、毎月の職員会議にて光熱水費の実績推移を報告することで、職員の節約意識を醸成

エ 定期的な執行状況分析による予算管理の徹底

- ・施設長参加の管理会議（毎月）にて収支状況分析と課題の共有を行いながら、予算管理を徹底。修繕費、光熱水費以外は、計画通り執行

(2) 働き方改革関連法に対応する取組の推進（新規）

ア 正規・非正規職員の業務分担の点検・整理等の推進

- ・不合理な待遇差がないようにするため、総合職員・地域職員・嘱託職員の具体的な業務の内容、責任の程度等を明確にし、各職員の業務分担を点検整理

イ 年次有給休暇の確実な取得と時間外労働上限規制遵守の推進

- ・適時、年次有給休暇取得状況の集計を確認しながら、取得の少ない職員へ取得を促し、確実な休暇取得を推進。また、時間外勤務の事前命令を徹底することで時間外労働上限規制を遵守

ウ 勤務時間の把握をサポートするツールの活用も含めた職員の適切な勤務時間管理の推進

- ・出退勤システム（タイムレコーダー）を導入し、職員の労働時間管理体制を構築

(3) 人材育成の強化と安定的な人材確保

ア 専門的知識や技術の向上及び職員講師育成を目的に、専門研修の強化

- ・毎月職員会議前に職員講師による「虐待防止」「身体拘束」「個別支援計画の作成」「腰痛予防（介護姿勢、腰痛体操）」等の所内研修を実施。また、専門性の向上を目的として外部講師による事例検討研修や「発達障害」「統合失調症」についての研修を実施。さらに、外部での発表に向けた所内プレ発表会等を実施（一部再掲）
※関連資料 143・144 ページ参照

イ 一般型特定施設へ先行して転換し先進的な取り組みをしている施設への視察及び派遣実習の実施

- ・一般型特定施設入居者介護に転換している京都市内の養護老人ホーム及び京田辺市内の特別養護老人ホームを視察し、施設の老朽化への工夫、利用者の重度化への対応等について今後の取り組みに活用。派遣実習は未実施

ウ 新規採用職員（契約・非常勤）に対する職場内OJT及びエルダー制度の活用

- ・利用者一人ひとり日常生活動作に応じた移乗介助・食事介助・排泄介助・服薬介助等を職場内OJTで指導
- ・新規採用職員に対しエルダーによる助言指導実施



利用者の作品

エ 実習生の積極的受入れや実習後のフォローの実施

- ・小学校及び中学校の教諭の普通免許授与に係る介護等体験実習を受入。実習後は、施設行事の日程等を案内。福祉職場インターンシップの受け入れを進めてきたが、今年度はマッチングせず。※関連資料 113 ページ参照

(4) 活気溢れる職場づくり

ア 職員アンケートやストレスチェック集団解析の結果をふまえ、業務に対する目標・進め方の明確化や情報共有（役職者会議や小グループミーティング）に努め、加えて業務への関心やモチベーション向上を図るよう積極的な研修受講や他施設への視察を実施

- ・職員会議や課内ミーティングでの課題や情報共有、さらに人事考課や毎月のセルフチェック、外部派遣研修等を通して業務に対する目的意識や達成感を醸成
- ・先進的な取組みを行っている他施設への視察実施（2回）

イ 基本理念の唱和（毎月職員会議時）（充実）

- ・職員会議で毎月実施

ウ 職員一人ひとりの担当業務の位置づけや担当範囲、達成すべき目標など、各職員の役割を明確にした上で作業やスケジュールの「見える化」を推進

- ・人事考課面談時に担当業務に関する目標等も併せて進捗確認するとともに、担当業務ごとの年間スケジュールを作成の上、業務内容や進捗を他職員へも「見える化」することで職員間の連携を促進

エ 利用者作品や利用者・職員の笑顔溢れる写真等の掲示

- ・季節に応じた切り絵やイラストをはじめ、誕生会や外出行事等の記念写真を印刷して掲示

3. 安心安全な福祉サービスの提供

(1) 利用者支援の充実とサービス内容の改善・見直しの推進

ア 「サービス向上推進本部」と連携したマニュアル整備等の推進による安心安全で質の高いサービスの提供

- ・サービス向上推進本部と連携の上、日常業務マニュアル、服薬介助マニュアル、利用者のリスク一覧等を更新し、事故・ヒヤリハット事例についても改善を推進

イ 利用者ごとの個別状況に応じた機能訓練及び外出やゲーム・物づくり等、日常生活を楽しみながら行う介護予防の取組充実（充実）

- ・専任の機能訓練指導員（理学療法士）により、一般型特定施設入居者生活介護契約利用者に対する個別機能訓練計画に基づき機能訓練を実施。その他の利用者に対しても長期入院後には機能回復を目的に歩行訓練等実施
- ・毎月の作品作り時に季節を感じられる飾り物（クリスマスリース、ひな人形等）を作成し、作品は近隣の住民センターや小学校でのイベントに出展

ウ 一般型特定施設入居者生活介護利用者に対して、安全と自立を促進する車イスやベッド・ポータブルトイレ・手すり等福祉用具を整備（充実）

- ・利用者の身体状況に合わせたリクライニング式車いすや介助用車いす、転倒転落防止のため超低床ベッドを導入
- ・褥瘡予防のためベッド静養時の体幹保持クッションを活用

エ 地域の高齢者を対象とした、生活リズムの回復や安心安全な環境提供等を目的とする緊急入所の受入

- ・家族等からのDV、虐待による緊急入所は、シェルター利用3件含め5件受入

オ 看護師の土日勤務、遅出業務による利用者健康管理のさらなる充実

- ・年度当初から看護師4名体制による土日勤務及び遅出勤務を段階的に実施するとともに、情報の引き継ぎやマニュアルの充実などで連携を強化することで、利用者の健康管理体制を充実

カ 地域生活移行後の退所者への相談支援の実施（毎月1回、半年間継続）

- ・DV被害が解決し、地域生活を再開した利用者1名に対し、定期的に電話による状況確認を実施

キ 成年後見制度利用促進法に基づいた利用申立の推進（目標：2人）

- ・実施機関、権利擁護団体等と連携し利用者3名について成年後見制度の申し立てを支援した結果、全員後見人が選定され、制度の利用開始

ク 高齢者の嚥下機能低下による喉詰め事故等を想定した予防対策・訓練実施（新規）

- ・流動食など利用者に応じた食事形態について定期的に見直し（年2回）。嚥下障害のある利用者に対しお茶ゼリー等を提供
- ・京田辺市消防本部による喉詰め時の緊急対応講習を受講

- ケ 施設（養護老人・救護）の相互応援や職員交流による支援内容改善 連携強化**
- ・養護老人ホームと救護施設とで相互に業務体験し合い（養護課 4 名 救護課 3 名）異なる視点から改善点等を点検
 - ・施設内で開催する喫茶を養護老人ホーム、救護施設合同で実施し連携強化
 - ・ラン伴イベント（認知症になっても安心して暮らせる地域づくりをめざし、タスキを繋いで日本縦断するプロジェクト）に養護課・救護課併せて 6 名の職員が参加

コ 余暇スペースを活用した利用者の日中活動の充実（充実）

- ・作業室のレイアウト変更や設備整備によりオセロゲームや将棋のみならず、体操や作品作り、塗り絵なども行えるようなスペースを確保



サ 預り金管理・文書管理の徹底（預り金の管理環境整備・書類の整理整頓）（充実）

- ・利用者からの預り金について、規程を遵守し、入出金時や月末における現金実査及び帳簿等関連資料の点検を徹底することで、組織内における預り金管理体制を強化。併せて通帳や関連資料の整理整頓を行い、紛失等の事故防止を推進
- ・自己管理が可能な方へは、個人用の金庫を貸出す環境を整備（7名が利用）

作品づくりの取り組み

シ 居住空間における環境美化の徹底（臭気対策等）（新規）

- ・居室内ポータブルトイレについて、日々の清掃に加え、徹底清掃を月 1 回実施
- ・居室の洗面所掃除など寮内清掃実施

ス 利用者支援充実をめざし、第三者評価項目に沿った自己評価の実施

- ・役職職員を中心に第三者評価項目に沿った自己評価を実施。個別支援計画の進め方などの課題を確認

(2) 地域福祉への貢献、地域における公益的な取組の推進

ア 京田辺市の福祉避難所としての体制確保

- ・京田辺市が設置した防災無線の点検実施

イ 自治会等が実施する活動への参加とボランティア等の積極的な受け入れ

- ・地域一斉清掃（年 1 回）、区民及び桃園小学校運動会、京田辺市敬老会、京田辺市自衛消防隊訓練大会及び出初め式、地域地蔵盆等自治会行事へ積極的に参加
- ・洛南寮環境整備、洛南寮まつり、その他利用者の日中活動等へのボランティアによる支援を積極的に受け入れ
- ・中学生の職場体験実習、田辺中学校の「心もち運動」で生徒の訪問あり



田辺中学校の訪問

ウ 地域の在宅高齢者との交流事業実施（月 1 回）

- ・京田辺市社会福祉協議会との連携のもと、「ひだまりの会」として、月 1 回カラオケや作品作りなど、洛南寮利用者と地域在宅高齢者との交流実施

エ 車イス介助や介護技術など地域住民を対象とした講習会の実施（年1回）

- ・京田辺市社会福祉協議会と連携し京田辺市内の小学校5年生を対象に車いす介助講習を開催 ※関連資料143ページを参照



オ 地域清掃活動による地域貢献（月1回）

- ・地域貢献及び施設PRの一環として職員と利用者による地域の清掃活動実施

(年7回)

地域清掃

カ 地域のニーズに応えた研修会の開催等による専門的知識の普及

- ・11月に開催した介護相談・施設見学会に合わせ、地域住民を対象に「認知症の理解」「認知症予防体操」をテーマにした講習会を実施

(3) 施設・設備の保守管理と計画的修繕等の実施

ア 破損箇所及び危険箇所の毎月点検と必要に応じた小修繕の迅速な実施

- ・毎月の点検により破損箇所の早期発見と早期修繕を実施。身障者トイレ2か所での扉新設工事、管理棟職員トイレの洋式化工事など計画的修繕を実施

イ 更新を要するパソコンやLED照明器具等の計画的更新や台帳整備による備品管理の徹底

- ・パソコンの一斉更新を行うとともに、備品台帳の点検等にて管理を徹底

4. 広報活動の強化

(1) ホームページやブログ、広報紙「洛楽」（年3回発行）による施設情報の発信

- ・ホームページのブログにて、施設の取組や行事等を積極的に発信（年間20回）するとともに広報紙「洛楽」を年3回発行

(2) 「介護相談・施設見学会」の実施（年1回）

- ・11月介護相談・施設見学会を実施。地域の自治会から17名の参加あり



施設見学会での喫茶の様子

(救護施設)

【概況】

生活困窮者をはじめ様々な生活課題や福祉課題等を抱え総合的な支援を必要とする利用者が、心身ともに健康で安心した暮らしができるよう、個別支援計画に基づいた生活支援や自立生活に向けた訓練事業等を積極的に行った。

また、虐待防止をはじめ、障害特性や権利擁護への理解促進、相談援助技術向上を図るために研修受講を推進するとともに、各種マニュアルに基づくOJTを強化することで、利用者の諸課題に適切に対応できる人材育成に努めた。加えて、職員が専門性を活かして活躍し、やりがいを持って働き続けることができるよう活気あふれる職場づくりに努めた。

利用者に対しては、救護施設に求められる循環型セーフティネット機能を発揮し、地域生活移行を目的とする「居宅生活訓練事業」の継続や、状況に応じた他施設等への移行を推進するとともに、退所された方については、訪問や電話連絡を行い、後見人とも連携しながらその後の生活についての相談や支援を行った。

またDV・虐待被害を受けた方の緊急入所に速やかに対応するとともに、一時的に精神状態が不安定になった方や、入所希望者の体験入所の受け入れとして「一時入所事業」を継続した

さらに、生活困窮者自立支援制度による「認定就労訓練事業」を新たに開始し、地域からの1名の登録者を対象に、洛南寮を就労先として通っていただき、作業をサポートした。



日帰り旅行



鍋パーティー



洛南寮まつり

【事業計画とその取組結果】

1. 虐待防止の徹底、危機管理体制の強化

(1) 虐待防止の徹底

ア 「虐待防止委員会」(月1回)による検証と改善策の実行

- ・法人の事故防止推進員出席のもと虐待防止委員会を毎月開催し、うち3回は外部委員も出席。委員会では利用者からの意見や事故・ヒヤリハット事案、苦情、利用者身体拘束の状況等を検証し、不適切と思われる支援等があれば、職員への個別対応やミーティング等で改善
- ・日々の支援記録から利用者の訴えを抽出し、苦情の可能性がないか毎月検証。そ

の中で、盜難事案が1件あり、関係機関を交えて対応・解決。予防策として当該利用者へ鍵付きロッカーの使用を推奨

イ 外部委員による聞き取り、施設内での座談会（月1回）、意見箱の設置、家族やボランティアとの懇談会など利用者からの声を反映するための取組み実施

- ・全利用者対象の座談会を毎月開催。加えて、京田辺市人権擁護委員による利用者面談（2名）、職員や外部委員（地域の小学校長、地域の民生児童委員、嘱託医 計3名）による利用者からの聞き取り（職員年4回、外部委員年1回）を実施。座談会や意見箱であがった利用者からの意見・要望には、「携帯電話の使用場所」「屋内の喫煙所の撤去」があり、対応可能な要望には改善策を実施。加えて、意見に対する回答を座談会で説明するとともに「ご意見ありがとうございます」と称して施設内に掲示
- ・ミニ運動会を楽しむ「家族交流会」に5家族が参加。その後、職員との懇談会を実施
- ・ボランティア交流会を2月に実施予定であったが新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止



ご家族と楽しむミニ運動会

ウ 利用者の特性を理解し、専門知識と技術に基づく支援を行うための所内研修の実施（年3回）と外部機関が主催する人権擁護研修や虐待防止研修への積極的参加

- ・職員講師による「虐待防止」、「身体拘束」等、また、外部の講師を迎えて、「発達障害の理解と支援」、「統合失調症に対する効果的な支援・事例検討」等をテーマとした所内研修を実施 ※関連資料143・144ページ参照
- ・外部機関主催の研修としては、近畿救護施設協議会が主催する「虐待防止研修」へ参加。

エ 「虐待防止に係る職員セルフチェックリスト」の実施（月1回）による課題抽出と改善サイクルの徹底

- ・「虐待防止に係る職員セルフチェックリスト」による振り返りと意見収集を毎月実施し、抽出した「不適切な支援」等を全職員で共有し、管理職による個別対応等で改善。虐待防止意識をさらに醸成することを目的に、課内の月間目標に対する自己評価を別途記載させるよう取組みを強化

(2) 危機管理体制の強化

ア リスクマネジメントに係るワーキンググループと連携し、洛南寮における地震災害や感染症など危機事象に対する実効性を高める取組を推進

(地震対策)

- ・利用者の施設外への避難対策を踏まえた地震対策マニュアルの充実とマニュアルに基づく訓練の実施、地震防災に係る職員研修の実施
 - ・地震発生時対応マニュアルの改訂を行うとともに災害時に備えたライフライン等の点検を6月に実施
 - ・近畿ブロック事業団内のシミュレーション訓練に参加するとともに、法人主催の防災研修へリスク管理担当者が参加
 - ・消防訓練では京田辺市消防署北部分署と連携し、職員、利用者、地域住民を対象とした起震車揺れ体験を企画するも新型コロナウイルス感染症対応のため中止
- ・災害時備蓄品の点検・補充、災害時必要物品（通信機器等）の検討・整備
 - ・食料、医薬品、情報機器、移送用具、作業機材、避難用具等の備蓄品の在庫状況を点検し、必要に応じて補充

(新型インフルエンザ等対策)

- ・新型インフルエンザ等発生時に適切に対応できるよう、職員研修の実施や必要備蓄品の点検・整備等
 - ・職員研修は実施できなかったものの、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、新型インフルエンザ対策マニュアルをもとに、職員及び利用者への注意喚起の徹底及び防止策の実施や、発生時必要備蓄品（マスク・消毒液等）を補充
 - ・職員へのマニュアル周知と発生時対応を確認

(その他安全・防犯対策)

- ・火災発生、不審者侵入等突発的事故・事案発生を想定した対応体制の整備と訓練（AED取扱含む）の実施
 - ・京田辺市消防署北部分署の協力のもと、総合消防訓練を実施。利用者も参加した消火器操作法の訓練やAED講習を受け（養護老人ホームと合同）、職員の危機意識を醸成

- イ 利用者支援に係るマニュアル整備による与薬・食事・入浴等での事故防止や利用者異変における的確な対応と事故・ヒヤリハット等に係る事故防止委員会での検証・改善の推進
- ・事故・ヒヤリハット報告を事故防止委員会等で分析の上、日常業務マニュアル、服薬介助マニュアル、食事対応表等について隨時更新
 - ・特に「アザ等の異変」については、臨時ミーティングを実施し原因を追及したところ、車イスへの移乗時や手引き歩行の際にできた可能性を確認し、介助方法等の注意点を職員間で情報共有。
- ウ 京田辺市消防署が行う普通救命講習・上級救命講習への積極的参加
- ・未受講職員の勤務調整ができず、今年度は参加者なし

2. 自立運営をめざした体制の強化

(1) 定員充足及び利用料収入の確保と経費の効率的執行

区分 年度		入・退所の状況		退所後の状況					(単位:名)		
年度	区分	年度当初	入所	退所	社会復帰	家庭復帰	医療機関	他施設	死亡	その他	年度末
平成29年度		95	21	19	8	0	4	2	3	2	97
平成30年度		97	23	28	13	0	6	2	4	3	92
令和元年度		92	16	17	4	0	7	2	4	0	91

ア 救護施設の存在感を高めるため、福祉事務所や居宅介護事業所、地域包括支援センター、精神科病院等に対する積極的な施設情報提供

- ・広報紙「洛楽」の配布（年3回）や、空き状況を発信する「洛南寮だより」の発送（年5回）により福祉事務所をはじめとする関係機関へ情報発信
- ・過去に入所の問い合わせがあったケースに関するその後の状況確認等適宜実施
- ・京都府「生活保護現業員研修」に職員3名を派遣し、救護施設及び洛南寮の概要、居宅生活訓練の取組みや一時入所についての説明を予定していたが新型コロナウイルス感染症拡大により中止

イ 月単位の消耗品費・光熱費の周知（見える化）による経費支出のコントロール

- ・年度当初に昨年度決算報告と今年度目標数値を確認し、毎月の職員会議にて光熱水費の実績推移を報告することで、職員の節約意識を醸成

ウ 定期的な執行状況分析による予算管理の徹底

- ・施設長参加の管理会議（毎月）にて収支状況分析と課題の共有を行いながら、予算管理を徹底。修繕費、光熱水費以外は、計画通り執行

(2) 働き方改革関連法に対応する取組の推進（新規）

ア 正規・非正規職員間の業務分担の点検・整理等の推進

- ・不合理な待遇差がないようにするため、総合職員・地域職員・嘱託職員の具体的な業務の内容、責任の程度等を明確にし、各職員の業務分担を点検整理

イ 年次有給休暇の確実な取得と時間外労働上限規制の遵守の推進

- ・適時、年次有給休暇取得状況の集計を確認しながら、取得の少ない職員へ取得を促し、確実な休暇取得を推進。また、時間外勤務の事前命令を徹底することで時間外労働上限規制を遵守

ウ 勤務時間の把握をサポートするツールの活用も含めた職員の適切な勤務時間管理の推進

- ・出退勤システム（タイムレコーダー）を導入し、職員の労働時間管理体制を構築

(3) 人材育成の強化と安定的な人材確保

ア 専門的知識や技術の向上及び職員講師育成を目的に、専門研修の強化

- ・毎月職員会議前に職員講師による「虐待防止」「身体拘束」「個別支援計画の作成」「腰痛予防（介護姿勢、腰痛体操）」等の所内研修を実施。また、専門性の向上を目的として外部講師による事例検討研修や「発達障害」「統合失調症」についての研修を実施。さらに、外部での発表に向けた所内プレ発表会等を実施（一部再掲）
※関連資料 143・144 ページ参照

- イ 地域生活移行支援や就労支援等先進的な取組をしている施設への視察、派遣実習の実施
 - ・地域生活移行支援や認定就労訓練事業等先進的な取組みをしている 2 施設を視察し、作業日課や社会生活技能習得プログラム、認定就労訓練対象者の支援等について今後の取組みに活用。派遣実習は未実施
- ウ 新規採用職員（契約・非常勤）に対する職場内OJT及びエルダー制度の活用
 - ・利用者一人ひとりの日常生活動作に応じた移乗介助・食事介助・排泄介助・服薬介助等を職場内OJTで指導
- エ 実習生の積極的受入れや実習後のフォローの実施
 - ・福祉職場インターンシップ学生 2 名を受入。実習後は、施設行事の日程等を案内
※関連資料 113 ページ参照

(4) 活気溢れる職場づくり

- ア 職員アンケートやストレスチェック集団解析の結果をふまえ、仕事の手順や分担、業務目標を明確にするとともに情報の共有（役職者会議や小グループミーティング）を徹底。加えて、管理職・役職者による目配りや職員間の連携強化
 - ・職員会議や課内ミーティングでの課題や情報共有、さらには人事考課や毎月のセルフチェック、外部派遣研修等を通して業務に対する目的意識や達成感を醸成。また、管理職・役職者は職員の状況を把握し、業務への配慮や勤務調整等を行い職員間の連携・信頼関係を構築
- イ 基本理念の唱和（毎月職員会議時）（充実）
 - ・職員会議で毎月実施
- ウ 職員一人ひとりの担当業務の位置づけや担当範囲、達成すべき目標など、各職員の役割を明確にした上で作業やスケジュールの「見える化」を推進
 - ・人事考課面談時に担当業務に関する目標等も併せて進捗確認するとともに、担当業務ごとの年間スケジュールを作成の上、業務内容や進捗を他職員へも「見える化」することで職員間の連携を促進
- エ 廊下等の掲示板へ利用者作品や利用者・職員の笑顔溢れる写真等掲示
 - ・季節に応じた切り絵やイラストをはじめ、誕生会や外出行事等の記念写真を印刷して掲示。さらに更新したブログも印刷して掲示



季節に応じた作品の展示

3. 安心安全な福祉サービスの提供

(1) 利用者支援の充実とサービス内容の改善・見直しの推進

ア 「サービス向上推進本部」と連携したマニュアル整備等の推進による安心安全で質の高いサービスの提供

- ・サービス向上推進本部と連携の上、日常業務マニュアル、服薬介助マニュアル、利用者のリスク一覧等を更新し、事故・ヒヤリハット事例についても改善を推進

イ 居宅生活訓練事業新規対象者に向けた施設内事前訓練・勉強会を実施し、地域生活移行を推進（2名）（新規）

- ・居宅生活訓練事業への新規候補者5名対象に調理実習や地域生活移行をイメージする勉強会を実施



調理実習の様子

ウ 一時入所事業を継続実施するにあたり、利用者情報が少ない等のリスクに対する受け入れルールの作成や福祉事務所とのさらなる連携を強化（充実）

- ・一時入所事業利用に係る規則や料金等を明記した一時入所版の入所の手引きを作成の上、入所時の説明時に使用
- ・利用者に関する事前情報や入所時の健康診断の実施、退所までの流れについて福祉事務所と隨時確認
- ・トラブル等で住居を失った方や、矯正施設出所後の住居未設定、精神科病院退院予定者の体験入所等で15人（延べ342日）が利用

エ 内職作業や施設内疑似就労（農園・園芸活動）の充実及び作業工賃の設定見直し（新規）

- ・施設内疑似就労（掃除・紙すき作業等）については継続実施。新規の内職作業導

入を計画したが業者との調整つかず。よって作業工賃の設定見直しも未実施

オ 利用者の健康促進のため、禁煙・分煙の推進（新規）

- ・屋内喫煙所の全面撤去と野外公共スペースの喫煙場所を限定。座談会で喫煙リスク等の話をし、節煙・禁煙を推進

カ 看護師充足による土日勤務、遅出業務による利用者健康管理のさらなる充実

- ・年度当初から看護師4名体制による土日勤務及び遅出勤務を段階的に実施するとともに、情報の引き継ぎやマニュアルの充実などで連携を強化することで、利用者の健康管理体制を充実

キ 地域生活移行希望利用者の退所先関係機関を含む支援会議を積極的に開催し、退所後の生活が円滑に行えるよう体制作りを行う。また、退所先訪問による相談支援の実施（毎月1回、半年間継続）

- ・退所先関係機関との支援会議を開催してまで調整を要する利用者がいなかつたため、会議自体は未実施だが、円滑に退所後の生活につなげるよう個別に関係機関と調整し、ご家族、後見人との面談や電話、訪問等による相談支援も適宜実施

ク 個別支援計画の充実とそれに基づく支援によって、救護施設に求められている「循環型セーフティネット機能」（地域や他施設への移行）を推進（10名）

- ・個別支援計画にて地域生活移行を計画した8名のうち、4名の方が退所後に地域のアパートでの生活に移行。他に社会福祉施設・事業所への移行は2名、療養型病院への移行が7名。（計13名が地域や他施設へ移行）
- ・その他、洛南寮で生活しながら、外部の就労支援事業所への通所をめざし、2名が見学・相談し、内1名が利用を開始（週3回）

ケ 生活困窮者自立支援制度による認定就労訓練の実施（1名）（新規）

- ・他施設への視察や関係機関との調整、訓練プログラムの作成等実施に係る準備を行い、12月に京都府の認定を受け、2月から洛南寮を事業所として1名受入れ

コ 利用者支援の充実をめざし、第三者評価項目（救護施設版）に沿った自己評価の実施

- ・役職職員を中心に第三者評価項目に沿った自己評価を実施。利用者が食事を選択できるような対応などの課題を確認

サ 施設（養護老人・救護）の相互応援や職員交流による支援内容改善・連携強化

- ・養護老人ホームと救護施設とで相互に業務体験し合い（養護課4名　救護課3名）、異なる視点から改善点等を点検
- ・施設内で開催する喫茶を養護老人ホーム、救護施設合同で実施し連携強化
- ・ラン伴イベント（認知症になっても安心して暮らせる地域づくりをめざし、タスキを繋いで日本縦断するプロジェクト）に養護課・救護課併せて6名の職員が参加



喫茶の様子

シ 預り金管理・文書管理の徹底（預り金の管理環境整備・書類の整理整頓）（充実）

- ・利用者からの預り金について、規程を遵守し、入出金時や月末時における現金実査及び帳簿等関連資料の点検を徹底することで、組織内における預り金管理体制を強化。併せて通帳や関連資料の整理整頓を行い、紛失等の事故防止を推進
- ・自己管理が可能な方へは、デイルームに設置した個人用金庫の使用を推進（21名が利用）

ス 成年後見制度利用促進法に基づき、利用申立を推進（3名）

- ・5名の利用者に対して利用申し立ての支援を行い、選定された後見人（保佐人、補助人）と金銭管理や入退所に向けて調整

セ 居住空間における環境美化の徹底（臭気対策等）（新規）

- ・毎週、利用者居室の清掃を実施
- ・居室内ポータブルトイレについて、日々の清掃に加え徹底清掃を月1回実施
- ・夏季と年末を中心に、利用者も参加する食堂やデイルーム等の大掃除（9回）を実施

(2) 地域福祉への貢献、地域における公益的な取組の推進

ア 京田辺市の福祉避難所としての体制確保

- ・京田辺市が設置した防災無線の点検実施

イ 自治会等が実施する活動への参加とボランティア等の積極的な受け入れ

- ・地域一斉清掃（年1回）、区民及び桃園小学校運動会、京田辺市敬老会、京田辺市自衛消防隊訓練大会及び出初め式、地域地蔵盆等自治会行事へ積極的に参加
- ・洛南寮環境整備、洛南寮まつり、その他利用者の日中活動等へのボランティアによる支援を積極的に受け入れ

ウ 地域住民や児童に対する紙漉き体験会の実施（年3回）

- ・8月の3日間地域の小学生を対象に紙すき体験教室を開催し、延べ16名が参加
- ・京田辺市社会福祉協議会主催の京田辺市在住高齢者の交流事業「ふれあいサロン」で、紙すき作業の講習会実施。



小学生の夏休み紙漉き体験

エ 車イス介助や介護技術など地域住民を対象とした講習会の実施（年1回）

- ・京田辺市社会福祉協議会と連携し京田辺市内の小学校5年生を対象に車いす介助講習を開催

オ 地域清掃活動による地域貢献（月1回）

- ・地域貢献及び施設PRの一環として職員と利用者による地域の清掃活動実施（年9回）

- カ 地域の支援ネットワークの構築をめざした京田辺市自立支援協議会への参加**
 - ・京田辺市自立支援協議会地域生活支援部会の定例会へ委員として参加（6回）
 - キ 地域のニーズに応えた研修会の開催等による専門的知識の普及**
 - ・11月に開催した介護相談・施設見学会に合わせ、地域住民を対象に「認知症の理解」「認知症予防体操」をテーマにした講習会を実施
- (3) 施設・設備の保守管理と計画的修繕等の実施
- ア 破損箇所及び危険箇所の毎月点検と必要に応じた小修繕の迅速な実施**
 - ・毎月の点検により破損箇所の早期発見と早期修繕を実施。身障者トイレ2か所での扉新設工事、管理棟職員トイレの洋式化工事など計画的修繕を実施
 - イ 更新を要するパソコンやLED照明器具等の計画的更新や台帳整備による備品管理の徹底**
 - ・パソコンや老朽化したガス乾燥機等を更新するとともに、備品台帳の点検等にて管理を徹底

4. 広報活動の強化

- (1) ホームページやブログ、広報紙「洛楽」（年3回発行）による施設情報の発信
- ・ホームページのブログにて、施設の取組や行事等を年間25回と積極的に更新するとともに、広報紙「洛楽」を年3回発行
- (2) 「介護相談・施設見学会」の実施（年1回）
- ・11月介護相談・施設見学会を実施。地域の自治会から17名の参加あり

(4) 東山母子生活支援施設

【概況】

DV 被害や虐待など身体的、精神的に様々な課題を抱えて入所した母子に対して安全な生活環境を提供するとともに、地域社会で母子が自立した生活ができるよう、母子の自主性を尊重しながら児童の健全な成長発達と母親の生活、養育、就労を支援した。

また人権擁護・虐待防止については、研修や OJT 等により職員の資質向上に努めるとともに、毎月行うセルフチェックで職員からの声を分析して課題の抽出と対策を講じることで、風通しのよい施設づくりに努めた。

そして、社会的養護を担う施設としての役割を果たすためにも、定員充足に向けて、近畿内の福祉事務所へ施設パンフレットを送付することや、京都市内の福祉事務所への訪問、京都府・京都市内の関係機関が集まる合同研修会での情報発信等で施設の認知度向上に努めた。結果として、入所世帯については、今年度 6 世帯の受入、8 世帯の退所があり、年度末時点では、年度当初と比較して、2 世帯減の 13 世帯となった。

【事業計画とその取組結果】

1. 虐待防止の徹底、危機管理体制の強化

(1) 虐待防止の徹底

ア 「虐待防止委員会」(月1回)による検証と改善策の実行

- ・施設の虐待防止委員会を毎月開催し、参加のあった法人虐待防止委員会委員からの助言も得ながら、「虐待防止に係る職員セルフチェックリスト」の集計結果の点検・検証等実施。職員の抱える支援上の悩みや課題へのアドバイス等を改善策として実施。

イ 虐待防止研修への積極的参加

- ・法人本部主催の虐待防止研修に契約職員を含めた全職員が参加

ウ 「虐待防止に係る職員セルフチェックリスト」の実施(月1回)による課題抽出と改善サイクルの徹底

- ・「虐待防止に係る職員セルフチェックリスト」を毎月実施し、職員自身が自己点検。必要に応じて施設長が個別面談を行い、助言等実施(1名)

エ 朝会による職員間の情報共有の徹底

- ・毎朝朝会を行い、前夜の様子、当日の支援状況を確認し、情報を共有

オ 虐待防止学習会の実施による虐待防止マニュアルの確認

- ・心理担当職員を講師として「虐待への施設内対応システム」等をテーマにした学習会を実施の上、マニュアルも確認

(2) 危機管理体制の強化

ア リスクマネジメントに係るワーキンググループ及び京都府家庭支援総合センターと連携し、東山母子生活支援施設における地震災害や感染症など危機事象に対する実効性を高める取組を推進

(地震対策)

- ・利用者の施設外への避難対策を踏まえた地震対策マニュアルの充実と京都府家庭支援総合センターとの合同による訓練の実施、地震防災に係る職員研修の実施
- ・地震発生時対応マニュアルの改訂を行うとともに災害時に備えたライフライン等の点検を6月に実施
- ・近畿ブロック事業団内のシミュレーション訓練に参加するとともに、法人主催の防災研修へリスク管理担当者が参加
- ・京都府家庭支援総合センターとの合同で防災訓練を実施（2回）
- ・災害時備品の点検・補充、災害時必要物品（通信機器等）の検討・整備・補充
- ・非常食やランタン等災害時必要物品の補充

(新型インフルエンザ等対策)

- ・新型インフルエンザ等発生時に適切に対応できるよう、職員研修の実施や必要備蓄品の点検・整備等
- ・職員研修は実施できなかったものの、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、新型インフルエンザ対策マニュアルをもとに、職員及び利用者への注意喚起の徹底及び防止策の実施や、発生時必要備蓄品（マスク・消毒液等）を補充
- ・職員へのマニュアル周知と発生時対応を確認

(その他安全・防犯対策)

- ・火災発生、不審者侵入等突発的事故・事案発生を想定した対応体制の整備と訓練（AED取扱含む）の実施
- ・AED講習会の実施や、DV被害を受けた利用者への対応等について隣接の東山警察署との連携を確認

イ 事故・ヒヤリハットや苦情等に対する「報告・連絡・相談」の徹底による迅速な対応と、利用者による児童虐待の防止・早期発見をめざした、職員間の情報共有や複数職員での状況確認、記録の徹底

・「報告・連絡・相談」の徹底を心掛け、ヒヤリハット事例が発生した場合には、速やかに職員間での情報共有と記録を徹底し、詳細や改善策等については全職員出席の職員会議において周知。特に、利用者間のトラブルについては、複数での状況確認と、施設長への情報一元化を徹底

ウ 事故防止委員会の開催（月1回）による事故・ヒヤリハットの検証と改善策の実行

・事故防止委員会を毎月開催し、集計結果の点検・検証を実施の上、事故やケガをしやすい利用児への注意喚起や、危険と思われる環境整備等を実施

2. 自立運営をめざした体制の強化

(1) 定員の充足及び利用料収入の確保と経費の効率的執行

利用世帯状況

定員：20 世帯（単位：世帯）

区分 年度	年度 当初	入所	退所	退所の理由				年度 末
				DV・離 婚 問題解 決	生活能 力 向上	復縁結 婚	自主退 所	
平成 29 年度	14	8	6	2	4	0	0	16
平成 30 年度	16	6	7	6	1	0	0	15
令和元年度	15	6	8	3	0	1	4	13

入所は 6 世帯、母子への支援による DV・離婚問題解決等により 8 世帯が地域移行され、年度末は 13 世帯（退所世帯の平均在所期間：2 年 6 ヶ月）

ア 市内福祉事務所や他府県措置機関への積極的な情報発信による認知度の向上

- ・近畿圏内福祉事務所（166 箇所）への施設パンフレット送付及び京都市内福祉事務所（12 箇所）への訪問による情報発信

イ 京都市立東山開晴館、京都府家庭支援総合センターとの定期的な連絡会議の実施及び配偶者からの暴力被害者の一時保護受け入れ

- ・京都市立東山開晴館（小・中学校）との定期連絡会議（7 回）や、京都府家庭支援総合センターとの定期連絡会議（6 回）を実施。情報共有を密にし、利用者支援及び退所者のアフターケア等における連携を強化。京都府家庭支援総合センターとの「配偶者からの暴力被害者等の一時保護事業」に係る受入れ実施（1 世帯・4 人・11 日間）

ウ 定期的な執行状況分析による予算管理の徹底

- ・施設長参加の管理会議（毎月）にて収支状況分析と課題の共有を行いながら予算管理を徹底

エ 職員への支出状況伝達による経営意識の醸成

- ・毎月の職員会議等で措置費収入状況、経費支出状況を職員へ伝達し、予算の効率的な執行及び経営意識を醸成

(2) 働き方改革関連法に対応する取組の推進（新規）

ア 正規・非正規職員間の業務分担の点検・整理等の推進

- ・正規職員・非正規職員の役割を明確化し、業務分担の点検・整理を推進

イ 年次有給休暇の確実な取得と時間外労働上限規制の遵守の推進

- ・適時、年次有給休暇取得状況の集計を確認しながら、取得の少ない職員へ取得を促し、確実な休暇取得を推進。また、時間外勤務の事前命令を徹底することで時間外労働上限規制を遵守

ウ 勤務時間の把握をサポートするツールの活用も含めた職員の適切な勤務時間管理の推進

- ・出退勤システム（タイムレコーダー）を導入し、職員の労働時間管理体制を構築

(3) 人材育成の強化と安定的な人材確保

ア 職員講師による家族支援、就労支援や不登校児への支援等の所内研修実施

- ・家族へのアセスメント、苦情解決、ストレスマネジメント、子どもの抱える性的問題等をテーマとした職員講師等による職場内研修の実施（6回）

※関連資料 147 ページを参照

イ 母の精神障害や児童の発達障害などに関する外部研修への計画的派遣と報告の徹底

- ・全国母子生活支援施設職員研修等 36回の外部研修に延べ 57名参加
- ・研修参加後、復命書による報告及び所内研修にて復命研修を実施し、職員間で内容を共有

ウ 実習生の積極的受入れや実習後のフォローの実施及び就職活動学生の受入

- ・京都府立大学、佛教大学、京都女子大学及び同志社大学大学院からの実習生（4名）を受入れるとともに、実習後に施設行事等へボランティアとしての参加を呼びかける等フォローを実施
- ・京都府社会福祉協議会京都府福祉人材・研修センター・京都府保育人材マッチング支援センター福祉業界 1 Day チャレンジの受入（1名）

※関連資料 113 ページを参照

(4) 活気溢れる職場づくり

ア 挨拶の励行、5S運動（整理・整頓・清掃・清潔・整容）の実施

- ・登校、登園時等の挨拶の励行や、定期的な清掃や共有スペースの整理、消毒等を実施。整容の保持のため職員間で身だしなみを相互にチェック

イ ミーティング時に行う法人基本理念の唱和

- ・毎週のミーティング時等に法人基本理念を唱和

ウ 職員間のコミュニケーションの活性化をめざしたミーティング（週1回）の実施

- ・原則毎週水曜日毎に全職員による各種会議（職員会議、ケース会議、所内研修、支援ミーティング及び少年支援員ミーティング）を開催し、活発に意見を交換

エ 共有スペースへの生け花や作品展示等明るい雰囲気づくり

- ・共有スペースに児童作品（アイロンビーズ、さいもんめ活動時の作品等）や、季節の生け花（桜、水仙、紫陽花、七夕飾り、十五夜飾り、クリスマス飾り、門松、若松、桃の節句等）を飾ることで明るい空間を演出



玄関飾り(お正月飾り)

水仙・あじさい

テラスのチューリップ

3. 安心安全な福祉サービスの提供

(1) 利用者支援の充実とサービス内容の改善・見直しの推進

ア 「サービス向上推進本部」と連携したマニュアル整備等の推進による安心安全で質の高いサービス提供

- ・「サービス向上推進本部」と連携し、東山母子生活支援施設マニュアル集の改訂や電話対応マニュアルを新たに作成し接遇対応を強化

イ 支援の充実をめざした自立支援計画の進行管理の徹底及び見直しの定期実施（年2回）

- ・利用者と職員、関係機関（措置機関、福祉事務所）と課題を共有し、自立支援計画進行表により毎月のケース会議時に進行管理。加えて、自立支援計画は定期的に見直し実施（年2回）

ウ 就労支援の充実

- ・マザーズジョブカフェやひとり親自立センターとの連携による就労準備支援
 - ・就職支援機関である「マザーズジョブカフェ」、「京都府ひとり親家庭自立支援センター」、「ハローワーク」、「東山区役所（京都市就労意欲喚起等支援事業）」等との連携により、就職準備セミナー等受講（延べ50回）の上、4名が就職
 - ・求職者支援制度の活用など母親に対する就労セミナー受講の推進
 - ・パソコン講座等の受講を推奨するが、受講には至らず。
 - ・就職活動への同行支援
 - ・就職活動として、京都ジョブパーク、ハローワーク、区役所等への訪問に職員が同行（延べ23件）し、結果として3名が就職
 - ・社会保険制度、雇用保険制度や年金制度等勉強会の実施による就職へのフォロー

- ・外部講師を招き、利用者対象の勉強会（社会保険・雇用保険・年金制度等）を開催（1回）
- ・就職活動時や緊急時における補完保育や働く母親のリフレッシュを目的とした一時保育の実施
- ・保育所への送迎支援、調停、残業、就労セミナー、関係機関での手続き等のための補完保育及びリフレッシュ保育を実施（延べ442件）

エ 児童支援の充実

- ・児童（小1～小6）に対する放課後支援としての学童保育（ドリームクラブ）の実施
- ・土日祝日、年末年始、お盆を除き、学童保育を実施し、放課後等時の児童支援を実施（延べ238日、1,452名参加）
- ・ボランティアの協力による中高生対象の個別学習支援の実施
 - ・毎週水曜（18:30～19:45）にボランティアによる個別学習支援を実施（26回）
- ・中高生を対象とした調理実習や戸外活動等の余暇支援の充実
 - ・たこ焼きや映画鑑賞などの余暇支援を実施（年3回）
- ・夏休み等長期休暇におけるキャンプ等施設外活動の充実
 - ・当施設も所属する京都母子生活支援施設協議会での高学年キャンプ、低学年キャンプ、BBQ大会への参加や、施設内学童保育やボランティアグループとの戸外活動を実施

（京都母子生活支援施設協議会行事 年4回、施設内学童保育行事 年6回、ボランティアグループ「さいもんめ」開催行事 年7回）



中高生支援での「たこ焼き」
さあー！辛子入りはどれかな？



京都母子生活支援施設協議会合同キャンプの様子

オ 母子支援の充実

- ・関係機関（福祉事務所、学校、保育園等）との連携（カンファレンスの実施等）の推進
- ・円滑な転校、入所、施設利用のため、関係機関とのカンファレンス（13回）と保育所との懇談会（2回）を実施し、保育所利用が必要な利用者に対してそれぞれ適切な保育事業（訪問保育事業、一時保育事業、保育入所）に繋げるとともに、保育所利用の母子に関する情報を共有
- ・職員の勤務体制の工夫による夜間時の安全な見守りの継続
 - ・遅出勤務職員2人のうち1人が12:15～21:00の勤務を継続することで、夜間時の見守りを継続
- ・法人内所属等の発達障害等専門職員を招いてのケース検討会議の充実
 - ・スーパーバイザー（法人内専門職員）を招いてのケース検討会議を実施（9回）
- ・DV被害者の母及び被虐待児に対する心理担当職員の個別面接等心理ケアの実施（希望の母1人あたり月2回、希望の児童月1回）や小児科医による子育て相談の実施（年8回）
 - ・母子の心の安定と母親の養育能力の向上のため、心理担当職員による母への心理

ケア（21人、延べ210回）、被虐待児への心理ケア（13人、延べ135回）、小児科医による子育て相談（2回）を実施

- ・「ボランティア感謝祭」開催による明るい雰囲気づくり、情報交換や心の安定を図ることをめざした、親子参加事業「かるがもクラブ」や乳幼児の母親対象の「ひよこクラブ」、その他多彩なメニュー（卓球指導・リンパマッサージ・季節行事等）による母子活動の実施

・利用者、ボランティア、職員参加のもと「ボランティア感謝祭」（11月）を開催し、模擬店や児童のパフォーマンス披露など賑やかにイベントを演出（参加総数65名（うち利用者13世帯33名））



「ボランティア感謝祭」

バルーンアートの様子

・親子参加事業「かるがもクラブ」では、お花見、親子スポーツ、「おやつタウン」へのバス遠足、お餅つき等（6回）、乳幼児の母親対象の「ひよこクラブ」では、いちご大福とアンパンマンおにぎり、ゼリー、水無月つくり、アロマワックス等（5回）、その他法人スポーツ推進委員による親子卓球指導（14回）、リンパ線マッサージ（12回）等を実施。京都市児童福祉施設児童育成事業推進協議会「卓球大会」では、当施設児童が昨年に引き続き優勝



「ひよこクラブ」いちご大福とアンパンマンおにぎり



京都市児童福祉施設児童育成事業推進協議会

「文化の集い」での展示の様子

- ・保育所等への送迎や居室の片付け等の家事支援の実施

・体調不良や通院等を理由に依頼のある保育所等への送迎支援や、自立支援の一環としての関係機関提出の書類作成、モーニングコール、居室整理・整頓、買物支援等家事支援を実施（送迎支援157件、家事支援717件）

カ 利用者の満足度向上をめざし、「母の会」等にて利用者からの声の集約と改善策の実施

- ・「母の会」の隔月開催及び利用者満足度アンケート調査を行い、利用者からの声を反映し、近隣のショップ等を記載した「地域マップ」の作成、親子参加事業「かるがもクラブ」の実施内容の工夫（バス遠足等）、貸出備品（土鍋風鍋等の購入）の充実や、集会室の整備（畳の表替え等）を実施

キ 苦情解決委員会の開催（月1回）による訴え内容の検証と改善策の実行

- ・法人委員の出席のもと苦情解決委員会を毎月開催。助言を得ながら訴え内容や訴えがあった際に対応した結果を共有・検証し、共同備品（柔軟剤を使用しない利用者専用の洗濯機）の設置や施設生活における新たなルールの設定等改善策を実施。また、京都府

福祉サービス運営適正化委員会苦情解決合議体副委員長を招き、所内研修を実施

ク 利用者支援充実をめざし、第三者評価項目に沿った自己評価の実施

- ・福祉サービス第三者評価項目に沿った自己評価を実施

(2) 地域福祉への貢献、地域における公益的な取組の推進

ア 東山地区、清水地区で開催される地域行事への積極的参加

- ・「清水まつり」に母子 29 名参加、「東山区民ふれあいひろば」に母子 22 名参加

イ 「配偶者等からの暴力をなくす啓発期間」における「パープルリボンキャンペーン」への啓発活動への積極的参加

- ・京都駅前で令和元年 11 月 12 日に開催の「パープルリボンキャンペーン」啓発活動に参加

ウ 京都府家庭支援総合センターとの連携による配偶者からの暴力被害者の一時保護の受入れ

- ・京都府家庭支援総合センターから受入れ実施（1 世帯・4 人・11 日間）（再掲）

エ 東山区子育て支援調整会議、要保護児童対策地域協議会への参加

- ・東山区子育て支援調整会議、要保護児童対策地域協議会にて、東山区における要保護児童への課題や支援ニーズに関する情報交換を実施（10 月）

(3) 施設・設備の保守管理と計画的修繕等の実施

ア 破損箇所及び危険箇所の点検と必要に応じた小修繕の迅速な実施

- ・安全確保のため、子どもたちが遊ぶ「清水公園」の清掃・環境整備（1 回）や居室 内排水改善等迅速に修繕対応実施

イ 更新を要するパソコン等の計画的更新や台帳整備による備品管理の徹底

- ・パソコンの更新や貸出用備品（靴乾燥機、土鍋風鍋、電動自転車、洗濯機）等を購 入するとともに、固定資産管理台帳と備品の現物実査を実施

ウ 施設内設備の定期的な安全点検の実施（月 1 回）及び京都府家庭支援総合センター内管理システムに則ったエレベーター、自動ドア等の住環境の点検

- ・居室内のキッチン、浴室、ベランダ等の安全点検を毎月実施

- ・消防用設備等に係る「自主検査票（日常）」（毎日実施）、避難・防火扉閉鎖障害等を チェックする「自主検査チェック表（日常）」（毎月実施）等を京都府家庭支援総合 センターに提出するとともに、その他エレベーター・自動ドアを定期点検

4. 広報活動の強化

(1) ホームページやブログによる施設情報の発信

- ・ 随時ホームページのブログを更新し、施設行事等を紹介（38回）

(2) 福祉事務所等関係機関合同研修会での情報発信

- ・ 京都府・京都市関係職員と京都母子生活支援施設職員を対象とした合同研修会を京都府、京都市、京都母子生活支援施設協議会が共催で開催し、施設情報を発信（2回）

(5) 視力障害者福祉センター

【概況】

新課程、新カリキュラムをスタートさせて2年が経過し、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師（以下、あはき師という）の養成施設として、より質の高いあはき師養成のため、教育訓練の充実・強化を図るとともに、安心して勉学に取り組める環境づくりに努めた。

新カリキュラムにおいては、臨床現場で遭遇する可能性が高い各種疾患の成因・病態・症状について、解剖学や生理学の知識を活かし、症状から疾患が推測できるよう「病態生理」として「臨床医学各論」の授業内容を取り入れる等、教育訓練を充実した。また、安心して勉学に取り組める環境づくりとして、拡大読書器や視覚障害者用デジタル録音図書再生機等の貸出しや、受験生に対する模擬試験（7月、10月、11月）や補習授業（1月、2月）を実施し、新卒者及び聴講生全員が国家試験に合格することができた。

さらに、卒業後の就労支援を充実させるため、職場見学会や施術者マナー講習会の開催、面接研修の実施や、卒業生を対象とする臨床実技研修会（8月）を開催した。こうした就労支援に継続して取組んだ結果、「京都障害者ワーケフェア」において、「障害者就労支援優良施設」として京都市長表彰を受賞することができた。（9月）

職員の資質向上と職員間の連携強化をめざす、授業内容改善会議（8月、12月）の開催や、業務改善の一環である新課程における、生理学Ⅱ、病理学、医療概論等の科目について、あん摩マッサージ指圧科とあん摩マッサージ指圧・はり・きゅう科とで合同授業を実施する等、効果的・効率的な運営に努めた。また、体験見学会（7月、10月）を開催して、利用者増に取り組むなど、施設機能の強化や経営の安定化を進めた。

加えて法人全体で取り組む人権擁護、虐待防止研修に職員が参加し、利用者本位の施設づくりに努めた。

地域住民を対象としたあん摩奉仕や臨床実習の実施、健康講座を開催することにより、地域社会に開かれた施設づくりをめざした。また、大規模災害時の連携強化のため、地域自治会主催の防災訓練への参加を継続した。

【事業計画とその取組結果】

1. 虐待防止の徹底、危機管理体制の強化

(1) 虐待防止の徹底

ア 虐待防止研修の受講（全職員）及び所内意見交換会の実施

- ・ 法人主催の虐待防止研修会（7月：宿舎担当生活支援員3名）及び、京都市主催の障害者虐待防止に係る事業所及び施設従事者向け研修（11月）を受講（1名）したことで、前年度と併せて全職員が受講
- ・ 各研修会参加後に所内意見交換会を開催（年3回 延べ42名参加）

イ 「虐待防止に係るセルフチェックリスト」の実施（月1回）による課題抽出と改善サイクルの徹底

ウ 虐待防止委員会（月1回）による職員セルフチェックの分析及び虐待防止対策の検討

- ・月1回実施する職員セルフチェックについて、虐待防止委員会にて点検するとともに課題を抽出し、利用者トラブルへの対応や職員間の情報共有の徹底、職員自身の体調管理の啓発など改善に向けた取組の検討や必要に応じ個別面談を行う等の改善サイクルを徹底

(2) 危機管理体制の強化

- ア リスクマネジメントに係るワーキンググループと連携し、視力センターにおける地震災害や感染症など危機事象に対する実効性を高める取組を推進

(地震対策)

- ・利用者の施設外への避難対策を踏まえた地震対策マニュアルの充実とマニュアルに基づく訓練の実施、地震防災に係る職員研修の実施
 - ・地震発生時対応マニュアルの改訂を行うとともに災害時に備えたライフライン等の点検を6月に実施
 - ・近畿ブロック事業団内のシミュレーション訓練に参加するとともに、法人主催の防災研修ヘリスクリューマンagement担当者が参加
- ・災害時備品の点検・補充、災害時必要物品（通信機器等）の検討・整備・補充
 - ・食料・医薬品を一部補充した他、災害時必要物品（携帯用トイレ、ウォータータンク、ポータブル非常用電源（蓄電池）等）を購入

(新型インフルエンザ対策)

- ・新型インフルエンザ等発生時に適切に対応できるよう、職員研修の実施や必要備蓄品の点検・整備等
 - ・職員研修は実施できなかったものの、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、型インフルエンザ対策マニュアルをもとに、職員及び利用者への注意喚起の徹底及び防止策の実施や、発生時必要備蓄品（マスク・消毒液等）の補充
 - ・職員へのマニュアル周知と発生時対応を確認

(その他安全・防犯対策)

- ・火災発生、不審者侵入等突発的事故・事案発生を想定した対応体制の整備と訓練（AED取扱含む）の実施
 - ・施設内研修計画に基づき、総合消防・避難訓練を実施（昼間の部：年2回、夜間の部：年2回計4回開催、延べ128名参加）
 - ・下鴨学区地域の防災訓練に参加（11月開催、職員2名参加）
 - ・防犯講習会及び、AED取扱を含む普通救命講習会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により中止

- イ 事故防止委員会開催（月1回）による、事故・ヒヤリハット及び「気づきレポート」の分析と改善策の検討
 - ・施設内事故防止委員会を月1回開催し、事故ヒヤリハット報告に加えて、職員からの日常における細やかな気づきを拾う「気づきレポート」（年171件）を作成。その中で「歩行中の接触」については、施設内の右側歩行という規則を徹底し、「風呂の沸かし忘れ」については、朝礼にて担当者を確認する等改善策を実施

ウ 基礎実習及び臨床実習における事故発生時対応マニュアルの徹底（新規）

- 前年度2件発生した鍼刺し事故再発防止に向け、1・2年次の基礎実習及び3年次での臨床実習において、作成した事故発生時対応マニュアルを周知徹底し、リスクの低減に努めた。

エ 建物、設備、機器等の安全点検（年2回）

- 建物、備品、機器のチェック表による安全点検を3箇月毎に実施（6月、9月、12月、3月）

2. 自立運営をめざした体制の強化

(1) 定員充足及び利用料収入の確保と経費の効率的執行

ア 次年度新入所生の確保（16名）

- 令和2年度については、専門課程（あん摩マッサージ指圧科）に2名、専門課程（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう科）に5名、計7名が新たに入所



入所式の様子

利用者の状況（令和2年4月1日現在）

	旧高等課程 (あん摩マッサー ジ指圧科) ※平成30年度よ り募集停止	旧専門課程 (あん摩マッサー ジ指圧科・はり 科・きゅう科) ※令和2年度新專 門課程に移行	新専門課程		合 計
			あん摩マ ッサージ 指圧科	あん摩マッサ ージ指圧・は り・きゅう科	
各 3 年 課 程					
令和2年度			13名 *新1年生 2名	12名 *新1年生 5名	25名
令和元年度	6名(0)	4名(1)	8名 *新1年生 4名	7名 *新1年生 4名	25名(1)
平成30年度	15名(3)	9名(1)	4名 *新1年生 4名	5名 *新1年生 5名	33名(4)

() 内は聴講生数であり、内数

・体験見学会開催（年2回）

- ・年次計画どおり年2回、体験見学会を開催（7月開催：参加者9名、10月開催：参加者8名）



秋の体験見学会の様子

- ・利用者の掘り起こしのため、福祉事務所や病院及びハローワーク等関係機関への訪問に加え、構成団体となっているロビジョンネットワークを通じての情報発信やロビジョンケア実施医療機関等への訪問
- ・京都府内の福祉事務所（21箇所）と病院（3箇所）、ハローワーク（3箇所）へ訪問
- ・ロビジョンネットワークのホームページに法人ホームページのリンクを掲載し、リーフレットでも施設紹介等情報を発信。また、京都市内ロビジョンケア実施医療機関6箇所へ訪問

イ 照明のLED化や機器、設備等の省エネ化の推進

- ・LED誘導ランプの交換や男女宿舎棟ボイラーの更新等により省エネ化を推進

ウ 定期的な執行状況分析による予算管理の徹底

- ・施設長参加の管理会議（毎月）にて収支状況分析と課題の共有を行いながら予算管理を徹底

(2) 働き方改革関連法に対応する取組の推進（新規）

ア 正規・非正規職員間の業務分担の点検・整理等の推進

- ・正規職員・非正規職員の役割を明確化し、業務分担の点検・整理を推進

イ 年次有給休暇の確実な取得と時間外労働上限規制の遵守の推進

- ・適時、年次有給休暇取得状況の集計を確認しながら、取得の少ない職員へ取得を促し、確実な休暇取得を推進。また、時間外勤務の事前命令を徹底することで時間外労働上限規制を遵守

ウ 勤務時間の把握をサポートするツールの活用も含めた職員の適切な勤務時間管理の推進

- ・視覚障害職員でも音声で確認できる出退勤システム（タイムレコーダー）を導入し、職員の労働時間管理体制を構築

(3) 人材育成の強化と安定的な人材確保

ア 職員面接による育成ポイントの把握、目標の設定に基づく計画的、意識的なOJTの推進

- ・人事考課制度に従い面談による目標設定を行い、計画的に目標が達成できるよう日頃から人材育成についてのOJTを実施

イ あはき師養成教員の教授力向上を目的とした「卒後鍼灸手技研修会」への計画的参加

- ・(一財)一枝のゆめ財団主催の「卒後鍼灸手技研修会」へ計画的に参加(年4回)し、参加後は復命研修会を開催(年4回延べ46名参加)

(4) 活気溢れる職場づくり

ア 職員アンケートや職員ストレスチェックの結果を踏まえ、互いに尊重し、認め合える職場づくりのため職員間で感謝の気持ちを伝えあうコミュニケーション強化の取組みの推進

- ・職員の一体感、モチベーション向上のため、体験見学会、ハイキング、体育祭等行事開催の後、担当者に対し労をねぎらい、感謝の気持ちを込め「ありがとう。」の言葉を伝える取組みを実施

イ 職員会議提案事項への提案促進とその実現

- ・職員会議において5件提案があり、「施設PRのための訪問業務の合理化・効率化について」、「利用者自治会役員の負担軽減について」の2提案について実施

ウ 各種会議や朝の連絡会での職員間の情報共有及びコミュニケーションの促進

- ・朝の連絡会において 当日の予定や利用者の出欠状況等情報を共有

エ 京都府視覚障害者協会等関係機関や地域自治会及び卒業生同窓会（糺の森会）との交流により視野を広げ、職務に対する意識向上の推進

- ・医療、教育、福祉及び視覚障害者団体が連携し、見えにくい・見えない方へ、支援に関する情報提供を行う京都ロービジョンネットワークに継続加入。また、京都府視覚障害者協会、京都ライトハウスとの連携により、白杖安全デーの実行委員として協力参加
- ・卒業生同窓会の定期総会に参加(5月)、臨床実技研修会の継続開催を提案

3. 安心安全な福祉サービスの提供

(1) 利用者支援の充実とサービス内容の改善・見直しの推進

ア 新課程、新カリキュラムを円滑に実施するための取組

- ・新2年生の生理学Ⅱ、病理学、医療概論等の科目における合同授業の実施及びその検証
 - ・新2年生に対して生理学Ⅱ(73時間)、病理学(116時間)、医療概論(24時間)の科目について合同授業を実施。結果として、運営面の問題はなかったが、利用者間で理解度に差が生じるという課題あり。理解促進のための資料提供等でサポート
 - ・あはき師養成に関しての施設内研修会の開催及び外部研修会への参加
 - ・新カリキュラムに対応するため、近畿盲学校理療教育研究会実技研修会へ参加、参加後に復命研修会を開催(12名参加)

イ あはき師の国家資格取得に向けた教育訓練の充実(目標合格率100%)

- ・夏休みフォローアップ講習の実施

- ・夏休みを利用した、学習支援を実施（8月8日～8月20日、延べ13名参加）
- ・受験生対象の補習授業や模擬試験の実施
 - ・補習授業（1月8日～2月19日、延べ73時間）、模擬試験（7月、10月、11月）を実施
- ・授業の質の向上を目的とした授業内容改善会議の実施（年2回）
 - ・より良い授業の提供を目的とした教員相互による授業見学を実施（9月～11月）、また、授業内容改善会議を開催し（8月、12月）、他職員からの授業の進め方や声の大きさやスピード等に対するアドバイスや、新しいカリキュラムに対応した授業内容の改善提案などの意見を踏まえた、授業改善目標を共有

国家試験の合格率（新卒者）

(単位：名)

区分 年度	あん摩マッサージ指圧師			はり師			きゅう師		
	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率
令和元年度	3	3	100%	3	3	100%	2	2	100%
平成30年度	9	9	100%	4	4	100%	4	4	100%
平成29年度	8	8	100%	6	4	66.7%	6	5	83.3%

参考資料

	あん摩マッサージ指圧師	はり師	きゅう師
令和元年度全国合格率 (視覚障害者施設の新卒者)	85.7%	77.5%	76.4%

ウ 卒業生に対する専門的知識や技術の習得を目的とした研修会の開催

- ・「肩の痛みの鍼灸等の診察・治療のポイント」をテーマに臨床実技研修会を開催（8月開催、卒業生16名参加）

エ 利用者の通院や買い物等の外出支援ボランティアの積極的な受入

- ・利用者アンケート結果に基づいた買い物や通院等の外出支援ボランティア、活字文章の読み書き支援ボランティア、草引き等の環境整備ボランティアに関する受入れ要綱等を策定し、次年度からの受入れに向け、事業団ホームページにて登録受付を開始 また、行事ボランティアへの協力依頼を同志社大学ボランティア支援室に斡旋依頼

オ あはき師免許取得後の社会的・経済的自立に向けた就労支援の充実

- ・企業や治療院等への職場見学会の開催
 - ・9月に卒業生が開業する治療院や、デイサービス事業所へ訪問（5名参加）

- ・ハローワーク京都七条との連携による求職登録の実施
 - ・10月にハローワーク京都七条（京都障害者職業相談室）からの施設訪問による求職登録実施（4名登録）



障害者ワークフェアでの表彰式

- ・就労支援員による卒業予定者等への就職先斡旋
 - ・国家試験終了後、登録内容に基づいた就労支援員による就職先の斡旋実施（外部進学1名、自宅開業1名を除く2名に対し、治療院等へ就労斡旋、2名就労）

- ・利用者向けの施術者マナー、消防署員による救急救命講習
 - ・利用者を対象として、2月に外部講師による施術者マナー講習会を開催、就職担当者による面接研修を実施（延べ38名参加）
 - また、左京消防署員による普通救命講習会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、中止

カ 利用者支援の充実をめざし、第三者評価の自己評価の実施

- ・受診項目の62項目について、自己評価を実施（3月）

(2) 地域福祉への貢献、地域における公益的な取組の推進

ア 高齢者福祉施設及び地域住民へのあん摩奉仕の実施

- ・5月、9月に高齢者福祉施設（2箇所）を訪問、利用者43名に対し、あん摩施術を実施。また、11月には、地域住民56名に対し、あん摩奉仕を実施



高齢者福祉施設訪問の様子

イ 地域住民を対象としたあん摩・はり臨床実習の実施

- ・あん摩臨床実習（延べ625名施術）
- ・はり臨床実習（延べ250名施術）

ウ 視覚障害者支援の啓発を目的とした京都ライトハウスや関西盲導犬協会等との連携による府民交流フェスタへの参加等地域住民との交流活動の実施

- ・京都府立植物園で開催された「府民交流フェスタ」に「見えない・見えにくいとは？」をテーマに京都ライトハウスからの視覚障害疑似体験眼鏡等の提供を受け参加（11月開催、主催者発表12,000名参加）

エ 地域とのつながりを広げるよう施設開放等の取組み推進

- ・総合学習の授業として下鴨小学校4年生の手引き体験、施設見学の受入（11月受入 総勢66名）

(3) 施設・設備の保守管理と計画的修繕等の実施

ア 破損箇所及び危険箇所の毎月点検と必要に応じた小修繕の迅速な実施

- ・簡易点検を毎月、チェック表による点検については3箇月毎（6月、9月、12月、3月）に実施
- ・男女宿舎棟ボイラーの更新の他、消防設備の不良箇所等修繕実施

イ 更新を必要とするパソコンやLED照明器具等の計画的更新や台帳整備による備品管理の徹底

- ・パソコンの使用年数を調査の上、計画的にパソコンや拡大読書器を更新するとともに、固定資産管理台帳等と備品の現物実査を実施

4. 広報活動の強化

(1) ホームページ掲載内容の充実及びブログによる情報発信

- ・施設利用案内、募集要項、催し物の開催等については、タイムリーにホームページへ掲載。また、ブログにて、所外あん摩臨床実習、職場見学、健康講座等の情報を発信（20回）

(2) 福祉事務所、病院、ハローワーク等、関係機関への訪問による施設PR活動の推進

- ・京都府内の福祉事務所（21箇所）と病院（3箇所）、ハローワーク（3箇所）への訪問

(3) 京都府社会福祉協議会、京都府視覚障害者協会、京都ライトハウス、関西盲導犬協会等関係機関が企画する事業への積極的参加（福祉施設オープンデー、白杖安全デーなど）

- ・京都府社会福祉協議会主催の福祉施設オープンデーについては、「健康寿命をのばそう、家庭でできるツボの活用法について」をテーマに市民講座（健康講座）を11月に開催（一般市民5名参加）
- ・京都府視覚障害者協会主催、視覚障害者の交通安全を考える府・市民のつどい「白杖安全デー集会」（8月京都駅前地下街ポルタにて開催）に実行委員として参加



健康講座の様子

(6) 桃山学園

(障害児入所施設)

【概況】

児童の健やかな成長と家庭復帰・社会的自立に向け、基本的生活習慣や知識・技能の習得が進むよう、それぞれの課題と個性に応じた支援を行った。その結果、年度内に家庭復帰1名が実現した。

支援に当たっては、人権擁護・虐待防止のため、所内外の人権研修に参加し、職員の意識改革に継続的に取り組めた。また、行事や外部の方の施設見学等を積極的に実施し、保護者や地域等外部に開かれた運営を行った。保護者や見学者からは、施設が明るくなった等の評価を頂くことが多く、他法人から当施設の取り組みについて人権研修の講師として招かれた（2件）。

専門性の向上については、強度行動障害支援従事者研修修了者、児童発達管理責任者研修終了者等の有資格者を中心とした学習会を行い、障害特性の理解を深めた。今年度は外部事業所への体験実習の代わりに外部アドバイザーとのケース会議を毎月開催し、アドバイザーの助言を踏まえたPDCAサイクルにより、個別支援計画作成や日頃の支援上の課題の解決にチームで取り組むことができた。

特に自閉症等の児童に対して、日常生活上のやるべき行動についてのスケジュールや、行動手順、目的に応じた場所などを、絵カードの利用等工夫により分かりやすく示し、自分で主体的に生活できるよう支援する等、児童の年齢や障害特性に応じた小規模グループケアに継続して取り組んだ結果、安心・安全な生活環境を提供できた。

さらに地域への情報発信を充実させ、行事などへも積極的に参加することで連携を図り、開かれた施設づくりと地域と一体となって児童を育てる環境づくりに努めることができた。

【事業計画とその取組結果】

1. 虐待防止の徹底、危機管理体制の強化

(1) 虐待防止の徹底

ア 虐待防止委員会（月1回/うち3回は外部委員が参加）による取り組み結果の検証や改善策の実施

- ・桃山学園虐待防止委員会を外部委員参加のもと3月を除き、毎月実施（うち3回は外部委員出席）。毎月のセルフチェックの実施による、職員の状況の把握や対話を通じて、個別対応を行う等の取組みや外部アドバイザーとのカンファレンスの実施等について報告し、検証等を行うとともに、委員からの助言等を支援

に活用

- イ 朝ミーティングにおける職員間の情報共有の徹底とチームアプローチによる個別支援計画作成など組織対応力の向上
 - ・朝ミーティングにより、個別支援計画を職員全体で共有し、ユニット職員がチーム一丸となって支援にあたることを継続して実施
- ウ 人権擁護・虐待防止をテーマとした所内研修の実施（年3回）及び外部研修への積極的参加
 - ・所内研修として京都弁護士会所属の弁護士を助言者に招き、人権擁護、虐待防止について研修を実施するとともに（年1回）、外部研修に積極的に参加（年5回）
- エ 「虐待防止に係る職員セルフチェックリスト」の実施（月1回）による課題抽出と改善サイクルの徹底
 - ・「虐待防止に係る職員セルフチェックリスト」を月1回実施。課題の抽出や職員との個別面談の実施等を通じて、マイナス評価の項目は年度初めと比較して減少
- オ 利用者や家族等からの声や外部からの視点を反映させ、開かれた施設運営をめざす取組みの実施
 - ・利用児童の「子ども会」等での話し合い（年6回以上）や保護者との懇談（情報交換）の実施
 - ・「子ども会」を月1回実施し、生活ルールの見直しや行事の実施に反映。保護者とは来園時に個別に懇談することによりご意見や要望を聞き取り
 - ・保護者との情報共有を目的とした機関紙紙（「学園だより」、「ふれあい」）の配布
 - ・機関紙を定期的に配布（「学園だより」5月・11月・2月、「ふれあい」4月、7月、10月、1月）
 - ・実習生や外部見学者の積極的な受入と意見等聞き取り
 - ・大学等からの実習やインターンシップ、社会福祉協議会を通じた見学などを積極的に受け入れ、実習後、学生や見学者から施設の印象及び職員の言葉遣いや対応等について意見を聞き取り ※関連資料113ページ参照

(2) 危機管理体制の強化

- ア リスクマネジメントに係るワーキンググループと連携し、桃山学園における地震災害や感染症など危機事象に対する実効性を高める取組を推進

(地震対策)

- ・利用者の施設外への避難対策を踏まえた地震対策マニュアルの充実とマニュアルに基づく訓練の実施、地震防災に係る職員研修の実施
 - ・地震発生時対応マニュアルの改訂を行うとともに災害時に備えたライフライン等の点検を6月に実施
 - ・近畿ブロック事業団内のシミュレーション訓練に参加するとともに、法人主催の防災研修ヘリスクリューマンション担当者が参加
- ・災害時備蓄品の点検・補充、災害時必要物品（通信機器等）の検討・整備
 - ・アルファ米などの備蓄食糧について、期限が到来したものを順次更新

(新型インフルエンザ等対策)

- ・新型インフルエンザ等の発生時に適切に対応できるよう、施設の新型インフルエンザ等事業継続計画の実効性を高めるための職員研修の実施や必要備蓄品の点検・整備等
 - ・職員研修は実施できなかったものの、新型コロナウィルス感染症の拡大防止のため、新型インフルエンザ対策マニュアルをもとに職員及び利用者への注意喚起の徹底及び防止策の実施や、発生時必要備蓄品（マスク・消毒液等）の補充
 - ・職員へのマニュアル周知と発生時対応を確認

(その他安全・防犯対策)

- ・火災発生、不審者侵入等突発的事故・事案発生を想定した対応体制の整備と訓練（AED取扱い含む）の実施
 - ・伏見消防署醍醐分署職員を講師とした心肺蘇生（AED取扱い含む）研修及び伏見警察署署員を講師とした不審者対応研修を実施（12名参加）

- イ 利用者支援に係るマニュアル整備による施設生活等での事故防止や利用者異変における的確な対応と事故・ヒヤリハット等に係る事故防止委員会での検証・改善の推進
- ・各種支援マニュアルの作成・見直しと職員の理解・活用の推進
 - ・与薬マニュアルについて、薬の管理（仕分け等）の部分の点検・見直しを実施
 - ・事故・ヒヤリハットや苦情等に対する「報告・連絡・相談」徹底による迅速な対応
 - ・事故・ヒヤリハットや苦情等について、速やかな上司への報告を徹底し、全職員で共有。統一すべき支援内容については、引き継ぎ（毎日）や課内会議（月1回）にて指示、共有。併せて、支援記録システムへの迅速な入力を行い、詳細等職場内で把握できるよう徹底

- ・事故防止・虐待防止委員会の開催（月1回）による事故・ヒヤリハットの検証と改善策の実行

・事故防止・虐待防止委員会を3月を除き、毎月実施。与薬ミスのヒヤリハット発生件数が多く、特に発生数が多かった外泊時の薬の渡しもれ等をなくすため、帰省予定情報等を看護師へ確実に伝えるよう、システム入力を徹底

2. 自立運営をめざした体制強化

(1) 定員充足及び利用料収入の確保と経費の効率的執行

ア 地域相談支援事業所等、関係機関への情報発信及び連携強化による定員の充足

- ・関係機関への積極的な情報発信や日頃からの関係構築により、5名入所

入退所児童数

定員：30名（単位：名）

区分 年度	年度当初	入所	退所	退所の理由				年度末
				就職	家庭復帰	成人施設	その他	
平成29年度	18(9)	6(4)	4(3)	0(0)	0(0)	1(1)	3(2)	20(10)
平成30年度	20(10)	3(0)	3(1)	0(0)	2(1)	1(0)	0(0)	20(9)
令和元年度	20(9)	5(3)	2(1)	0(0)	1(1)	0(0)	1(0)	23(10)

※（ ）内は、うち契約による施設利用者数

※令和元年度途中で契約から措置へ切替 1名

イ 定期的な執行状況分析による予算管理の徹底

- ・月1回予算執行状況を確認の上、効率的に予算を執行

(2) 働き方改革関連法に対応する取組の推進（新規）

ア 正規・非正規職員間の業務分担の点検・整理等の推進

- ・不合理な待遇差がないようにするため、総合職員・地域職員・嘱託職員の具体的な業務の内容、責任の程度等を明確にし、各職員の業務分担を点検整理

イ 年次有給休暇の確実な取得と時間外労働上限規制の遵守の推進

- ・適時、年次有給休暇取得状況の集計を確認しながら、取得の少ない職員へ取得を促し、確実な休暇取得を推進。また、時間外勤務の事前命令を徹底することで時間外労働上限規制を遵守

ウ 勤務時間の把握をサポートするツールの活用も含めた職員の適切な勤務時間管理の推進

- ・出退勤システム（タイムレコーダー）を導入し、職員の労働時間管理体制を構築

(3) 人材育成の強化と安定的な人材確保

- ア 強度行動障害支援者従事者研修終了者、児童発達管理責任者養成研修終了者による所内研修または学習会の実施（各々年4回ずつ）
・所内研修として、月1回職員が講師となって研修報告等のテーマ別研修会を実施
※関連資料155ページ参照

イ 全国知的障害者施設職員研修等への積極的参加

- ・第57回知的障害施設全国福祉関係職員研究大会（鹿児島大会）に参加

ウ 自閉症等を有する児童に対する支援の充実と業務改善を目的とした他法人施設への宿泊体験実習の実施

- ・職員の欠員等により宿泊を伴う体験実習は未実施

エ インターンシップや施設見学、実習生の積極的な受け入れや実施後のフォロー

- ・京都府福祉人材サポートセンターが実施するインターンシップ事業の学生（2名）、教員免許取得に必要な社会福祉施設等における介護等体験学生（22名）、社会福祉士及び保育士資格取得のための実習生（19名）を積極的に受け入れ。実施後、障害児童に対する理解を深めていただくため、ボランティアとして学園祭などへの参加を案内

※関連資料113ページ参照

(4) 活気溢れる職場づくり

ア 引継時に使う「今日の目標」の共有と実行

- ・「今日の目標」について、職員間で共有を図り、実行

イ 5S運動（整理・整頓・清掃・清潔・整容）の継続実施

- ・職場内環境の点検実施及び改善策の提案
・職場内環境の点検を行い、職員室内のレイアウト変更など、より良い職場環境となるよう改善を実施

ウ 業務上の良い取り組みを伝え合う「グッジョブカード」の継続実施及び職員へのフィードバック

- ・各職員が行った児童支援や環境整備等について、職員の取り組みへの気付きや感謝の気持ちをグッジョブカードに記載し掲示。お互いが共有するとともに毎月取りまとめ、管理職より全体にフィードバック

エ 半期毎の職員各自の努力目標の掲示及び実行

- ・前期・後期の職員各自の努力目標を掲示。実行できるよう啓発

オ 法人基本理念の唱和（毎朝）

- ・法人基本理念の浸透を図るため、毎朝の引き継ぎ時に、唱和

3. 安心・安全な福祉サービスの提供

(1) 利用者支援の充実とサービス内容の改善・見直しの推進

ア 「サービス向上推進本部」と連携したマニュアル整備等の推進による安心安全でより質の高いサービス提供

- ・サービス向上推進本部と連携し、マニュアルの見直し、整備を実施。特に与薬マニュアルについて分かりやすいものに改定

イ 児童の障害状況を客観的に評価し、支援につなげるための外部アドバイザーとのカンファレンスの実施（新規）

- ・自閉症児童への関わりに関するエキスパートを外部アドバイザーに迎え、毎月カンファレンスを実施し、障害特性に応じた対応への課題検討から仮説の組み立て、実践、そして改善というP D C Aサイクルによって支援の専門性向上をめざす取組みを実施

ウ 小規模グループケアの継続実施

- ・食堂での全体での食事から、グループごとの食事に変更。また障害特性に合わせた遊びや外出、学習を提供

エ 支援の改善等を目的としたグループミーティングの実施（月1回）

- ・より良い支援を実施するため、グループミーティングを実施し（3月を除き毎月実施）、支援の課題や改善点を共有し、支援に反映

オ 児童の心の安定と余暇の充実をめざした活動（創作、音楽、農園、外出、スポーツ教室、絵本の読み聞かせ等）の継続実施

- ・児童の心身の安定や余暇の充実をめざし、創作活動や外出、調理実習等年間367件（平成30年度308件）実施

カ 職員室内のレイアウト変更による児童の見守り機能強化や職員間のコミュニケーションの充実

- ・職員室内のレイアウト変更により、児童の状況が把握しやすくなり、また職員間のコミュニケーションも充実し、職場環境が改善

- キ 利用者支援充実をめざし、第三者評価項目に沿った自己評価の実施
- ・福祉サービス第三者評価受診基準にそった自己評価を実施し、利用者支援を充実

(2) 地域福祉への貢献、地域における公益的な取組の推進

- ア 桃山東各種団体委員会への参加(広報担当者会議月2回等)による地域とのネットワーク強化

- ・今年度も、桃山東各種団体委員会の広報担当を担い、広報担当者会議への参加(月2回)や、広報誌の編集作成を行い、地域とのネットワークを強化

- イ 『ももネット』(桃山中学校区にある介護・福祉・医療の40事業所と住民有志の組織)への参画による地域福祉関係団体との交流、行事等への積極的な参加

- ・『ももネット』への参画や地域福祉関係団体との交流を継続して実施。3月に予定されていた「ももネットフェスタ」は、新型コロナウィルスの影響により、次年度に延期

- ウ 京都市南部障害者地域自立支援協議会での意見交換による連携強化

- ・京都市南部障害者地域自立支援協議会(総会及び児童部会、災害部会等の関係部会)へ参加し、伏見地区の障害福祉関係の事業所、学校との意見交換、情報提供を実施

(3) 施設の保守管理と計画的修繕等の実施

- ア 明るく安全で清潔、かつ児童が親しみやすい環境への工夫と整備の実施(オゾン水、オゾン燻蒸による消毒及び臭い対策、季節ごとの壁面作成など)

- ・オゾン水を使用したトイレ洗浄及びオゾン燻蒸による居室の消毒・臭い対策を実施。
- ・親しみやすい空間にするため、季節ごとに、壁面の飾りを児童と協働して作成し、掲示
- ・共有エリア内にミニキッチン(キッチンと簡易カウンター)を新たに設置し、食堂以外の場所にて、小グループでの食事提供を実施し、落ち着いた食事環境を確保



ミニキッチンの新設

- イ 破損箇所及び危険箇所の毎月点検と必要に応じた小修繕の迅速実施

- ・破損箇所や危険箇所の点検を行い、居室の床や壁等適宜修繕を迅速に実施

- ウ 更新を要するパソコン等の計画的更新や台帳整備による備品管理の徹底

- ・パソコンの更新を行うとともに、固定資産管理台帳と備品の現物実査を実施

4. 広報活動の強化

- (1) ホームページやブログの活用による外部へのPR強化（月2回以上）
 - ・ホームページやブログを適宜更新し（9回／年）、行事や日常生活の様子など外部へのPRを強化
- (2) 保護者、地域、関係機関等への広報紙の配布（年3回）や、地域活動への参加や施設行事への招待
 - ・広報紙『学園だより』（5月・11月・2月）を発行。保護者、地域の各種団体、措置機関、各学校・京都市内の障害児入所施設等へ配布。地域行事（祭礼、区民運動会等）へ積極的に参加、地域住民を施設行事（桃山学園祭）へ招待

(児童養護施設)

【概況】

社会的養護を必要とする児童を健やかに育み、豊かな人間性や社会性を養うため、就労体験を通した社会自立のための取組みや自然体験行事等、活動の充実を図った。また、児童相談所等との連携を常に図り、家族再統合に向けて家族との面談や育児相談等行いながら退所後も支援が途切れないように家族等への支援を行った。

職員の知識等の習得やコミュニケーションの活性化を強化し、適切な支援となるよう努めるとともに、人権擁護、虐待防止をめざした取り組みを継続して実施した。

児童の施設内暴力の解消

について、勉強会等をもって職員間で意識を高めるとともに、安全委員会方式（外部機関（学校や児童相談所）と施設職員で構成する安全委員会の中で、児童の状況の共有・対応等の協議を行い、暴力に変わる行動の学習等を一貫して支援する手法）によって対応し、児童にとってより一層安心安全な施設生活を目指し取り組んだ。

桃山東地域の地域福祉を支える団体等と連携し、行事等への参加や地域の広報活動の一端を担いながら地域の協力体制を維持強化するとともに、地域に開かれた施設として、施設行事等の取組みを進めた。

【事業計画とその取組結果】

1. 虐待防止の徹底、危機管理体制の強化

(1) 虐待防止策の徹底

ア 虐待防止委員会（月1回/うち3回は外部委員が参加）による取り組み結果の検証や改善策の実施

- ・桃山学園虐待防止委員会は3月を除き、毎月実施（うち3回は外部委員が参加）し、取組みの報告や検証等を行う中で、「虐待防止に係る職員セルフチェック」の項目のうち、職員が対応に苦慮していること等を具体的に報告し、委員からの助言等を支援に活用

イ 朝昼ミーティングを実施し、その記録を行い職員間での情報共有の徹底

- ・朝昼に勤務職員でのミーティング（1日2回）を行い、記録からは読み取れない情報も共有し、職員間の連携を強化

ウ 人権擁護・虐待防止をテーマとした所内研修の実施（年3回）及び外部研修への積極的参加

- ・全職員の意識向上につなげるため、人権擁護をテーマとした所内研修を実施（年2回）するとともに、外部研修へも積極的に参加（年5回）し、受講後は、職員間で共有

エ 「虐待防止に係る職員セルフチェックリスト」実施（月1回）による課題抽出と改善サイクルの徹底

- ・「虐待防止に係る職員セルフチェックリスト」を全職員対象として行い（月1回）、その結果を検証し、抽出された課題について課内会議（月1回）時に、全職員で意見交換し改善策を実行
- 才 利用者、見学者等からの声や外部からの視点を反映させ、開かれた施設運営を目指す取組みの実施
- ・入所児童への個別聞き取り面談の定期実施（月1回）
 - ・全入所児童に個別の聞き取り面談を月1回実施し、その内容について検証を行い、課題等については適宜対応
 - ・実習生や外部見学者の積極的な受入と意見等の聴取
 - ・外部の視点を常に意識し、開かれた施設運営となるよう、外部見学者や実習生を積極的に受入れ、意見等を聞き取り（実習生に関しては実習終了時にアンケート実施）
- ※関連資料 113 ページ参照

（2）危機管理体制の強化

- ア リスクマネジメントに係るワーキンググループと連携し、桃山学園における地震災害や感染症など危機事象に対する実効性を高める取組を推進

（地震対策）

- ・利用者の施設外への避難対策を踏まえた地震対策マニュアルの充実とマニュアルに基づく訓練の実施、地震防災に係る職員研修の実施
- ・地震発生時対応マニュアルの改訂を行うとともに災害時に備えたライフライン等の点検を6月に実施
- ・近畿ブロック事業団内のシミュレーション訓練に参加するとともに、法人主催の防災研修へリスク管理担当者が参加
- ・毎月の避難訓練を計画及びマニュアルに沿って実施するとともに、内1回を地震発生に特化した避難訓練として実施
- ・災害時備蓄品の点検・補充・災害時必要物品（通信機器等）の検討・整備
 - ・アルファ米などの備蓄食糧について、期限が到来したものを順次更新

（新型インフルエンザ等対策）

- ・新型インフルエンザ等発生時に適切に対応できるよう、職員研修の実施や必要備蓄品の点検・整備等
- ・職員研修は実施できなかったものの、新型コロナウィルス感染症の拡大防止のため、新型インフルエンザ対策マニュアルをもとに職員及び利用者への注意喚起の徹底及び防止策の実施や、発生時必要備蓄品（マスク・消毒液等）を補充
- ・職員へのマニュアル周知と発生時対応を確認

（その他安全・防犯対策）

- ・火災発生、不審者侵入等突発的事故・事案発生を想定した対応体制の整備と訓練（AED取扱含む）の実施

- ・伏見消防署醍醐分署職員を講師とした心肺蘇生（AED取扱い含む）研修及び伏見警察署署員を講師とした不審者対応研修を実施（12名参加）
- イ 利用者支援に係るマニュアル整備による施設生活等での事故防止や利用者異変時における的確な対応と事故・ヒヤリハット等に係る事故防止委員会での検証・改善の推進
 - ・各種マニュアルの見直しと職員の理解・活用の推進
 - ・日常生活サービス支援マニュアルについて、業務分担等が実態に即した内容かどうかの確認を行い、より精度の高いものへと変更
 - ・事故・ヒヤリハットや苦情等に対する「報告・連絡・相談」徹底による迅速な対応
 - ・事故・ヒヤリハットや相談・苦情等について、速やかに漏れなく報告することを徹底し、全体で共有。支援を統一すべき事項は、毎日のミーティングや毎月の課内会議にて指示・共有。加えて、支援記録システムへの迅速な入力を行い、詳細等職場内全てで把握可能とするよう徹底
- ・事故防止・虐待防止委員会の開催（月1回）による事故・ヒヤリハットの検証と改善策の実行
 - ・事故については、自転車で外出した高校生が車と接触するも、外傷等ではなく、物損の被害あり。後日、自転車の乗り方等の指導実施
 - ・ヒヤリハットについては、年少児童の入所増に伴って、転倒等の事案が入所早々に多く起きており、危険な箇所の修繕や、対応について、改善を実施

2. 自立運営をめざした体制の強化

（1）定員充足及び利用料収入の確保と経費の効率的執行

- ア 関係機関との連携強化や環境整備等による積極的な受入れ
 - ・児童相談所との在籍児童数や施設情報の積極的な情報交換の実施
 - ・毎月入所児童状況の報告をすると共に、各児童の近況や自立に向けた協議等について担当から連絡
 - ・児童相談所からは施設の空き状況や入所・一時保護等の問い合わせを受けながら、相互の情報交換実施
 - ・入所希望児童の年齢や性別等に応じて、柔軟な受入れとなるように、適宜設備整備の実施
 - ・措置機関へ施設情報を積極的に発信。入所希望児童の年齢や性別等に配慮し、居室の編成を変更する等の工夫をし、柔軟な受入を実施
- また、京都府社会的養護自立支援事業を利用し、20歳を迎えた児童に対して、専門学校卒業まで、生活面での支援を継続的に実施（3月に専門学校卒業及び言語聴覚士の国家資格取得と就労先が決まり退園）

児童の入退所の状況

定員：30名

区分 年度	年度 当初	入所	退所	退所の理由				年度末
				就職	家庭 復帰	進学	その他	
平成 29 年度	25	4	6	2	2	0	2	23
平成 30 年度	23	10	3	1	1	0	1	30
令和元年度	30	7	9	2	5	0	2	28

イ 定期的な執行状況分析による予算管理の徹底

- ・施設長参加の管理会議（毎月）にて収支状況分析と課題の共有を行いながら、予算管理を徹底

(2) 働き方改革関連法に対応する取組の推進（新規）

ア 正規・非正規職員間の業務分担の点検・整理等の推進

- ・不合理な待遇差がないようにするために、総合職員・地域職員・嘱託職員の具体的な業務の内容、責任の程度等を明確にし、各職員の業務分担を点検整理

イ 年次有給休暇の確実な取得と時間外労働上限規制の遵守の推進

- ・適時、年次有給休暇取得状況の集計を確認しながら、取得の少ない職員へ取得を促し、確実な休暇取得を推進。また、時間外勤務の事前命令を徹底することで時間外労働上限規制を遵守

ウ 勤務時間の把握をサポートするツールの活用も含めた職員の適切な勤務時間管理の推進

- ・出退勤システム（タイムレコーダー）を導入し、職員の労働時間管理体制を構築

(3) 人材育成の強化と安定的な人材確保

ア 若年職員に対するフォローアップ研修や専門職による所内研修等OJTの強化

- ・法人の新任層フォローアップ研修や、京都児童養護施設乳児院研究会主催の研修等へ積極的に派遣するとともに、内部の専門職やスーパーバイザーが適宜助言し、OJTを推進　※関連資料 111 ページ参照

イ 社会的養護を必要とする児童への支援等に関する研修への参加や視察を積極的に行い、全職員へのフィードバック勉強会を定期的（月1回）実施

- ・社会的養護を必要とする児童への支援等、さまざまな課題への対応、養育方法等についての研修に積極的に参加し、その報告会を月1回実施

ウ 小規模施設での家庭的養育を行う施設等、先進的な取組みを行っている他法人施設への視察研修等の実施

- ・視野を広げる目的で視察研修実施
令和2年1月31日　　視察先：京都医療少年院　　7名派遣

エ インターンシップや施設見学、実習生等の積極的な受け入れや、職員に依頼のある大学等での講

議・発表等による学生や求職者へのPRを推進

- ・保育士実習（24名）、公認心理師実習（2名）、教員免許取得に必要な社会福祉施設等における介護体験（15名）を積極的に受入。また、福祉職養成校へ、職員を講師派遣。養成校や関係機関との連携を図り、人材確保と人材育成に取り組む。

(4) 活気溢れる職場づくり

ア 5S運動（整理・整頓・清掃・清潔・整容）の継続

- ・職員室等の整理整頓を定期的に行い、働きやすい職場となるよう、5S運動の取り組みを継続実施。

イ 法人基本理念の唱和（毎朝）の継続

- ・毎朝の引き継ぎ時に法人基本理念を唱和

3. 安心安全な福祉サービスの提供

(1) 利用者支援の充実とサービス内容の改善・見直しの推進

ア 「サービス向上推進本部」と連携したマニュアル整備等の推進による安心安全でより質の高いサービス提供

- ・安心安全でより質の高いサービスの提供をめざし、危機管理マニュアルや、健康管理マニュアル、日常生活サービス支援マニュアル等の更新と全職員への周知徹底

イ 生活支援の充実向上を目指し、支援員による定期ミーティングの実施（隔月）

- ・その時々の課題を題材に支援員間で課題の共有、対応策について検討

ウ 暴力行為の軽減をめざす「安全委員会方式」により、個別面談（月1回）や、外部委員（学校・児童相談所等）のモニタリングの定期的な実施、児童に対する暴力についての考え方（「暴力はダメ、叩かない、口で言う」）の徹底

- ・「桃山学園安全委員会」を定期的に開催し、外部委員（学校、児童相談所等）によるモニタリング、職員への助言、全児童との個別面談（月1回）等継続実施。また、児童と「暴力はダメ、叩かない、口で言う」を目標に掲げるとともに、児童間のトラブル発生時における個別聞き取り等、丁寧な対応を徹底

エ 臨床心理士・家庭支援専門相談員を含めたチームアプローチによる個別自立支援計画の策定とその見直し（年2回）

- ・ケア担当・臨床心理士・家庭支援専門相談員が作成した全児童の個別自立支援計画（年2回見直し）を、課内会議にて全職員に周知。また、必要時には、適宜変更を行う等、支援の方向性について、隨時見直しを行いながらより良い支援を実施

オ 児童との話し合い（月1回）での意見を反映させた生活ルール等遵守の徹底

- ・児童との話し合い（月1回）では、児童から部屋の出入りや私物の貸し借りに関して、トラブルになっていること等の意見があがり、児童と意見を交わしながら、「他児の部屋には勝手に入らない、私物の貸し借りは行わない」等その都度生活ルールを改めて確認し合うとともに、毎月行う児童との話し合いの場で繰り返し話をしながらルールの遵守を徹底。児童から献立や共有備品の使い方等改善要望があがり、それらの意見を反映しながら主体的な生活ルール等を更新し、遵守を徹底



手作り食事会

力 手作り食事会（月1回）・お楽しみおやつ会（月1回）等を通して、健全な食生活のための食事支援の充実

- ・手作り食事会・お楽しみおやつ会を月1回実施。児童の希望メニューを取り入れながら、食材の買い物から調理まで、児童が主体的に携わり、年齢相応の食育を推進

キ 性教育について、外部研修への参加や所内研修等の実施

- ・外部研修に職員派遣し、他施設の動向等を参考にしながら所内研修を実施。性問題・性教育とともに性の大しさについての意識を醸成。加えて、安全委員会の取組みの一環として児童との個別面談の中で、性に関する聞き取り指導も実施

ク 学力向上のための個別学習支援の充実と学習ボランティアや学習塾の活用

- ・年齢や学力に応じた個別学習計画を立案し、学習ボランティアや支援補助員と連携して学習を支援。また、希望の進路をめざし、塾の活用や小学校教諭による週1回の学園訪問等のサポートを実施

ケ 未就学児童養育充実のため、保育施設への視察研修の実施や、幼児養育についての学習会の実施

- ・支援員を中心に、未就学児童に対する基本的な養育支援についての学習会を実施。合わせて、保育所への派遣研修を行い、研修復命を実施

コ 発達障害等特性のある児童への支援の充実

・外部研修への積極的な参加

京都府の基幹的職員研修を受講。受講後に復命研修を実施し、発達障害児の特徴についての理解を深め、児童の発達段階の課題や愛着障害等生育環境から生じる課題を学び、日常支援に活用

・所内研修の実施（年1回）

職員個々のスキルアップに繋げ、支援の質の向上を図るため、外部講師を招いてケースカンファレンス（事例検討研修）を行い、対象となる児童のその時々の課題を共有し、その対応等を習得 ※関連資料155ページ参照

サ 外部講師を招いての所内事例検討会の実施（年2回）

- ・児童の状況を踏まえて、外部講師を招いての所内事例検討会実施（1回）
また、安全委員会をの事例検討の場として活用

シ 社会自立に向けた取組み

・職業体験及び自立意欲向上を目指した協力団体との定期交流や面談（月1回）就労体験（年2回）等の実施

・京都中小企業家同友会の協力を得て、児童の適職探索や良好な人間関係の構築、社会体験の機会に繋がる「就労体験」（春夏2回/年）を実施。その中で面談や交流（10回/年）も実施するとともに、体験終了後には実習報告会（年2回）を実施（今年度で8年目）

- ・退園後の安定した社会生活に向けた研修会（京都市自立支援コーディネーター研修）への職員の参加や、児童向け研修会への児童の参加促進
 - ・社会自立時に必要となる社会のマナー等について、コミュニケーションのスキルアップを目指した研修会（京都府事業：講師派遣…(株)CL）へ参加（1月18日4名/1月29日4名/1月31日6名）
 - ・退園を控えた児童への支援の充実を図るため、京都市の自立支援コーディネーター研修へ職員を派遣
 - ス 余暇活動の充実（スポーツ教室などへの積極的参加）、児童の情緒安定を目指した園内外活動（ダンス・観劇・園芸・農業等）の実施
 - ・余暇活動の充実のために、ダンスやピアノ、書道教室、法人内のスポーツ推進員による卓球指導等、個々の趣味嗜好にそった活動の場を提供。児童の情緒安定を図る一助として、園内で畑作業や園芸活動等を行うとともに、外部での田植え、稻刈り等自然に触れる機会へ参加
 - セ 利用者支援充実をめざし、第三者評価に沿った自己評価の実施
 - ・福祉サービス第三者評価の評価基準に沿って自己評価を実施
 - ソ 「新しい社会的養育ビジョン」（平成28年8月 厚生労働省より発表）に基づく対応等について、行政機関との協議、検討を実施
 - ・国の「新しい社会的養育ビジョン」を基に策定すべき京都府の計画が、3月に完成（「家庭的養護の推進に向けた京都府推進計画」）。策定過程においては、施設からの意見を京都府へ伝えるとともに、進捗状況を把握。今後、計画に沿った取組みへの議論実施に備え、職員への説明会を実施して内容を共有
- (2) 地域福祉への貢献、地域における公益的な取組の推進
- ア 桃山東各種団体委員会への参加（広報担当者会議月2回等）による地域とのネットワーク強化
 - ・桃山東体育振興会、桃山東少年補導委員会主催の各種地域行事へ、児童・職員共に積極的に参加。また、地域の機関紙について、編集担当者会議（月2回）へ参加の上、紙面作り等を地域の方々とともに分担することや、地域の防災マップ作成に係る地域での協議の場へも積極的に参加
 - イ 『ももネット』（桃山中学校区にある介護・福祉・医療の40事業所と住民有志の組織）への参画による地域の福祉関係団体との交流、行事等への積極的な参加
 - ・『ももネット』への参画や地域福祉関係団体との交流を継続して実施。3月に予定されていた「ももネットフェスタ」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、次年度に延期
 - ウ 子育て支援事業の受け入れによる地域での子育て支援の実施
 - ・入所児童増加に伴い居室に空きがなく、子育て支援事業の利用希望はあったが受け入れなし
- (3) 施設・設備の保守管理と計画的修繕等の実施
- ア 明るく安全で清潔、かつ児童が落ち着ける環境への工夫と整備の実施（生活感のある居室扉への順次改修など）

- ・児童が親しみやすく、明るい生活環境を常に心がけ、展示物や掲示物の工夫や、児童が作成したプレートでの食事など、家庭的な雰囲気づくりを推進
- ・老朽化した女子フロア居室扉の塗り替え

イ 破損箇所及び危険箇所の毎月点検と必要に応じた小修繕の迅速実施

- ・担当者が中心となって、毎月破損箇所や危険箇所の点検を実施。緊急性に応じた修繕を迅速に実施

ウ 更新を要するパソコン等の計画的更新や台帳整備による備品管理の徹底

- ・パソコンの更新を行うとともに、固定資産管理台帳と備品の現物実査を実施
- ・特定フロンを使用するエアコン 3 台更新

4. 広報活動の強化

(1) ホームページやブログの活用による外部へのPR強化

- ・ホームページのブログの更新や（月 2 回）、機関紙『学園だより』にて、施設での暮らしの様子や各種活動状況の紹介等、情報を発信

(2) 保護者、地域、関係機関等への広報誌の配布（年 3 回）や、地域活動への参加や施設行事への招待

- ・機関紙『学園だより』（年 3 回発行）を保護者、地域の各種団体、措置機関、各種学校、京都府・京都市内の児童養護施設等へ配布
- ・地域行事（区民運動会・祭礼・餅つき会・清掃活動等）へ、児童職員ともに積極的に参加。「桃山学園祭」や「こどもまつり」へ地域住民・児童を招待



桃山学園祭

(7) こども発達支援センター

【概況】

京都府南部地域における障害児療育の中核的拠点として、診療・療育・相談支援各分野の専門スタッフが連携し、総合的な発達支援サービスを提供することで、こども達の健やかな成長と発達をめざした。

保健・教育機関との連携や診療所体制の充実により、初診待機期間の短縮に取り組んだところ、ほぼ前年度と同程度の待機期間となった。また、昨年度開始した放課後等デイサービス事業は目標以上の通所人数があり、京都府発達障害者支援センターこども相談室とは約30ケースについて学校への助言や福祉サービス利用の提案などで連携を図り、学童期以降の発達障害児への支援を努めた。

障害児相談支援事業や保育所等訪問支援事業については、当センターの通所部門の利用児童のみに加え、発達支援事業を終了した就学児や放課後等デイサービス事業の契約児に対象を広げることで、充実を図り、また、地域支援の一環として発達障害に関する講演会の開催や、関係機関である地域の療育教室や特別支援学校へ職員派遣し、地域への支援機能を強化した。

法人全体で取り組むこととしている危機管理体制の強化については、年度末からの新型コロナウィルス感染症の流行に対し、新型インフルエンザ発生時対策マニュアルをベースに対策を行った。また、前年度開所の放課後等デイサービス事業を中心にマニュアルを整備した。虐待防止の取組みについては、引き続き月一回の全職員のセルフチェックと虐待防止委員会の開催を行い、職員一丸となって虐待防止策の徹底に努めた。

【事業計画とその取組結果】

1. 虐待防止策の徹底、危機管理体制の強化

(1) 虐待防止策の徹底

ア 虐待防止委員会（月1回）による検証と改善策の実行

- ・ 法人の事故防止推進員出席のもと、虐待防止委員会を毎月開催し、うち3回は法人の外部委員も出席の上、アドバイス等を職員間で共有。

イ 「虐待防止に係る職員セルフチェックリスト」の実施（月1回）による課題抽出と改善策の実行

- ・ 職員からの声を聞く機会や職員の健康状態を知るという効果もある「虐待防止に係る職員セルフチェックリスト」を毎月実施の上分析し、懸念される声や職

員に対しては主に管理職等から個別面談を実施

ウ 虐待防止に係る研修（法人・外部主催）へ職員を適宜派遣

- ・法人主催の虐待防止研修及び外部機関主催の虐待防止研修へ職員を派遣し、受講後の所内研修にて他の職員へ復命実施

(2) 危機管理体制の強化

ア リスクマネジメントに係るワーキンググループと連携し、こども発達支援センターにおける地震災害や感染症など危機事象に対する実効性を高める取組を推進

(地震対策)

- ・利用者の施設外への避難対策を踏まえた地震対策マニュアルの充実とマニュアルに基づく訓練の実施、地震防災に係る職員研修の実施
- ・地震発生時対応マニュアルの改訂を行うとともに災害時に備えたライフライン等の点検を6月に実施
- ・近畿ブロック事業団内のシミュレーション訓練に参加するとともに、法人主催の防災研修へリスク管理担当者が参加
- ・火災のみならず地震を想定した消防総合避難訓練を実施
- ・災害時備蓄品の点検・補充、災害時必要物品（通信機器等）の検討・整備
- ・備蓄米・長期保存飲料水や携帯用トイレなど災害時必要物品の補充

(新型インフルエンザ等対策)

- ・新型インフルエンザ等の発生時に適切に対応できるよう、施設の新型インフルエンザ等事業継続計画の実効性を高めるための職員研修の実施や必要備蓄品の点検・整備等
- ・職員研修は実施できなかったものの、新型コロナウィルス感染症の拡大防止のため、新型インフルエンザ対策マニュアルをもとに職員及び利用者への注意喚起の徹底及び防止策の実施や、発生時必要備蓄品（マスク・消毒液等）を補充
- ・職員へのマニュアル周知と発生時対応を確認

(その他安全・防犯対策)

イ 火災発生、不審者侵入等突発的事故・事案発生を想定した対応体制の整備と訓練（AED取扱い）の実施

- ・京田辺市消防署の協力のもと、総合防災訓練を春、秋の2回実施。利用者も参加した消火器操作の講習も実施
- ・京田辺市消防署職員による救命救急講習（AED取扱い）を年2回実施し、全職員が隔年で受講し、特に、乳幼児の対応を重点的に習得。

- ・放課後等デイサービス職員においては、サービス実施中の飛び出し防止等へのマニュアルを整備し、飛び出しを想定した訓練を実施。不審者侵入訓練は未実施
- ウ 利用者支援に係るマニュアル整備による事故防止や利用者異変時における的確な対応と事故・ヒヤリハット等に係る事故防止委員会での検証・改善の推進
 - ・各種支援マニュアルの作成・見直しと職員の理解・活用の推進
 - ・新規事業の放課後等デイサービスで、日々の業務や子ども達の活動上必要となる業務マニュアルや所外活動マニュアル、応急手当マニュアル等の見直しを実施。新たに「サービス提供マニュアル」を作成
 - ・事故防止委員会（月1回）によるヒヤリハットの検証と改善策の実行
 - ・事故防止委員会を月1回開催し、事故・ヒヤリハット事案やリスク管理に関するその月の特記事項を職員間で共有し、転倒防止など再発防止策を検討。加えて苦情につながるものがないかの検証も実施・
※関連資料126ページ参照
 - ・事故・ヒヤリハットや苦情等に対する「報告・連絡・相談」の徹底による早期対応
 - ・事故・ヒヤリハット発生時には、上司や関係者に速やかに報告し、発生翌日の朝会で職員全員に報告の上、再発防止を徹底するとともに、所内でのヒヤリハット勉強会開催（年9回）にて職員意識を醸成

2. 自立運営をめざした体制の強化

(1) 定員充足及び利用料収入の確保と経費の効率的執行

ア 児童発達支援事業における登園人数の向上

（1日あたりの目標登園人数）

・児童発達支援（福祉型）：知的な遅れや自閉症等発達障害児対象

1日あたりの登園人数：（目標）22.0名 （実績）18.1名

・医療型児童発達支援：運動機能の遅れ等障害児対象

1日あたりの登園人数（目標）10.3名 （実績）7.9名

・重症心身障害児支援事業：医療的ケアが必要な重症心身障害児対象

1日あたりの登園人数（目標）1.5名 （実績）1.7名

※地域に同種の事業所が増えてきたことや、当センターのような親子通園より単独通園を望む保護者が増えてきたことなどが影響し、福祉型や医療型は目標達成に至らず。

入・退園の状況		区分 年度	種別	年 度 当 初	入園	退園の状況			年間開園 日数	延べ通園 人 数	通園率 (%)				
						卒園	終了	移行							
年 度	種 別														
平成29年度	福祉型:児童発達	44	19	38	22	14	2	238	5,307	74.3					
	医療型:児童発達	35	16	11	2	4	5	238	2,472	34.6					
	児童発達(重心)	6	3	3	1	0	2	234	266	22.7					
	計	85	38	52	25	18	9	—	—	—					
平成30年度	福祉型:児童発達	41	17	21	2	22	0	222	4,595	69.1					
	医療型:児童発達	30	10	14	5	9	0	222	1,973	29.3					
	児童発達(重心)	5	4	1	0	1	0	221	226	20.4					
	計	76	31	36	7	32	0	—	—	—					
令和元年度	福祉型:児童発達	41	11	26	8	12	6	226	4,084	60.2					
	医療型:児童発達	19	8	6	0	3	3	226	1,777	26.2					
	児童発達(重心)	8	1	2	2	0	0	226	373	33.0					
	計	68	20	34	10	15	9	—	—	—					

※「年度当初」及び「入園」欄には4月1日付け入園児数を含む。

※「通園率」=「延べ通園人数」÷「延べ開園日数(年間開園日数×定員)」

外来患者数		(単位:人)			
区分 年度	小児科	整形外科	精神科	合計	
平成29年度	11,670	198	2,851	14,719	
平成30年度	12,024	217	2,782	15,023	
令和元年度	11,158	256	2,902	14,316	

イ 外来診療予約の効率化

目標セラピー実施人数 (目標) 月当たり 延べ 650 名

(実績) 月当たり 延べ 673.2 名

ウ 初診待機期間の長期化の抑制

- ・医師体制の強化や効率的な診察・セラピーの実施に努め、今年度前半は初診待機期間 2 か月～3 か月で推移したが、年度中における新規の初診申し込みが増加傾向となり、年度末時点の待機期間は 3.52 か月で昨年度とほぼ同程度の水準を維持（昨年度末 3.30 か月）

エ 心理検査実施件数の維持 (目標) 80 件／月

(実績) 86.5 件／月

オ 定期的な執行状況分析による予算管理の徹底

- ・施設長参加の管理会議（毎月）にて収支状況分析と課題の共有を行いながら、予算管理を徹底

カ 放課後等デイサービスにおける通所人件数の向上

- ・1日当たりの通所人件数 （目標）8名 （実績）9.1名
- ・契約人件数 （目標）40名 （実績）40名

(2) 働き方改革関連法に対応する取組の推進（新規）

ア 正規・非正規職員間の業務分担の点検・整理等の推進

- ・不合理な待遇差がないようにするために、総合職員・地域職員・嘱託職員の具体的な業務の内容、責任の程度等を明確にし、各職員の業務分担を点検整理

イ 年次有給休暇の確実な取得と時間外労働上限規制の遵守の推進

- ・適時、年次有給休暇取得状況の集計を確認しながら、取得の少ない職員へ取得を促し、確実な休暇取得を推進。また、時間外勤務の事前命令を徹底することで時間外労働上限規制を遵守

ウ 勤務時間の把握をサポートするツールの活用も含めた職員の適切な勤務時間管理の推進

- ・出退勤システム（タイムレコーダー）を導入し、職員の労働時間管理体制を構築

(3) 人材育成の強化と安定的な人材確保

ア 実習生の積極的な受入や実習後のフォローの実施

- ・通園部門に加え、診療部門においても在籍職員出身校等から積極的に実習生を受入れ（年間32名、内訳：通園部門8名、診療部門24名＜セラピスト、心理、看護＞）、実習後には、行事や療育活動へのボランティアの案内や当法人職員の採用情報等発信 ※関連資料113ページ参照

イ ボランティアの積極的な受け入れ

- ・通園部門では、保育で使用する玩具作り等の補助として2名の登録があり、年間延べ24回来所
- ・放課後等デイサービスでは、活動補助として15名の登録があり、年間延べ166名を受入

ウ 発達障害を診断・支援できる医師の育成

- ・小児科医師2名がそれぞれ1回/週、1回/2週、診察等の陪席、見学、実習を

実施。また別の1名は、今年度まで3年間当センターで経験を積んだ小児科医であったが、次年度から、京都府立舞鶴こども療育センターで発達障害の診療等に従事できる予定

エ 職員講師による所内研修の実施（8回／年）

- ・年12回実施、職員自身が講師となり虐待防止・感覚統合について等、所内研修会を開催

※関連資料 159・160 ページを参照

オ 職種ごとの専門性向上をめざして作成した「施設別キャリアパス」に基づく人材育成の実施（OJT や研修受講等）

- ・施設別キャリアパスに沿って専門分野への理解度や技術向上をめざすことができるよう、人事考課時に併せて自己評価する仕組みを施設独自に構築

カ 専門性向上及び階層に応じた役割・意識向上をめざす、積極的な外部研修の受講

- ・施設別キャリアパスをふまえ、きょうと福祉人材育成認証制度支援研修等外部の専門職研修へ積極的に派遣

(4) 活気溢れる職場づくり

ア 研究発表の奨励（研究発表 年間1回以上）

- ・施設内において、研究発表を行うよう演題となる内容や事例等を検討したもの、実施に至らず。

イ 朝会前のラジオ体操と清掃等行うクリーンタイム実施

- ・コミュニケーションの活性化をめざし、ラジオ体操(月～木)や施設内清掃(金)を全職員で実施

ウ 業務改善プロジェクトチームを中心に業務改善に全員が参画

- ・平成28年度から継続してきた、「業務改善プロジェクトチーム」による業務改善取組みである、利用者ニーズ把握のためのアンケート実施や意見箱の設置、他職種間の業務の見学、会議運営の見直し、地域支援を目的とする専門職の学習会等継続実施

3. 安心安全な福祉サービスの提供

(1) 利用者支援の充実とサービス内容の改善・見直しの推進

- ア 「サービス向上推進本部」と連携したマニュアル整備や研修への参加等を推進し安心安全でより質の高いサービス

- ・通園通所、診療に関する日常業務マニュアルの見直しを実施
 - ・質の高いサービスを提供する為、職種ごとに専門の知識や技術を取得する研修（近畿肢体不自由児療育施設連絡協議会・各自立支援協議会・地域サポートセンター・京都国際社会福祉センター等が主催）に参加
- イ 電子カルテを導入し、福祉と医療の連携を目指す（新規）
- ・電子カルテシステムを導入し、令和2年度の運用に向けてルール整備等準備。当初は福祉と医療の連携を想定したが、京都府と調整の上、医療部門の業務改善を優先するよう変更
- ウ 精神科再診における公認心理師等面接の実施
- ・（目標）30件／月 （実績）32.3件／月で目標を達成
- エ 障害特性の理解と関わり方等をテーマとした通園保護者向け学習会の実施
(8回／年)
- ・保育士のほか、専門職員による保護者向け学習会を、年間10テーマで合計24回実施
- オ 外来患者保護者向けの発達障害学習会の実施（1クール<4回>、2クール／年）
- ・診療所受診時の保護者を対象に発達障害学習会を実施 1クール（4回）、年間2クール実施
- カ 外来患者保護者向けのペアレントトレーニングの実施（1クール<9回>、2クール／年）
- ・1クール（9回）、年間2クール実施（延べ92名参加）
年間2クール実施
 - ・前年度フォローアップ1回（2人参加）のペアレントトレーニングを実施
- キ 児童発達支援事業の利用終了後、引き続き地域の保育所や幼稚園、学校等を利用する児童を対象に相談支援や保育所等訪問支援事業によるサポートを実施
- ・児童発達支援の利用終了児に対して、相談支援を126回、保育所等訪問支援を51回実施することにより、継続したサポートに努めた。
- ケ 利用者アンケート実施（児童福祉法に基づくアンケート及び事業団満足度アンケートの2回）によるニーズの把握・分析、対応
- ・児童福祉法に基づくガイドラインに沿って「保護者向けの児童発達支援及び放課後等デイサービスの評価」並びに「職員向けの児童発達支援及び放課後等デイサービスの自己評価」を実施して利用者（保護者）からの声を聞き、今年度

も概ね高い評価

- ・法人で一斉に行う「利用者満足度アンケート」(接遇中心)と施設独自に実施している「利用者満足度アンケート」(支援内容や環境整備等中心)をそれぞれ継続実施。過去にあがった意見(職員の対応やセラピー・診察予約に関する要望等に対しての対応)への改善を行ったこともあり総合的に高評価

ヶ 職種間連携強化のため、施設内の他職種職員の対応を相互に見学(全職員年2回)

- ・職種により見学が難しい職種もあったが約半数の職員が1回見学を実施

コ 地域の福祉サービスに関する情報を、速やかに利用者に提供できるよう「京都府南部地域の資源マップ」の充実を図る

- ・地域の新たな資源情報を入手する都度、データを更新

サ 利用者支援充実をめざし、第三者評価項目に沿った自己評価の実施

前回の受診から3年目にあたるため、今年度受診

- ・日時 令和元年12月10日(火)

- ・機関 京都福祉ネットワーク「一期一会」

- ・結果 60項目中、B評価は3項目のみで、57項目はA評価(予定)

(2) 地域福祉への貢献、地域における公益的な取組の推進

ア 発達障害の理解を府民に広げるための「発達障害講演会」の開催(2回/年)

- ・府民向けの発達障害講演会を1回、地域の専門職(保健師)向けの学習会を1回実施

イ 特別支援学校や療育教室への専門職員の派遣による支援者への育成(依頼毎に適宜対応)

- ・医療職派遣事業として特別支援学校へ理学療法士を派遣(1回)し、当センターユニット12名の支援方法等について教員に指導助言を実施

- ・地域療育等支援事業としては前年度も支援を行った相楽療育教室等へ作業療法士、言語聴覚士を派遣(17回)し、対象ケースの支援方法等について相談対応及び助言を実施

ウ 相談員やセラピストによる保育所等訪問支援事業での指導助言の実施

(契約児1人当たり2回/年)

- ・就学前児42名に対して延べ95回(1人当たり平均2~3回/年)

- ・就学児47名に対して延べ71回(1人当たり平均1~2回/年)

エ 市町村の関係機関・施設との連携・交流

（近隣市町村との連携会議を開催、保育士交流会2回／年、地域の放課後等デイサービス事業所の職員交流会2回／年）

- ・今年度も保育士交流会を年間2回実施
- ・地域の放課後等デイサービスの事業所との交流会は、年間1回実施

オ 自立支援協議会や関係機関等の連携会議への積極的な参加により情報収集を行い、地域における当施設の地域支援の在り方を検討

- ・地域主催の会議や勉強会に参加の上収集した情報を基に、保育所等訪問支援事業の拡充と地域の支援者向けの学習会開催を、施設における地域支援の取組みとして実施することを決定（令和2年度～開始）

カ 地域で暮らす就学前の乳幼児とその保護者に、発達や子育ての不安等相談可能な「遊びの広場」を実施（15回／年）。さらなる相談・療育支援が必要な場合には、こども発達支援センター各部門と連携（新規）

- ・遊びの広場を年間15回実施。その中で、当センターでの通園療育の利用や診察につなげるなど、こども発達支援センター各部門と相談・療育支援を連携

（3）施設・設備の保守管理と計画的修繕等の実施

ア 施設内設備の定期的な安全点検及び施設の老朽化に伴う計画的な修繕の実施

- ・定期的に施設内の点検を実施し、危険な箇所や故障備品の有無を調査するとともに、冷暖房等空調関係の抜本的なメンテナンス等設備整備を実施

イ 更新を要するパソコンやLED照明器具等の計画的更新や台帳整備による備品管理の徹底

- ・更新を要する全パソコンを更新するとともに、玄関フロア等照明器具の一部LED化や屋外テント等の備品を更新
- ・固定資産台帳及び備品台帳に基づく現物実査による備品管理の徹底

4. 広報活動の強化

（1）運営方針や具体的な取り組みなどの情報を広く府民や関係機関に理解してもらうためホームページを活用（ブログの毎月更新）

- ・通園部門を中心に毎月ホームページのブログを更新し、「すてっぷ通信」（施設からのおたより）や所内行事、事柄等を掲載

（2）圏域及び市町村自立支援協議会等への参画

- ・関連する圏域や市町村の自立支援協議会や部会に委員として出席した他、自立支援協議会等主催の学習会や研修会に参加（40回）

(3) 各種就職フェア等イベントでの広報活動時や、就職希望者等からの施設見学受け入れ時における積極的な施設 PR の実施

- ・就職フェアや就職説明会等に施設を PR するために職員を派遣。また、就職を検討している学生を対象とした施設見学を受入

10 受託事業実施状況 発達障害者支援センター

【概況】

京都府における発達障害者支援の専門的・中核的拠点施設として、発達障害のある本人とその家族が地域で安心して豊かに生活できるよう、府内6カ所の圏域支援センターや相談支援事業所等との連携を強化するとともに、京都府内の発達障害に関する支援体制づくりやバックアップ支援、困難事例への対応等に取り組んだ。

2年目となる「発達障害者支援センターこども相談室」では、教育機関との連携も進み、保護者相談に加え、教育機関主催のケース会議や関係者会議に参加した。各機関との円滑な関係づくりに取り組んだ結果、初年度に比べ、医療・教育・福祉の連携による支援がスムーズに行えるようになった。

3年目となる京都ジョブパークにおける「ゆっくり相談コーナー」では、困難ケースへの直接相談や情報提供にとどまらず、京都ジョブパーク内のカウンセラーから多くの相談を受け、特に力を入れたスーパーバイズや助言に関しては昨年度に比べ件数が増加した。

また、府民の発達障害についての理解と支援を深めるため、府民公開講座を実施したほか、医師等専門職向けの研修会を実施した。

【事業計画とその取組結果】

1 虐待防止策の徹底、危機管理体制の強化

(1) 虐待防止策の徹底

ア 虐待防止研修等への参加及び、職員会議・ケース会議で利用者支援の内容を全員で確認

- ・他法人主催の人権擁護研修に参加し、復命研修を実施
- ・定期的（月1～2回）にケース会議を実施

イ 「虐待防止に係るセルフチェックリスト」の実施（月1回）による課題抽出と改善サイクルの徹底

- ・4月～3月の計12回実施。職員会議で前月の振り返りを行うとともに、各職員より意見を出し合い次月の目標を設定。気になる項目へのチェックがあった職員にはセンター長による個別対応を実施

(2) 危機管理体制の強化

ア 法人の取組の一環として地震災害や感染症など危機事象に対する実効性を高める取組を推進

- ・昨年度設置した書庫や棚への転倒防止棒の定期的な点検。例年のインフルエンザに

加え、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、相談前の検温、手消毒、マスクの着用を徹底

イ 「発達障害児者の災害時における避難所での支援」に関して、発達障害者支援センター・全国連絡協議会とともに地域に合った内容案の作成を検討（新規）

- ・日本自閉症協会作成「防災・支援ハンドブック」や、他都道府県作成のハンドブックを基に検討したが、災害時の連絡体制等の課題が残り、京都府独自のハンドブック完成には至らず

2 発達障害者支援の専門的・中核的拠点施設としての機能強化

- (1) 京都府内における発達障害者支援の第三次相談機関（バックアップ機関）として圏域支援センターや相談支援事業所等へ巡回相談や助言・指導等による支援体制づくりの推進
 - ・6 圏域支援センターの取組み状況の把握や専門性向上等の支援を行うため、圏域ごとに担当を決めて定期的（2か月に1回）な巡回相談や情報収集を実施。相談支援事業所を含む対応困難ケース会議に26回参加
- (2) 京都ジョブパーク「ゆっくり相談コーナー」へ専門スタッフを配置の上、疾病や障害による就労困難ケースへの相談対応や他機関連携による福祉的支援、医療機関の紹介等就労支援の実施。加えて、ジョブパーク職員を対象としたスーパーバイズ機能を充実
 - ・就労困難ケースへの相談対応を継続実施。利用者へのきめ細やかな支援や、キャリアカウンセラーへの資質向上に寄与
 - ・京都ジョブパーク職員対象のスーパーバイズ実施件数は前年度79件から108件に増加
- (3) 「発達障害者支援センターこども相談室」における、京都府南部地域の小学生から高校生の発達障害児、高次脳機能障害児を対象に、教育・医療・福祉等関係機関との連携による寄り添い型の専門相談の実施
 - ・相談件数は688件あり（うち、保護者相談463件、本人相談29件、小学校55件、中学校21件、高等学校15件、放課後等デイサービス事業所15件、こども発達支援センター診療所からの相談49件、その他福祉事務所など41件）。その他、ケース会議への参加（8回）や、教育機関、相談支援事業所へのコンサルテーションを実施（12件）
 - ・高次脳機能障害ケースでは、学校・病院・行政とも連携した支援を実施。（うち、高校卒業となったケースは京都府リハビリテーションセンターへ引継ぎ）
- (4) 「発達障害者支援センターこども相談室」にて発達障害児（思春期）の保護者を対象とした研修会の実施（新規）

・11月11日（月）「ペアレントトレーニングってなんだろう？～思春期以降の保護者の方へ～」と題して研修会を実施。小学校5年生から高校1年生までの児童・生徒の保護者11名が参加。

講義の後、南部3圏域支援センター相談員の協力を得てグループワークを実施、アンケートの結果、翌年の思春期ペアレントトレーニングの参加希望有

(5)福祉施設、医療機関、行政機関、教育機関、一般企業等への訪問、会議出張等によるコンサルテーションの実施

・各機関からの要請に対応。福祉施設13件、行政機関1件のコンサルテーションを実施

(6)京都府とともに、家族支援を行えるペアレントメンター事業（発達障害の子を持つ親による親への支援）の事務局の役割を担い、啓発研修、フォローアップ研修等の活動促進

・啓発のため「ペアレントメンターをご存じですか？」のチラシを市町村・保健所・児童福祉機関に配布とともに、3月5日（日）あいち小児保健医療総合センター吉川徹氏を講師にペアレントメンターに対するフォローアップ研修を実施（26名が参加）。

・事業活動が初年度となる南部地域の保健所・圏域支援センターのペアレントメンター活動は、事務局主導で子育て応援力フェ、保護者の集まる「ほっこりタイム」、ペアレントトレーニング受講保護者との交流会を実施。予定していた啓発研修は、参加希望者が集まらず未実施



3/5 フォローアップ研修会の様子

(7)発達障害のあるご本人やご家族への生活や就労に係る相談支援の実施

③ 相談内容別利用状況（延べ相談件数）

（単位：件）

区分 年度	発達障害の 有無	家庭生活	制度	利用機関	教育・進路	対応困難	就労・職場	その他	合計
平成29年度	120	399	75	433	242	33	563	252	2,117
平成30年度	96 (2)	413 (55)	91 (16)	391 (52)	332 (61)	33 (8)	340 (0)	213 (67)	1,909 (261)
令和元年度	123 (29)	632 (229)	155 (94)	488 (124)	527 (350)	70 (35)	408 (0)	377 (183)	2,780 (1,044)

※30年度より()内はこども相談室件数

(注) ・発達障害の有無—相談の対象となっている児（者）が発達障害かどうか知りたい

- ・家庭生活—現在の生活に関することや、家庭で家族ができるることを知りたい
- ・制度—利用できる制度（手帳・年金・福祉サービス等）
- ・利用機関—診断・相談・支援を受けられる機関について知りたい

- ・教育・進路—現在通学している学校、進路や将来、利用しているサービス等に関する相談をしたい
- ・対応困難—対応困難な状況の改善について相談したい（強度行動障害、ひきこもりなど）
- ・就労・職場—現在勤めている職場、今後の就労について相談したい
- ・その他一事務連絡、上記以外のよもやま話

3 相談支援従事者、教育・福祉事業者等への研修実施

(1) 圏域支援センターとの連携による相談支援従事者への研修実施（北部年1回）

- ・府内北部・南部の人口や関係機関数の違い等鑑み、南北に分けて各圏域支援センターと地域課題を抽出の上研修を実施

北部：令和元年11月26日（火）中丹西保健所 27名参加

「発達障害の相談支援～地域で連携し支援するために～」

南部：令和2年2月5日（水）京都府精神保健福祉総合センター 32名参加

「発達障害の相談支援～ひきこもりに等に対する家族支援～CRAFT をベースにした家族へのアプローチ～」

※講師：発達障害者支援センター及び圏域支援センター職員

(2) 圏域支援センターとの連携による市町村窓口・相談支援事業所へのアウトリーチ型支援の推進（南部）

- ・南部において特に相談件数の多い山城北圏域支援センターと意見交換した結果、久御山町において、窓口での発達障害相談に関する相談に、発達障害者支援センター、もしくは圏域支援センター相談員が同席することとしたが、実績はなし

(3) 幼児期から高校生までを支援する「発達障害事業専門職研修」（ペアレントトレーニング（保護者支援）、ソーシャルスキルトレーニング（社会生活技能訓練）の実施（北部・南部）

※発達障害児支援に携わる教員、保育士、放課後等デイサービス指導員等の専門職を対象に、ペアレントトレーニング、ソーシャルスキルトレーニングの基礎知識を知ってもらい、日常の業務の中でその手法（主として応用行動分析）を取り入れ、現場で生かしてもらうことを目的に基礎理論研修を実施。基礎理論研修受講者を対象にペアレントトレーニング研修、ソーシャルスキルトレーニング研修、ソーシャルスキルトレーニング研修、アウトリーチ支援を実施

- ・基礎理論研修

北部：令和元年7月12日（金）福知山商工会館 60名参加

講師：京都教育大学 佐藤美幸氏

南部：令和元年6月29日（土）京都社会福祉会館 89名参加

講師：京都教育大学 佐藤美幸氏

・ペアレントトレーニング研修

ペアレントトレーニングの具体的な実践についての講義とグループワークを実施

北部：令和元年10月10日（木）中丹東保健所 16名参加

講師：花ノ木医療福祉センター 弓削マリ子氏

大阪大谷大学 全 有耳氏

南部：令和元年10月18日（金）京都経済センター 29名参加

講師：京都佛教大学 免田 賢氏

(4)ソーシャルスキルトレーニング手法を用いた放課後等デイサービス事業所へのアウトリーチ型支援を実施、事例集作成に向けた取り組み

・「発達障害事業専門職研修」の基礎理論研修を修了した職員がおり、かつ日々の療育の中にソーシャルスキルトレーニング手法を用いた支援プログラムの実施を希望された放課後等デイサービス事業所に対して、外部アドバイザーとともに支援プログラムの作成についての研修や、実践状況を確認しながら助言等アウトリーチ型支援を実施

北部：舞鶴こども療育センター 4回実施（参加児童5名）

南部：わいわいプラス城陽教室 6回実施（参加児童6名）

講師・アドバイザー：京都教育大学 佐藤美幸氏

発達障害者支援センター職員

・事例集は、アウトリーチ支援終了後の検討会議にて、令和2年度の完成・発行に向けた構想を確認

4 発達障害の理解促進と普及啓発

(1)発達障害者に係る府民の理解を深めるための公開講演会の開催（7/7）

令和元年7月7日（日） 京都府立総合社会福祉会館 185名参加

講師：琵琶湖病院 副院長 村上 純一氏

題目：「思春期・青年期における睡眠障害と神経発達症」



7/7 公開講演会の様子



12/1 医療職向け専門研修講師

(2)医療職向けの専門職研修の開催

令和元年12月1日（日） 京都府立総合社会福祉会館 92名参加

講師：音羽病院 神経精神科副部長 崎濱 盛三氏

題目：「依存症・合併症に留意した自閉スペクトラム症の医療」

(3)福祉・教育機関、警察署等・行政機関等の研修への講師派遣

- 合計20件（国機関1件、行政機関4件、教育機関9件、福祉機関2件、就労機関1件、医療機関1件、老人施設1件、親の会1件）の講師依頼があり講師派遣を実施

(4)「世界自閉症啓発デー」行事への参加（4/2京都駅前、10月わかさスタジアム）

- 4/2 京都駅前広場にて開催の「世界自閉症啓発デー」行事に4名が参加。チラシ配布等啓発活動を実施するとともに、京都市発達障害者支援センターかがやきと共に相談会を実施。10月に実施予定のわかさスタジアムでのイベントは、主催者の都合で実施が見送られ中止

5 関係機関・団体との連携強化

(1)市町村自立支援協議会、労働・教育等関係機関の連携会議への積極的参加

- 山城北圏域障害者自立支援協議会及び、山城南圏域障害者自立支援協議会、京田辺市地域自立支援協議会の会議に計10回、京都障害者職業センター開催の就労機関との連携会議に2回、特別支援教育に携わる教育機関の会議に9回参加

(2)圏域支援センター連絡会開催による各圏域相談支援体制の情報収集（北部・南部年2回）

- 1回目：北部・南部圏域支援センター合同で5月23日（木）に実施

京都府障害者支援課、6 圏域支援センターと共に平成 30 年度の事業報告、圏域課題等を出し合い、令和元年度の取組みを共有、各圏域担当者との初回相談を実施

- ・2 回目：北部圏域 3 月 2 日（月）、南部圏域 3 月 6 日（金）に実施
府内発達障害児者支援の共有・連携のため、保健所会議と合同開催。
- 京都府障害者支援課の今年度の取組み及び、令和 2 年度の施策（案）を共有の後
発達障害者支援センター、圏域支援センターの取組み結果の内容整理や、次年度に向けての取組み内容、要望等確認。保健所との意見交換を実施

6 職員の資質向上

(1)外部研修や研究大会への派遣による専門知識の習得

- ・発達障害児者に関わる他機関開催の外部研修に参加し、職員間での情報交換や、国の最新施策情報等習得。また、こども相談室においては、高次脳機能障害児支援のために、医師による臨床例や調査報告、併せて高次脳機能障害児への支援に係るネットワーク主催の研修会に参加

(2)外部研修受講後、所内において復命研修実施により講師経験の蓄積（新規）

- ・研修会参加後の所内における復命研修を 4 回実施（4 月、8 月、10 月、3 月）

(3)働き方改革関連法に対応する取り組みの推進（新規）

ア 正規・非正規職員間の業務分担の点検・整理等の推進

- ・不合理な待遇差がないようにするため、総合職員・地域職員・嘱託職員の具体的な業務の内容、責任の程度等を明確にし、各職員の業務分担を点検整理

イ 年次有給休暇の確実な取得と時間外労働上限規制の尊守の推進

- ・適時、年次有給休暇取得状況の集計を確認しながら、取得の少ない職員へ取得を促し、確実な休暇取得を推進。また、時間外勤務の事前命令を徹底することで時間外労働上限規制を遵守

ウ 勤務時間の把握をサポートするツールの活用も含めた職員の適切な勤務時間管理の推進

- ・出退勤システム（タイムレコーダー）を導入し、職員の労働時間管理体制を構築

11 自主事業実施状況

在宅福祉支援センター

【概況】

在宅福祉支援センター相談支援事業所TOMO（以下、「TOMO」という。）では、心身障害者福祉センター障害者支援施設をはじめ、隣接する南京都病院利用者や地域で就労を目指す方、自宅での家族による生活介助が困難になってきた方が、福祉サービスを適切に利用いただけるようサービス等利用計画を作成するなど支援した。また、心身障害者福祉センター附属リハビリテーション病院（以下、「リハ病院」という。）入院患者や生活訓練事業所「ひまわり」利用者が、それぞれ退院後又は訓練終了後に地域で安定した生活が営めるよう関係機関とともに相談支援を行った。

また、「城陽市障がい者自立支援協議会サービス調整部会」に参加し、地域の事業所（居宅介護、生活介護、入所施設、相談支援等）と情報交換することで、他事業所との連携強化に努めた。

地域における公益的な活動の一つとして、地域で開催されるイベント会場にブースを設け、広く福祉に関する相談を受ける「福祉なんでも相談会」を実施した。また、新たに乙訓地域の福祉事業所説明会に参加し、事業所の広報に努めた。

【事業計画とその取組結果】

1. 虐待防止の徹底、危機管理体制の強化

(1) 虐待防止の徹底

ア 「虐待防止に係る職員セルフチェックリスト」の実施とその結果分析や改善策検討を行う「気づきミーティング」の実施（月1回）

- ・毎月セルフチェックを実施し、支援上の困りごとや疑問点の共有や記録の徹底など改善策として実施
- ・少人数の事業所内での報告・連絡・相談は、タイムリーに行えていることもあり、全員参加による「気づきミーティング」は実施回数と内容を変更（年12回→年2回）年2回実施

イ 虐待防止研修への積極的参加

- ・京都府障害者虐待防止・権利擁護研修の管理者・従事者コースに参加
- ・法人の虐待防止研修（共通研修）に参加

(2) 危機管理体制の強化

ア 心身障害者福祉センターと一体となって地震災害や感染症など危機事象に対する実効性を高める取組を推進

- ・心身障害者福祉センター障害者支援施設で開催された地震想定の避難訓練に参加

イ 事故、ヒヤリハット、苦情等、迅速な「報告・連絡・相談」の徹底

- ・事故・ヒヤリハットに関する事案発生時には、速やかに共有（所長不在の場合電話）することを徹底

ウ 各種マニュアルの点検及び職員間での共有

- ・年度始めに各種マニュアルの内容を改めて共有するとともに、緊急時対応マニュアル等の見直しを実施

2. 自立運営をめざした体制の強化

(1) 定員充足及び利用料収入の確保と経費の効率的執行

ア 利用料収入等の確保

- ・サービス等利用計画等作成数

(計画作成件数 30 件、モニタリング報告件数 70 件) 作成件数 100 件

- ・新たな計画作成件数は 24 件、モニタリング報告件数は 108 件、合計件数 132 件
- ・前年度から継続していた、入所施設や精神科病院から退所・退院した方や家族との同居から一人暮らしに移行した方等の、地域生活に不安を抱える方等に対して、地域生活を継続していくための見守り支援を行う地域定着支援は 5 件
- ・城陽市からの障害福祉サービスに係る障害支援区分認定調査は 20 件を予定していましたが依頼なし。

イ 定期的な執行状況分析による予算管理の徹底

- ・予算と執行状況を確認しながら、経費削減に努めて予算を管理

(2) 働き方改革関連法に対応する取組の推進（新規）

ア 正規・非正規職員間の業務分担の点検・整理等の推進

- ・不合理な待遇差がないようにするために、総合職員・地域職員・嘱託職員の具体的な業務の内容、責任の程度等を明確にし、各職員の業務分担を点検整理

イ 年次有給休暇の確実な取得と時間外労働上限規制の遵守の促進

- ・適時、年次有給休暇取得状況の集計を確認しながら、取得の少ない職員へ取得を促し、確実な休暇取得を推進。また、時間外勤務の事前命令を徹底し、時間外労働上限規制を遵守

ウ 勤務時間の把握をサポートするツールの活用も含めた職員の適切な勤務時間管理の推進

- ・法人内で試行のタイムカードは他施設での試行実績を参考にして次年度から導入

(3) 人材育成の強化と安定的な人材確保

心身障害者福祉センター障害者支援施設及び附属リハビリテーション病院職員を対象に 疾患、障害に関する専門研修会の企画運営

- ・両機関との連携による専門研修については、高次脳機能障害等をテーマとして実施予定としていたが、両機関ともに高次脳機能障害に関する外部研修の受講及び復命研修の実施で充足できたため、未実施

(4) 活気溢れる職場づくり

ア 朝礼時の業務遂行状況の報告と情報共有

- ・毎朝、朝礼を実施して職員間の支援等に関する情報を共有

イ 事業所内清掃による整理整頓の徹底

- ・相談カウンターやミーティングテーブルの配置の見直しや、所内清掃の適時実施等執務しやすいよう環境を整備

3. 安心安全な福祉サービスの提供

(1) 利用者支援の充実とサービス内容の改善・見直しの推進

ア 各種マニュアルの更新

- ・緊急時対応マニュアル等についての見直しを実施

イ 法人内外施設利用者及び附属リハビリテーション病院退院患者や他の障害者への生活に関する相談の実施

- ・心身障害者福祉センター障害者支援施設から、近隣の生活介護事業所への通所を希望する利用者1名について、当該生活介護事業所への見学に同行
- ・附属リハビリテーション病院の入院患者について、担当医師からの要請のもと、退院後の生活に関する聴き取りや情報提供を実施。主として地域の相談事業所へ対応を依頼

ウ 心身障害者福祉センター障害者支援施設との連携による地域移行の推進

- ・日帰りでの帰宅の際の同行や復帰後の在宅生活を見据えた生活介護事業所への継続的な通所と、通所日数の増加を支援(1名)
- ・在宅復帰を進めるに当たり関係者会議で状況を整理し、復帰後の福祉サービス利用についても情報提供

(2) 地域福祉への貢献

地域住民を対象とした「福祉なんでも相談会」の開催(年4回)

- ・城陽市「福祉ふれあいまつり」にて、法人内職員の協力のもと、広く地域の方々へ福祉に関する相談を受ける「福祉なんでも相談会」のブースを設置
- ・今年度新しく井手町「ふれあい福祉まつり」への参加調整を行っていたが、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため「ふれあい福祉まつり」中止
- ・初めて乙訓地域の福祉事業所説明会に参加し、リーフレットの設置を依頼するなど広く広報できた。

4. 広報活動の強化

地域における自立支援協議会等への積極的な参画による情報交換、広報の実施

- ・城陽市障がい者自立支援協議会サービス調整部会に参加し、隨時関係機関との情報交換